

平成 20 年度
特許庁大学知財研究推進事業

大学の国際連携に係る
海外特許出願戦略に関する研究報告書

平成 21 年 3 月

財団法人比較法研究センター

序

2006 年からスタートした第 3 期科学技術基本計画の下では、厳しい国際競争の中で絶えざるイノベーションを創出し持続的に発展する产学連携システムの構築のため、产学連携によって生み出される大学と企業との共同研究の競争的戦略や社会・国民への成果還元にむけた仕組みの重要性が示されている。イノベーションを効率化に促進するためには、技術の創造・保護から市場展開に至るまで時代に対応した知財戦略の実行と知財制度の整備を図る必要がある。

我が国の大学は、海外の大学・企業との国際的な学学連携・产学連携（共同研究等）を取り組んでいるところ、海外企業からの共同研究や受託研究の受入などの国際的な产学連携活動を強化することは、我が国の国際競争力の強化を図る上で極めて重要である。また、研究開発のグローバル化が進む中で、大学等においてオープン・イノベーションに対応した产学連携を行うことが教育・研究の活性化に資する点にも留意し、国際的な特許の活用を行っていくことも重要である。大学における研究成果を有効的かつ適切に権利化し商業化するという知財サイクルを効果的に回すためには、産業界においては科学の領域に遡り技術開発を行い商業化に結びつけることが必要であり、大学においては、基礎研究の段階で、当該技術の応用や商業化を目指して研究を行うことが求められている。これらは、一方通行ではなく、研究と市場を結びつける双方向の流れを活性化しなければならない。

ところで、文部科学省「产学連携等実施状況調査（平成 19 年度実績）」によると、大学等と企業等との共同研究は 16,211 件、受託研究は 18,525 件に上っている。また、大学の知的財産本部や学内又は学外に設置された承認 TL0 による活発な活動の結果、国公私立大学等の機関が行った 2007 年度の特許出願件数は国内・外国合わせて 9,869 件、前年比 9% 増加しており、特許権の実施状況は、2,872 件と前年度に比べて 1,589 件（124%）と大幅に増加している。収入額については、約 8 億円と前年度に比べて約 3 千万円（3%）減少したが、特許権以外の知的財産権等による収入を合わせると約 18 億円となり、前年度に比べて 2 倍以上の増加となっている。

一方、全米大学技術管理者協会（Association of University Technology Managers : AUTM）の調査では、米国の大学による特許の 2006 年度の実施許諾件数は 4,038 件、実施料収入は 12.5 億ドルであり、我が国と比べると、実施許諾件数は約 30%程度多いが、収入は約 100 倍近い開きがある。

さらに、「知的財産推進計画 2008」においては、「基礎研究の最前線では多くの大学では未だに知財取得よりも論文発表に重点が置かれているなど知財マインドが確立しておらず、基本特許の国際的争奪戦では十分な成果を残せているとはいえない」との認識の上で、大学からの技術移転は「過去 6 年間で相当拡大したもののライセンス収入は米国の百分の一以下の水準に止まっており、大学発ベンチャーの数や規模でも大きな差が開いている」と

分析した上で、「研究開発や事業化の効率化をめぐってのオープン・イノベーションへの取組でも米国に先頭を譲る事態となっている」と指摘している。

このように、技術移転に関しては米国が先行しており、例えば、2007 年度の PCT 出願上位 500 に我が国の大学は 6 校のみであるが、米国は 22 大学が含まれていることから、我が国の大学が国際連携を行う際に、米国の大学の海外への特許出願戦略を参考にすることは、非常に意義のあるものと考えられる。

本調査研究は、日米の大学の国際連携による研究成果の特許出願状況、出願戦略等について文献調査、データベース調査ならびに実地調査を行い、我が国の大学が今後とるべき海外特許出願戦略について提案を行った。今後の国際連携の在り方の議論の一助となれば幸いである。

最後に、本調査研究報告書作成にあたり委員の皆様には貴重な意見と示唆をいただいた。この場をかりて深く謝礼を申し上げたい。

平成 21 年 3 月

財団法人 比較法研究センター

目 次

序

目次

要約

I.	大学の海外特許出願戦略について	13
1.	海外特許戦略の現状	13
(1)	海外特許戦略の重要性	13
(2)	日米の大学の海外特許出願の状況	13
(3)	海外特許出願における独立行政法人科学技術振興機構（JST）の役割	18
2.	我が国の大学の個別の海外特許出願戦略について	25
(1)	概要	25
(2)	大阪大学	27
(3)	京都大学	30
(4)	東京大学	37
(5)	名古屋大学	43
(6)	東北大学	47
(7)	東京工業大学	54
3.	米国大学の海外特許出願戦略・技術移転の状況等について	58
(1)	調査実施要領	58
(2)	米国における技術移転・产学連携体制の変革	59
(3)	調査対象機関の調査結果	63
(4)	調査結果を踏まえた考察	84
II.	海外出願に関するデータベース調査	91
1.	はじめに	91
(1)	データベース調査の方法	91
(2)	データベース調査の対象	92
2.	PCT出願の状況	92
(1)	出願件数	92
(2)	出願分野	93
(3)	移行国	95
(4)	優先権主張	96

3.	日米欧への直接出願の状況	97
(1)	出願件数	97
(2)	出願分野	98
(3)	優先権主張	98
4.	総合分析	99
(1)	PCT 出願件数	99
(2)	技術分野別の PCT 出願分析	102
(3)	その他の視点	104
III.	海外特許出願戦略についての提案	109
1.	海外特許出願についての戦略	109
(1)	我が国の大学の海外特許出願の現状	109
(2)	米国の大学の海外特許出願の現状	109
(3)	我が国の大学の海外特許出願状況と問題点	110
(4)	海外特許出願戦略の必要性	111
2.	英語による特許出願の促進	112
3.	大学の連携・連合化	112
4.	共有特許と海外出願	112
5.	共同研究の促進	113
6.	独立行政法人科学技術振興機構（JST）による海外特許出願支援策の拡充	113
(1)	英語による出願の促進	113
(2)	出願ルートの拡大	114
(3)	JST による支援への期待	114
7.	結語	115

資料編

資料 I	データベース調査結果	119
資料 1	大学別の出願（公開）件数及び PCT 出願の移行先	119
資料 2	技術分野別出願状況	120
資料 3	PCT 出願の多い 6 つの技術分野の移行先	126
資料 4	優先権主張の有無	127
資料 5	PCT 出願における大学と企業との共願率	128

資料II JST 特許化支援事業	129
資料III 本調査研究の対象とした我が国主要大学における知財関連各種ポリシー	140
資料1 産官学連携ポリシー	140
資料1-1 大阪大学	140
資料1-2 京都大学	143
資料1-3 東北大学	144
資料1-4 東京工業大学	145
資料2 国際産官学連携ポリシー	155
資料2-1 大阪大学	155
資料2-2 京都大学	159
資料2-3 東京大学	160
資料2-4 名古屋大学	164
資料2-5 東北大学	165
資料2-6 東京工業大学	166
資料3 知的財産ポリシー	168
資料3-1 大阪大学	168
資料3-2 京都大学	175
資料3-3 東京大学	178
資料3-4 名古屋大学	183
資料3-5 東北大学	185
資料3-6 東京工業大学	186

なお、本報告書の執筆分担は下記のとおりである。

I.	1.	木下孝彦	財団法人比較法研究センター	主幹研究員	
	2.	市政 梓	財団法人比較法研究センター	研究員	
	3.	西村由希子	東京大学先端科学技術研究センター	助教	
II.	1～3	木下孝彦	財団法人比較法研究センター	主幹研究員	
	4.	辻本希世士	辻本法律特許事務所	弁護士、弁理士、 財団法人比較法研究センター	特別研究員
III.		木下孝彦	財団法人比較法研究センター	主幹研究員	

要 約

I. 大学の海外特許出願戦略について

1. 海外特許出願の現状

経済のグローバル化が進む中で、国際競争を生き残るためにイノベーションを創出し持続的に発展する产学連携システムの構築が重要である。产学連携によって産み出される大学と企業との共同研究の競争的戦略や社会・国民への成果還元にむけた仕組みが必要である。

まず、日米の大学の海外特許出願の状況を比較してみると、文部科学省「平成 19 年度 産学連携等実施状況調査（平成 18 年度実績）」によると、過去 5 年間の共同研究の件数と金額、特許出願件数と特許実施料収入は大幅に増加している。全米大学技術管理者協会（AUTM ; Association of University Technology Managers）の調査と比べると、特許件数では、日米の大学の差はあまりみられないが、ライセンス収入は米国と約 100 倍近く開きがある。また、2007 年度の「PCT 出願上位 500」に基づくと、我が国は 6 大学のみであるが、米国は 22 大学が含まれている。

次に、日米の大学の海外特許出願のルートについて整理を行うと、基本的に同様である。しかし、特許制度については、我が国にはない制度として米国の仮出願制度があげられる。仮出願制度は、本出願同様に米国特許商標庁（USPTO）に提出するもので、通常の本出願で要求される煩雑な形式を省きながら、かつ、1 年後の本出願の為の有効出願日を早期に確立することができるもので、多くの米国大学で積極的に活用されている制度である。

ところで、我が国の大学による海外特許出願において主な役割を担っているのが海外特許出願における独立行政法人科学技術振興機構（JST）の支援制度である。JST 特許出願支援制度への申請は、平成 18 年度には 2,000 件を超えたが、その後は減少している。国内出願段階から絞り込みを進めている大学が多いためと考えられる。現在我が国の大学が行う海外出願の約半数は JST 支援によるものであることから、我が国大学により海外特許出願戦略を考える際には JST の役割についての検討も重要なとなる。

2. 我が国の大学の個別の海外特許出願戦略について

(1) 概要

PCT 国際出願上位 500 に入っている大阪大学、京都大学、東京大学、名古屋大学、等奥大学、東京工業大学（以下「我が国主要大学」という。）における海外特許出願戦略の実態

を知るべく、文献調査を実施した。具体的には、個々の大学における産学連携機関、国際的な産学連携のポリシー、海外出願の方針等に関して各大学が発表している文献、調査報告書、審議会報告書、関連論文等を整理、分析した。また、海外特許出願数や海外特許出願費用に関しては、各大学の知的財産業務担当者に対して、メール又は電話で補完調査を実施した。

(2) 大阪大学

大阪大学における海外出願の方針は、「大阪大学国際産学官連携ポリシー」に定められており、「外国知的財産権の取得」については、活用可能性があるものなどを考慮して行うとされ、「外国知的財産権の維持・活用」については、具体的には、ライセンスの状況などを考慮して行うとされている。

海外特許出願費用については、企業との共同出願の場合は原則企業負担、大阪大学単独出願であれば大学の負担となっている。海外については、大阪大学負担分については原則JSTの出願支援制度を利用している。

(3) 京都大学

京都大学における海外出願の方針は、「外国出願要否の学内判断基準」によると、先行（基礎）出願が外国出願を行っていれば、改良発明についても外国出願するというように先行（基礎）出願と改良発明をセットで扱うことが望ましいこと、費用負担が少ない（共有者負担）こと、海外での市場が大きいこと、発明者の強い希望があること、特許法第30条の適用がないこと、という点から判断を行っている。

海外特許出願の費用負担に関しては、大学のみで負担とする場合は、たとえばJST採択にもれたものの一部、発明者の研究費で負担する場合、重要な特許と判断した場合等で、学内の発明評価委員会で審議・決定される。

(4) 東京大学

東京大学における海外出願の方針は、「大学の本来的な使命の一つである基礎的・基盤的な研究活動によって生み出された成果であって、かつ世界的なレベルで東京大学が先導し得る研究成果に関しては、比較的短期に実用化・活用の可能性が期待される発明だけではなく、長期的な視点で大学の知を広く社会に還元することを前提に、顕在的・潜在的な産業上・公益上のニーズが存在する国への特許出願・権利化・活用を戦略的に行っていくことを基本」としている。さらに「権利維持の要否につき、隨時見直すことにより、効率的

な管理・運用」を行っている。

海外特許出願の費用負担については、2005 年度～2007 年度の 3 年間における特許の出願費用及び維持費用の大学側の負担は、単独出願および大学等研究機関との共同出願を併せて、海外出願件数は 4 割程度となっている。

(5) 名古屋大学

名古屋大学においては、海外出願に関しては、「海外大学・企業等との受託研究・共同研究の研究成果を知的財産権として権利化し、長期的な視点に立った戦略的な研究活動を行うための情報と資金を得ることに配慮し、知的財産を活用」することを基本方針としている。そのため「海外における知的財産権の出願・取得・維持・活用を積極的に実施」し、「活用に際しては、TL0 等の外部機関と連携」を図っている。

海外特許出願の費用負担については、2007 年度をみると、共同負担が大学単独負担、企業単独負担よりも割合が低く、企業の負担割合が多くなっている。

なお、同大学においては、海外出願費用は、①JST の支援制度への申請、②企業負担、③基本技術となりうる案件については独自費用で対応している。

(6) 東北大学

東北大学における海外出願の方針は、「国益を考えると海外での権利化は重要」と認識してはいるが、「外国特許は費用がかかるので出願可否を慎重に判断」している。

そのため、外国出願可否の判断は、(a) 出願国で活用の可能性があるか。すなわち、費用負担に見合う市場が存在するか、(b) 共願先が費用負担する案件は、企業に判断を委ねる、(c) 大学が費用負担する案件は、基本的に JST の特許出願支援制度を利用する、という 3 つの観点から判断している。

なお、誰が出願費用を負担するかについては、产学研連携による共同出願、大学単独出願等により、5 つの基本案件を定めている。東北大学の海外出願は、単独出願では JST の支援による出願、共同出願では企業全額負担の出願が多い。

(7) 東京工業大学

東京工業大学における海外出願の方針については、下記の点に基づき行っている。

出願：主にライセンスの見込みがある場合

費用負担：大学単独は JST 支援等を活用、企業との共願は企業負担が前提

出願国：市場のある国

海外特許出願の費用負担については、国内出願、海外出願とともに企業が持っていることが多い。特に海外出願ではそれが顕著である。

特許維持費用の負担割合は、国内、海外出願維持費用負担では、企業の負担率が高く、大学単独負担の割合は低い。海外の特許出願費用・維持費用とともに、企業による費用負担の割合が増えている。

3. 米国の大学の（海外）特許出願戦略及び技術移転の状況について

現在、产学連携・技術移転の流れは、世界的に加速度を増している。米国では、1980年に、連邦研究費による大学での研究成果の民間技術移転を規定したバイードール法が制定された。四半世紀遅れで、日本においても同様の法律が制定され、「大学における第三の使命＝社会貢献」という認識が生まれた。2004年に実施された大学法人化もその後押しとなっている。一方で、产学連携・技術移転の核となる、大学の研究から創出された「知的成果」を、どのようにマネジメント、つまり、保護・活用するか、については、各大学（組織自体ならびに所属する人材）の方向性やその目的によって、検討しなければならない点は数多く存在する。その中の一つである海外特許出願戦略についての考察は、大学が抱える「経営戦略」「知財戦略」の一環に過ぎないという声もある。しかし、多くの経営戦略の中でも、特許（知財）戦略は重要な項目の一つであることは疑うべくもない。また、成果を活用する市場が必ずしも国内にとどまらない我が国にとって、海外特許戦略を検討し、それらの知見を広く伝えることは価値があるといえる。

一方、米国の大学及びAUTMの公式データには、日本では必ず記載されている「海外特許出願数」といった国内外を切り分けたデータはほとんど存在しない。特に上位大学は、技術移転・产学連携戦略が最初に存在し、その上で市場が海外にも及ぶ場合には海外戦略や海外対応を検討する、といったように、国内・海外と分けるのではなく、あくまでも各組織の戦略や状況によって考慮・検討されていることが予想された。

従って、本調査では、海外特許戦略に関する項目を中心としながら、さらなる上位概念である技術移転・产学連携戦略についてヒアリング調査を実施した。その中で、戦略の一部としての出願戦略や海外戦略についても言及し、日本の大学・企業等に対する知見の提供を試みた。

調査機関は、NIH (National Institutes of Health、国立衛生研究所)、ジョンズ・ホプキンス大学、ウィスコンシン大学マディソン校、カリフォルニア大学バークレー校、スタンフォード大学について、インターネットや論文等による調査、ならびにディレクターやシニアスタッフに対する現地でヒアリング調査を実施した。現地ヒアリング調査後は、担当者とのメールにて補完調査を実施した。また、全米の状況を把握し、本調査内容を補完するために、2009年2月11日から14日に開催されたAUTM総会に参加し、上述大学およ

び米国特許庁、ニューヨーク市立大学、マサチューセッツ工科大学、エモリー大学等に対する対面調査を実施した。

本調査前には、ヒアリング対象とした米国大学からのPCT出願数等が多かったこともあり、各大学が何らかの海外戦略を構築していると予想した。しかし、識者へのヒアリング調査や事前調査から、多くの米国大学が国内市場を第一に考えていることがわかつた。米国の大学の多くは、当初我々が描いていた予想以上に、米国国内市場に注力していることがわかつた。また、大学によっては、機関予算を有効に活用するためといった意見や、特定分野以外は海外市場を一切考えない、といった意見が挙がつた。これらを突きつめていくと、米国における多くの大学は、「大学発知的成果の社会貢献」について「社会で実際にターゲットまで伝播させる」ことを強く意識していることになると考える。

また、海外市場については、スタンフォード大学の「強力な情報・人的ネットワークがない地域への技術移転は成功しない可能性が高いので実施しない」という意見や、NIHの「将来的市場可能性を感じるためインドに注力しているが、未だわからない中国には現段階では特段の戦略構築を考えていない」という意見のように、あくまでも市場での成功ベースで戦略を構築していることがわかつた。海外市場を積極的に考えていない大学からは、カリフォルニア大学バークレー校の「情報ツール等についてはできる限り無償も含めて州民へ還元していくことに努める」という州立大学らしい意見や、ジョンズ・ホプキンス大学の「アカデミアは企業ではないため、論文による発信も制限はしない」という大学というスタンスを強く意識した意見も挙がつた。

このように、海外出願戦略の在り方については、米国大学全体として十把一絡げにまとめるることは不可能であった。しかし言いかえれば、それぞれの国内外知財（特許）戦略は、大学が抱える状況や社会貢献に対する意識や目的によって変わるともいえる。つまり、日本の大学に対して、本調査のような個別機関調査を積み重ねることは、より自分に近い意識・目的を有する大学の知見やノウハウを有することができるため、一層具体的かつ有益であると考える。

日本では、多くの大学・企業は、共同研究ステージから積極的に連携を実施し、その際発明創出後の流れ（権利の取扱い）までも契約にて明文化する場合がほとんどである。そして、企業だけでなく多くの評価機関において、特許出願数が評価の対象となっている。確かに、特許出願数は重要な評価項目の一つであろう。しかし、特許出願＝社会貢献ではないこともまた明らかである。

今後の日本に対する提言として、共同研究・受託研究という、従来型の連携スタイルから視野を広げ、大学が有する単願特許等のマネジメントやベンチャー企業とのさらなる連携についてより一層検討（改善）していくことを挙げる。また、単独出願数の割合をただ増やすのではなく、それらをどう社会貢献へ導いていくか、という戦略的な視点も重要であろう。今後は、日本の技術移転・产学連携マネジメントのスタイルもより一層多様化す

ると思われるが、その際、米国事例の戦略構築ノウハウの一部は有用な知見となると考える。

II. 海外出願に関するデータベース調査

1. はじめに

経済のグローバル化に伴う世界的な特許権取得ニーズの高まりを背景に PCT 出願が大きく増えてきている。PCT 出願は、出願後、出願費用のかかる各国へ移行するまでの 30 ヶ月の間に技術動向の把握し、事例等を加えて特許を強くすることが可能であるのみならず、その間にライセンシーを見つける活動ができるというメリットがある。

本研究では、「PCT 出願上位 500」に含まれている日米の主要大学計 28 校（米国 22 校、日本 6 校）を対象に、2004 年～2007 年の間の PCT 出願については、PATENTSCOPE® (<http://www.wipo.int/PCTdb/en/>) を利用して、日米の主要大学を出願人とする PCT 出願に関する情報を抽出した。また、米国特許庁 (USPTO)、日本国特許庁 (JPO)、欧州特許庁 (EPO) への直接出願についてもデータベース調査を行い、海外特許出願について総合的に分析を行った。

2. PCT 出願の状況

PCT 出願件数については、2004 年～2007 年の合計で、米国の大学トップのカリフォルニア大学 (1,454 件) とマサチューセッツ工科大学 (583 件) の PCT 出願件数が多いが、それ以下の大学になると年間 100～300 件程度であり、我が国主要大学と同水準である。

出願分野は、医療機器、医療品、有機化学・農薬、バイオ・ビール・酒類・糖工業、測定・光学・写真・複写機、電気・電子部品・半導体・印刷回路・発電などの分野で出願が多いことがわかった。米国的主要大学については、概ね、米国内出願と同様の件数の PCT 出願がある。一方、我が国的主要大学については、概ね、国内出願より PCT 出願が大幅に少ない場合があるが、特定の分野（医療品、有機化学・農薬、バイオ・ビール・酒類・糖工業）によっては、日本への出願と同程度の PCT 出願がある場合もある。

PCT の移行国・機関は、米国的主要大学は、欧州、オーストラリア、カナダの順に多い。我が国的主要大学は、欧州、米国、中国の順である。また、ロシア、ブラジル、インド、中国などの BRICs に対しては、日米共に対中国の出願がまだ多いものの欧米と比べると低い。韓国については、日米の主要大学は、中国とほぼ同様の出願件数である。

また、優先権主張については、ほとんどの日米の主要大学が優先権主張を行っている。

3. 日米欧への直接出願の状況

日本（JP0）、米国（USPTO）、欧州（EPO）における、日米の主要大学の特許出願に関する件数を抽出した。例えば、カリフォルニア大学では、米国内出願が1,477件でありPCT出願1,454件とほぼ同数であるが、マサチューセッツ工科大学は米国内出願365件、PCT583件、コロンビア大学は米国内出願94件、PCT出願352件と米国内出願よりPCT出願が多い結果がでている。一方、我が国的主要大学は、国内出願がPCT出願より相当多く、国内出願とPCT出願の比率については、公開のズレを考慮したとしても日米の主要大学で大きな差があることが判明した。

出願分野は、医療機器、医療品、有機化学・農薬、バイオ・ビール・酒類・糖工業、測定・光学・写真・複写機、電気・電子部品・半導体・印刷回路・発電などの分野で出願が多いことがわかった。米国的主要大学については、概ね、PCT出願と同様の件数の米国内出願がある。一方、我が国的主要大学については、概ね、国内出願はPCT出願に比べて大幅に多い傾向にあるが、特定の分野（医療品、有機化学・農薬、バイオ・ビール・酒類・糖工業）によっては、PCT出願と同程度日本への出願がなされていることがわかった。

優先権主張については、全体的には高い優先権主張の比率を示しているが、我が国主要大学の日本国特許庁における優先権主張率は相当低い。これには、一般的には国内出願については優先権を主張しないためと考えられる。あるいは、国内出願後、改良技術が生まれた場合、新しい実験結果が出たような場合があるためと考えられる。そのため、国内出願に優先権主張が伴うか伴わないかの問題と海外戦略の問題を、本データベース結果から安易に結びつけるのは難しい。

4. 総合分析

(1) PCT出願件数

PCT出願件数に関して、日米主要大学に大きな差がないということは、大学内で生まれた発明の量（少なくとも、特許出願に至っている発明の量）については、日米の大学で大きな差がないことを示していると思われる。しかしながら、PCT出願件数と国内出願との割合に差があるということは、日本の大学の場合、米国の大学に比べて、大学内で生まれた発明（特許出願に至った発明）のうち海外でも権利化を図るものを見受けられる。

(2) 技術分野別のPCT出願分析

PCT 出願件数が多い技術分野は国内出願も多く、また、国内出願と PCT 出願件数の割合も全体の傾向と大差はないので、やはり国内出願している技術が多ければ多いほど、その分だけ海外出願も伸びる傾向にあると推測される。

技術分野（電子部品、半導体、印刷回路、発電）については、日米の大学とも、比較的サンプル数が多い中で、全体の傾向よりも、相互に向けた出願（日本の大学から米国向けの出願、米国の大学から日本向けの出願）や、中国・韓国に向けた出願の件数は比較的多い傾向が出ている点は、注目してもよいと思われる。その理由の 1 つとしては、同分野の技術を用いた製品のマーケットが日米・アジア地域に広がっていることが挙げられるかもしれない。

(3) その他の視点

日米いずれの大学とも、PCT 出願においては、ほとんどが優先権主張を伴っていることが表れている。自国などに出願を行った後、1 年以内に優先権主張を伴って PCT 出願を行っているのではないかと推測される。

また、日本の大学の方が企業と共同出願する割合が米国の大学に比べて相当高い。集計における条件設定の問題があるため誤差はあると思われるが、同一の条件設定の下ではつきりと数字の差が出ているということは、概ねの傾向としては、米国の大学は企業との共同出願割合が少なく、日本は多い、と考えてよいと思われる。

III. 海外特許出願戦略についての提案

本研究は、日米の主要な大学の PCT 出願並びに直接出願についてのデータベース分析から得られた日米主要大学の海外特許出願の傾向をさらに詳細に理解するため、現地ヒアリング調査を実施した。それらの結果を踏まえて、本研究のために設けられた委員会において我が国の大にに対して何が提案できるか、という視点から検討を行った。

海外企業からの共同研究や受託研究の受入などの国際的な产学連携活動を強化することは、我が国国際競争力の強化を図る上で極めて重要である。また、研究開発のグローバル化が進む中で、大学等においてオープン・イノベーションに対応した产学連携を行うことが教育・研究の活性化に資する点にも留意し、国際的な特許の活用を行っていくしかなければならない。また、大学における研究成果を有効的かつ適切に権利化し商業化するという知財サイクルを効果的に回すためには、産業界においては科学の領域に遡り技術開発を行い商業化に結びつけることが必要であり、大学においては、基礎研究の段階で、当該技術の応用や商業化を目指してグローバルな視野を持って研究を行うことが求められている。そこで、具体的には、我が国の大にに対する提案として、①海外特許出願についての戦略

の明確化、②英語による特許出願の促進、③大学の連携・連合化、④共有特許と海外出願、⑤共同研究の促進、⑥独立行政法人科学技術振興機構（JST）による海外特許出願支援策の拡充の6つを提示する。

①海外特許出願戦略の必要性

大学は、自らが得意とする技術分野や研究者と産業界との結びつき等に基づいた特許出願戦略が求められている。本データベース調査結果でも明らかになったように、バイオ、医薬品、医療機器分野において、わが国の主要大学は国内出願とほぼ同件数のPCT出願を行っている。その主な理由は、海外での市場が存在するということであるが、海外市场が見極められる発明については、海外出願するという選択肢を積極的に活用することも必要であろう。技術によっては我が国で特許を取得しても市場がないものもあるため、産業分野、市場、研究者のつながり等を反映させた海外特許出願が肝要となる。

②英語による特許出願の促進

海外特許出願を見据えている先端的な発明の多くは、研究者が海外で英語の論文を発表しているものが多い。最初から英語で出願書類を作成することで、そのまま米国を始めとする英語圏の特許庁に出願やPCT出願後の移行についてもスムーズに行われるようになるであろう。

③大学の連携・連合化

研究者の英語での研究論文がそのまま明細書に使えるわけではない。特許出願に係る明細書の作成はテクニカルであるため、独自に英語での出願手続が可能な一部の大学を除いた大学は、大学の連携化や連合化を行うことで、海外出願の窓口業務と手続の効率化を図る必要があるであろう。

④共有特許と海外出願

企業との共同出願の場合は、海外特許出願費用は企業が負担する場合が多いが、そもそも共有特許のライセンスは単独特許と比べてライセンスしにくい面があると思われる。共同研究において大学と企業が求めるものは異なるが、海外出願の視点からも権利の共有がベストな選択肢であるかどうかの検討を行う必要があるだろう。

⑤共同研究の促進

グローバル社会において、本当に優れた技術は国境を越える。海外特許出願そのものが目的ではなく、大学は海外出願できるような、言い換えると海外市场に求められるような優れた発明を生み出すことに主軸をおくことが重要であろう。そのために大学は、積極的

な国内外の大学、研究機関や企業との共同研究の促進等をとおして、わが国のみならず、海外市場を視野にいれなければならない。

⑥独立行政法人科学技術振興機構（JST）経由の海外特許出願支援策の拡充

JST は、大学が主体となって海外出願を促進する活動に対して支援を行っている。例えば、英語翻訳や、海外との連携や提携に係る外国の代理人費用の（一部あるいは全部）支援、あるいは、外国におけるライセンスの成功事例の場合に、出願費用の（一部あるいは全部）支援が JST の役割として期待されるところである。

最後に強調しておきたいことは、大学にとって、PCT 出願や海外特許出願が目的になるものではないだろう。PCT 出願はあくまで選択肢のひとつである。大学からの発明の出願に関しては、基本的には大学の知的財産ならびに特許ポリシーに従って、PCT 出願や海外出願を検討されている。これまで一般的な海外出願であった、「大学発の発明→日本国特許庁への出願→JST へ申請→PCT 出願→移行国への出願」という流れの再検討を行い、大学の特色に合わせた海外特許出願戦略を構築することが重要であると思われる。

I . 大学の海外特許出願戦略について

I. 大学の海外特許出願戦略について

1. 海外特許出願の現状

(1) 海外特許出願の重要性

我が国第3期科学技術基本計画の下では、厳しい国際競争の中で絶えざるイノベーションを創出し持続的に発展する产学連携システムの構築のため、产学連携によって生み出される大学と企業との共同研究の競争的戦略や社会・国民への成果還元にむけた仕組みの重要性が示されている。また、知的財産推進本部「知的財産推進計画2008—世界を睨んだ知財戦略の強化」は、国際产学連携や共同研究の推進が重要であるとし、今後はより積極的に「外国出願に基づく優先権主張を伴う国際的な特許出願を支援の対象」とするとしている¹。経済のグローバル化の中で、国際社会で生き残るために、イノベーションを核とした、技術の創造・保護から市場展開に至るまで時代に対応した知財戦略の実行と知財制度の整備を図らなければならない。

かような計画の下で我が国の大学は、海外の大学・企業との国際的な学学連携・产学連携（共同研究等）に取り組んでいるところ、海外企業からの共同研究や受託研究の受入などの国際的な产学連携活動を強化することは、我が国の国際競争力の強化を図る上で極めて重要である。研究開発のグローバル化が進む中で、大学等においてオープン・イノベーションに対応した产学連携を行うことが教育・研究の活性化に資する点にも留意し、国際的な特許の活用を積極的に行っていかなければならない。大学における研究成果を有効的かつ適切に権利化し商業化するという知財サイクルを効果的に回すためには、産業界においては科学の領域に遡り技術開発を行い商業化に結びつけることが必要であり、大学においては、基礎研究の段階で、当該技術の応用や商業化を目指して研究を行うことが求められている。大学と産業界が連携することにより、海外で通用する発明を生み出し、積極的な海外特許出願ならびに活用を促進することで、持続的に発展する产学連携システムの構築につながるのである。

(2) 日米の大学の海外特許出願の状況

(i) 日米の大学の特許出願と共同研究の状況

文部科学省「平成19年度产学連携等実施状況調査（平成19年度実績）」²によると、大

¹ 知財戦略本部「知的財産推進計画2008—世界を睨んだ知財戦略の強化」30頁（2008）。

² http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/sangakub/08080708.htm

学等と企業等との共同研究は16,211件、受託研究は18,525件に上っている。また、大学の知的財産本部や学内又は学外に設置された承認TL0による活発な活動の結果、国公私立大学等の機関が行った2007年度の特許出願件数は国内・外国合わせて9,869件、前年比9%増加しており、特許権の実施状況は、4,390件と前年度に比べて1,518件(152%)と大幅に増加している。収入額については、7億7,444万円と前年度に比べて約3千万円(3%)減少している。他の知財実施料を加えると18億5,705万円である。

共同研究実施件数

区分	国立大学等		私立大学等		公立大学等		計	
	件	前年比	件	前年比	件	前年比	件	前年比
平成14年度	6,767		—		—		—	
平成15年度	8,023	1.19倍	850		382		9,255	
平成16年度	9,378	1.17倍	938	1.10倍	412	1.08倍	10,728	1.16倍
平成17年度	11,362	1.21倍	1,165	1.24倍	493	1.20倍	13,020	1.21倍
平成18年度	12,405	1.09倍	1,655	1.42倍	697	1.41倍	14,757	1.13倍
平成19年度	13,654	1.10倍	1,791	1.08倍	766	1.10倍	16,211	1.10倍

受託研究実施件数

区分	国立大学等		私立大学等		公立大学等		計	
	件	前年比	件	前年比	件	前年比	件	前年比
平成14年度	6,584		—		—		—	
平成15年度	6,986	1.06倍	5,771		1,029		13,786	
平成16年度	7,827	1.12倍	6,240	1.08倍	1,169	1.14倍	15,236	1.11倍
平成17年度	9,008	1.15倍	6,796	1.09倍	1,156	0.99倍	16,960	1.11倍
平成18年度	10,082	1.12倍	6,776	1.00倍	1,187	1.03倍	18,045	1.06倍
平成19年度	10,584	1.05倍	6,779	1.00倍	1,162	0.98倍	18,525	1.03倍

* 「—」は調査を行っていない。

特許出願件数の推移

区分	国立大学等				私立大学等				公立大学等				計			
	国内出願	外国出願	計	前年比	国内出願	外国出願	計	前年比	国内出願	外国出願	計	前年比	国内出願	外国出願	計	前年比
平成14年度	496	333	829		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
平成15年度	918	426	1,344	1.62倍	900	151	1,051		63	4	67		1,881	581	2,462	
平成16年度	3,756	396	4,152	3.09倍	1,214	506	1,720	1.64倍	115	7	122	1.82倍	5,085	909	5,994	2.43倍
平成17年度	5,349	906	6,255	1.51倍	1,579	408	1,987	1.16倍	269	16	285	2.34倍	7,197	1,330	8,527	1.42倍
平成18年度	5,650	1,353	7,003	1.12倍	1,319	399	1,718	0.86倍	313	56	369	1.29倍	7,282	1,808	9,090	1.07倍
平成19年度	5,215	2,427	7,642	1.09倍	1,320	509	1,829	1.06倍	347	51	398	1.08倍	6,882	2,987	9,869	1.09倍

* 「—」は調査を行っていない。

特許権実施等件数及び収入の推移

(単位：千円)

区分	国立大学等				私立大学等				区分	公立大学等				計			
	件数	前年比	収入	前年比	件数	前年比	収入	前年比		件数	前年比	収入	前年比	件数	前年比	収入	前年比
平成15年度	79		427,655		106		115,569		平成15年度	0		0		185		543,224	
平成16年度	223	2.82倍	415,997	0.97倍	247	2.33倍	124,893	1.08倍	平成16年度	7	--	1,619	--	477	2.58倍	542,509	1.00倍
平成17年度	932	4.18倍	436,586	1.05倍	317	1.28倍	200,207	1.60倍	平成17年度	34	4.86倍	1,870	1.16倍	1,283	2.69倍	638,663	1.18倍
平成18年度	2,026	2.17倍	566,646	1.30倍	809	2.55倍	217,068	1.08倍	平成18年度	37	1.09倍	17,625	9.43倍	2,872	2.24倍	801,339	1.25倍
平成19年度	3,204	1.58倍	571,387	1.01倍	1,110	1.37倍	172,056	0.79倍	平成19年度	76	2.05倍	31,004	1.76倍	4,390	1.53倍	774,447	0.97倍

特許権+その他知財実施料収入の推移

(単位：千円)

区分	国立大学等	私立大学等	公立大学等	計
平成17年度	649,488	214,790	7,120	871,398
平成18年度	1,539,495	237,984	19,336	1,796,815
平成19年度	1,610,304	209,551	37,202	1,857,057

* その他知的財産とは、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウ等

一方、全米大学技術管理者協会（AUTM³）の調査では、米国の大学による特許の2007年度の実施許諾件数は4,419件（161大学）、実施料収入は17億7,496万ドル（2006年実績）であり⁴、我が国と比べると、実施許諾件数はほぼ同数であるが、収入（特許以外の知財も含める）は約100倍近く開きがある。

AUTM：米国大学並びに研究機関におけるライセンスとオプション数（2007）

FY 2007	Number of Respondents	Total Executed	Startups	% of Total	Small Companies	% of Total	Large Companies	% of Total
U.S. Universities	161	4,419	764	17.8%	2,150	50%	1,383	32.2%
U.S. Hospitals & Research Institutions	32	676	59	8.8%	337	50.4%	272	40.7%
Technology Investment Firms	1	14	--	--	--	--	14	--
All Respondents	194	5,109	823	16.5%	2,487	49.9%	1,669	33.5%

これらの統計数字が表す产学連携における日米の差に鑑み、「知的財産推進計画 2008」においては、「基礎研究の最前線では多くの大学では未だに知財取得よりも論文発表に重点が置かれているなど知財マインドが確立しておらず、基本特許の国際的争奪戦では十分な成果を残せているとはいえない」との指摘しており、大学からの技術移転は「過去6年間で相当拡大したもののライセンス収入は米国の百分の一以下の水準に止まっており、大学

³ AUTM: Association of University Technology Managers

⁴ AUTM License Survey 2007 FY at

<http://www.autm.net/Content/NavigationMenu/Surveys/LicensingSurveysAUTM/FY2007LicensingActivitySurvey/AUTMUSLS07FINAL.pdf>

発ベンチャーの数や規模でも大きな差が開いている」とした上で、「研究開発や事業化の効率化をめぐってのオープン・イノベーションへの取組でも米国に先頭を譲る事態となっている」と分析している⁵。

(ii) 日米の大学の特許出願の状況

2007 年度の「PCT 出願上位 500」⁶に基づくと、我が国は 6 大学のみであるが、米国は 22 大学が含まれている。米国の大学トップのカリフォルニア大学の PCT 出願件数は 1,525 件と他大学より抜きでているが、これはカリフォルニア州内の 10 キャンパスを総合したものであることに留意しておく必要がある。次にマサチューセッツ工科大学（584 件）、コロンビア大学（399 件）と続く。我が国の大学では、大阪大学（308 件）、京都大学（304 件）そして東京大学（286 件）と続いている。

我が国の大学の海外特許出願を促進するにあたり、日米の大学の PCT 出願の差はどのような意味をもつんだろうか。日米の大学の海外特許を分析するにあたっては、PCT 出願だけでは不十分である。移行国ならびに日米欧への直接出願についてのデータを併せて分析することで特許出願傾向が見えてくるだろう。

ところで、PCT 出願の最大のメリットは、出願後、出願費用のかかる各国へ移行するまでの 30 ヶ月の間に技術動向の把握し事例等を加えて特許を強くすることが可能であるのみならず、その間にライセンシーを見つける活動ができるということもある。このため、海外出願戦略として PCT 出願が重要になっているのである。

① 我が国の大学の特許出願

我が国の大学が選択できる特許出願は次のルートがある。

- ・国内出願
- ・PCT 出願
- ・外国への直接出願

2004 年から 2007 年の国内出願については、大阪大学（475 件）、京都大学（563 件）そして東京大学（701 件）となっており、単純比較を行うと米国主要大学より多くらいである。

大学で生まれた発明は、学内の発明委員会等の審議結果に基づき、当該発明等が職務発明等であるか否か、及び職務発明等である場合に大学が当該発明等に係る特許を受ける権

⁵ 「知的財産推進計画 2008—世界を睨んだ知財戦略の強化—」 知的財産戦略本部 1-2 頁（2008）。

⁶ List of the Top 500 PCT Applicants in 2007 at
http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/applicants_ranking.html

利等を承継するか否かを決定⁷し大学が発明者から権利譲渡を受けた後に、我が国特許庁に出願される。承継されなかった発明は研究者（発明者）に戻される。海外出願については、我が国特許庁に出願された後、PCT 出願や外国の特許庁に直接出願される場合もあるが、制度上は我が国特許庁への出願が前提となるものではない。しかし、海外出願は翻訳費等の出願費用が高額になることもあり、外部からの出願費用の獲得（例えば、共同研究の相手方の企業や JST による支援制度）が得られない場合は大学負担となるので、財政面⁸も含めてより慎重な検討が必要になる。

② 米国の大学の特許出願

米国の大学が選択できる特許出願は次のルートがある。

- ・国内出願
- ・PCT 出願
- ・外国への直接出願

2004 年から 2007 年の国内出願については、カリフォルニア大学（1,477 件）、マサチューセッツ工科大学（365 件）そしてコロンビア大学（94 件）となっている。米国は、世界最大の市場であることから、米国内出願をせずに他国に直接出願するケースは極めて希であろう。日米の大学における出願までの学内プロセス（開示→発明委員会→承継決定→出願）は類似している。ただし、米国は仮出願制度を設けており、この点において我が国と異なっている。米国の大学では、発明の開示後に特許出願の許否について判断している。通常は、仮出願後に商業化の可能性を求めて売り込みを行なう、あるいは、学内でその発明の商業価値や特許を取るに値する価値があるかを査定している⁹。

ここで仮出願について概観する。仮出願は、本出願同様に米国特許商標庁（USPTO）に提出するもので、通常の本出願で要求される煩雑な形式を省きながら、かつ、1 年後の本出願の為の有効出願日を早期に確立することができる。例えば仮出願では、正式なクレーム、宣誓書・宣言書、発明の背景、発明の要約、先行技術説明書が不要なことに加えて、図面も手書きが認められているなど、大幅な略式での申請が認められている（下記の「仮出願に必要な基本要項」参照）¹⁰。

⁷ 大学は、開示された発明について新規性、進歩性、市場性、有用性、学術的インパクト等の観点から審議を行う。

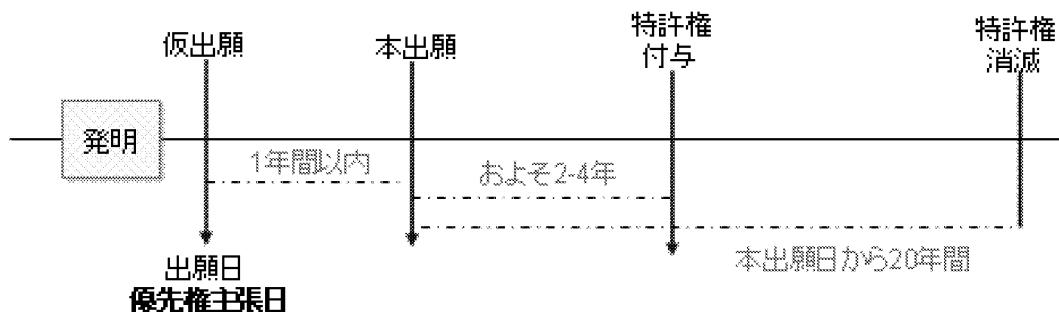
⁸ 国立大学の運営費交付金が年間 1% 削減、私立の私学助成金も 1% 削減の状況である。この運営費の範囲内で研究や教育などをを行いさらに知財活動も行っており、多額の出願費用を支出することが厳しい状況である大学が多い。

⁹ 財團法人比較法研究センター「海外の大学における知的財産権の取扱いに関する実態調査」121 頁（内閣府、2006）

¹⁰ 米国が仮出願制度を採用したのは、国内優先権制度を採用しない代替案として導入されたといわれている。米国は、明細書の 3 要件（発明の記述、実施可能要件およびベストモードの記載要件）を厳しく判断しておらず米国で仮出願し、その仮出願に基づいて PCT 出願し、例えば、日本に国内移行した場合には、形式的に優先日は認められる。また、先発明主義を採用する米国において仮出願制度を利用すれば、少なくとも、仮出願日を発明日と主張できるため、発明日をより優位に主張しやすくなるというメリットがある。しかし、実体審査で仮出願の優先権証明書を見たときに、発明の同一性が担保されていない場合には、優先日が認められないおそれがある。（ただし、実際の実務において審査官が優先権証明書の内容までも考慮すること

○仮出願に必要な基本要項

- ・米国特許法（35 U.S.C.）第112条1項に則った発明の明細、及び発明の製造・使用方法
- ・発明の理解に必要な図面
- ・すべての発明者の氏名と住所
- ・発明の名称
- ・弁護士や代理人の氏名と登録番号、及び、その整理番号
- ・出願担当者連絡先住所
- ・出願料
- ・政府機関が出願に所有権を持つ場合は、その説明



(3) 海外特許出願における独立行政法人科学技術振興機構（JST）の役割

我が国の大学が海外特許出願を行う際の出願費用の負担に関して次の3つの方法がある。

- 共同研究の相手方の企業が出願費用を負担
- 大学が独自に負担
- 独立行政法人科学技術振興機構（JST）による支援

大学が企業との共同研究の成果としての発明を海外出願するのであれば、大学としては

(a) の方法をとることが多い。しかし、大学独自の研究開発の成果としての発明を海外出願するのであれば、当然 (a) の方法は選択肢にあがらない。大学は自らの資金でもって出願する以外にないが、翻訳費を含めると数百万円するといわれている海外出願の費用を大学が負担するのは容易なことではない¹¹。そこで、(c) の JST による支援を活用すること

はほとんど無い。) 仮に、実体審査を通過して特許権を取得した後、侵害事件が生じた場合には、通常、優先権証明書等を取り寄せて内容が分析されることになる。そして、その段階で発明の同一性を担保できないことが判明した場合には、優先日は認められず、先行技術との関係で大幅な補正を強いられることになり、結果的に仮出願の出願日に開示した狭い範囲の特許権しか取得できないおそれがある。

¹¹ PCT出願に係る費用は約60万円（翻訳料、各国の出願料、代理人費用等）であるが、海外特許庁への出願については、出願時費用（翻訳費、現地費用等）で一カ国あたり50万～数百万円かかるとされている（複数の特許事務所のウェブサイトから）。

になる。大学が独自資金で海外出願を行う場合には、まず JST に申請することが一般的である¹²。JST への申請が全て採択されるわけではないので、非採択とされた発明については、学内で、大学独自で出願、あるいは出願を断念するか等、について検討を行っている。

このように、我が国大学の海外特許出願における JST の役割は大きい¹³。下記は、本調査研究員会が JST に対して行ったヒアリング調査に基づく、その活動と実態である¹⁴。

(i) 独立行政法人科学技術振興機構の仕組み

① 独立行政法人科学技術振興機構の事業活動

独立行政法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）は、文部科学省の政策実行機関であり下記の 5 つの事業を実施している。

- (a) 新技術の創出に資する研究
- (b) 新技術の企業化開発
- (c) 科学技術情報の流通促進
- (d) 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援（研究交流・支援）
- (e) 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進（科学技術理解増進）

海外特許出願に関する事業を行っている技術移転支援センターは、「新技術企業化開発」に属している。

技術移転支援センター（特許化支援）は、下記の 2 つの支援を行っている。

- (a) 大学知的財産本部等への支援（特許相談・先行技術調査等の人的支援）
- (b) 特許出願支援制度（費用支援、目利き支援、ライセンス活動支援）

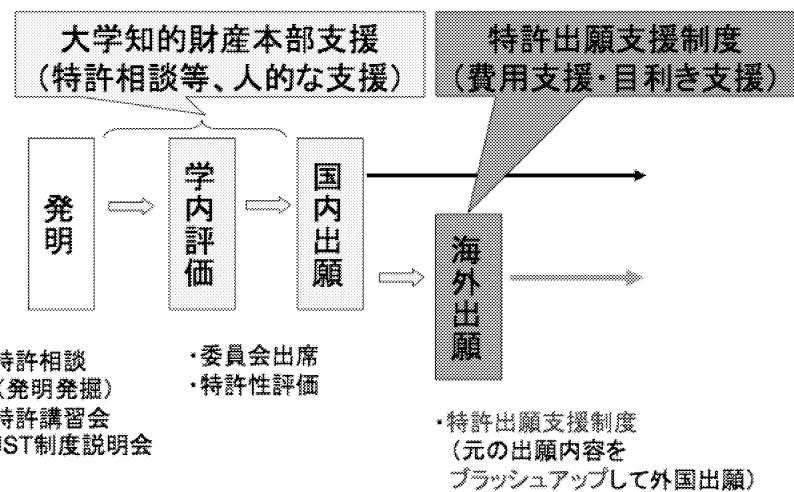
外国出願支援は、(b) 特許出願支援制度の中で行っている。下記の図は出願の流れを示している。横軸は発明の流れを示している。つまり、発明が生まれ学内評価を経て国内出願を行い、その一部については海外出願を行う。ここで国内出願を行う前までは、上記 (a) 大学知的財産本部等への支援により人的な支援、目利きの評価の支援を行っている。外国出願に関しては、(b) 特許出願支援制度で費用の支援並びに目利きの支援を行っている。

¹² ただし、JST の支援を受けずに海外特許出願を行っている大学もある。

¹³ 一方、特許庁は権利化段階において大学向けに下記の支援を行っている。①大学知的財産アドバイザーの派遣、②知的財産管理体制構築マニュアルの提供・セミナーの開催、③特許料・審査請求料の減免措置、④大学関連出願の早期審査

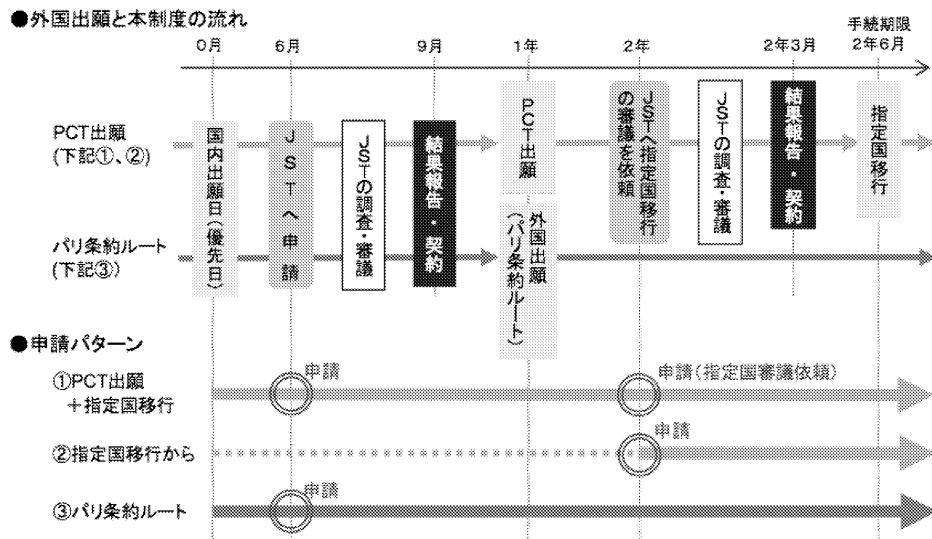
¹⁴ 掲載している図表は、ヒアリング調査の際に JST より提示され、JST から転載許諾を得ている。

JSTの特許化支援施策



② 特許出願支援制度

外国出願制度は下記のとおりである。



まず、国内出願日を優先日（0月）とし、1年の段階でPCT出願をするか、パリ条約ルートで外国出願することになる。PCTの場合は、2年6ヶ月後に指定国移行の審議を行うことになる。JSTには、1年と2年6ヶ月のそれぞれ6ヶ月前（上記表中、「②申請」と書かれた時期）に申請しなければならない。JSTは申請3ヶ月後に調査と審議の結果を通知する。その際に、採択の結果（審議結果）と共に、目利きの助言や支援国についても合わせて通知する。JSTは費用の支援だけでなく、目利き（助言）の支援を行うことで特許の強化につながることになる。特に、優先権出願ができる間は特許の強化ができることが重要である。

る。

PCT 出願前と移行国前には下記のフローによって審議されることになる。

申請→書類確認→発明の把握→先行技術調査→特許制評価→ヒアリング→有用性評価→強化案検討→知的財産委員会→評価書作成→大学や TLO 等に審議結果報告

基本的に、PCT 出願前と移行前の審議フローは同じであるが、優先権主張期限を越えた移行の前の時点では、文言の訂正、クレームアップ等を中心に、PCT 出願前よりは狭い修正可能範囲での助言を行うことになる。

③ 知的財産委員会

知的財産委員会では、下記の 4 つの専門委員会から構成され、発明の技術評価、出願の適否、出願国の検討、アドバイス等を行う。

第一専門委員会：バイオ・生化学、医薬、医療（3 つの分科会）

第二専門委員会：半導体、電子デバイス、光デバイス（2 つの分科会）

第三専門委員会：化学物質、合成、高分子、金属セラミックス（2 つの分科会）

第四専門委員会：情報通信、ソフトウェア、ロボティックス（2 つの分科会）

また、それぞれが分科会（分野別ではなく、単に案件を分けているに過ぎない）に分かれており全体で 9 つの分科会がある。それぞれの分科会は原則月 1 回開催している。構成としては、専門委員が 55 名、ひとつの分科会は 6 名で構成されており、大手企業の開発部長経験者（大学教授もいるが多くは企業出身者）から成る。また、各分科会に弁理士が必ず 1 名は加わっている。

月に 100-150 件程度の案件があり、1 分科会で月に 10-15 件程度を扱うことになる。1 件あたりに割り当てられている時間は 15 分程度である。技術説明 7 分、質疑応答 7 分、審議 1 分という内訳になる。特許主任調査員が 3 ヶ月程かけて調査したものの要点を 7 分で説明している。

④ 強い特許取得のための助言

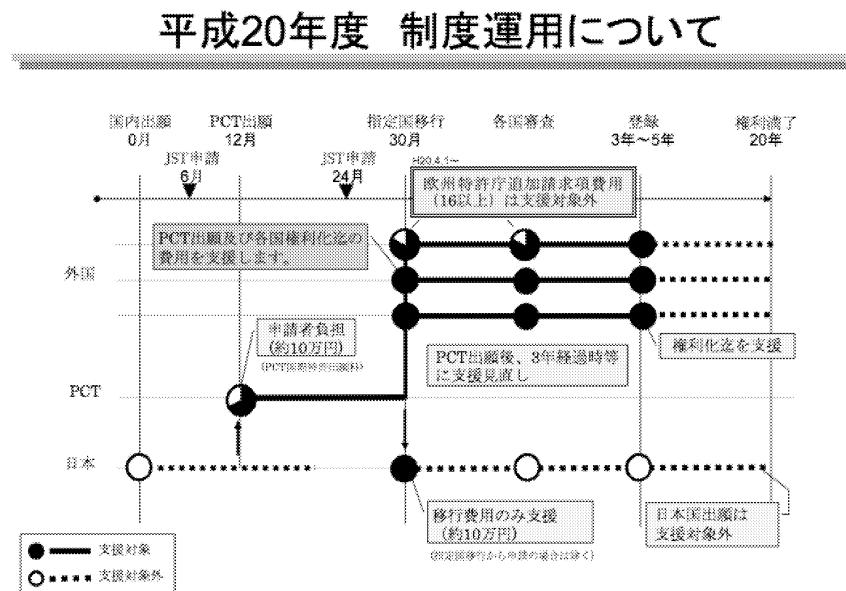
発明の要点が明細書の記載内容から漏れている場合がある。また、チャンピオンデータ的な実施例がひとつだけ書いてありクレームがかなり広いという場合もある。物質の性能予測が困難な分野（特にバイオ・化学分野）では、発明が実際に成立することを示すために、実施例（実験結果）を記載することが特に重要になる。実施例が少ないと、結果的に権利範囲が限定される可能性もある。このような観点から、JST 特許主任調査員は発明者等に有効な特許を取得するための助言を与えている。

⑤ 海外出願と費用

PCT 出願段階の費用は約 60 万円である。申請者の負担は 10 万円であるため JST の予算としては 50 万円となる。各国移行時にはより費用がかかる。実績からみると 1 ケ国平均約 83 万円である。翻訳料、各国の出願料、代理人費用が含まれる。

⑥ JST の支援対象

下記の図の実線が JST の支援対象である。図の下位にある日本から始まり PCT, 外国と上に行く流れであるが、日本は支援対象に含まれていない（下図の点線と白丸○参照）。本制度では、登録まで（権利化まで）を支援対象としている。なお、以前は登録後の維持費用も支援対象としていたが、活用されない特許の整理を促すため、現行制度では権利化後の維持費用は支援対象外としているとのことである。



⑦ パリルート

パリ条約ルートの支援は、当初から行っていたが、2007 年から、ライセンス収入があるものを支援する（限定的な）運用を行っていたが、出願国数が少ない場合は、パリルートでもいいのではないかという意見や、企業との共願で企業はパリルートで数ヶ国だけ出願したいという場合もあり、パリルート出願の支援に対する要請もあった。一方、国際調査機関の見解書を踏まえて翻訳費用のかかる移行段階の支援が選考できる PCT ルートと比べてパリルートの場合は確かな特許性の判断の根拠が乏しい状況もあり、PCT ルートと公平

性を欠くという見方もある。そこで、早期審査制度を活用すれば国際調査機関の見解書と同様に堅い特許性の結果が得られることから、市場性・有用性の結果踏まえて、移行段階と同様の審議ができるということで、パリルートの申請ルートを拡大したというのが状況である。

これまでの運用実績によると、パリルートを希望したものは全体の 2.3%であった。これは、大学での研究は基礎技術が多く、応用まで時間がかかることが多く時間的余裕がある PCT 出願の方が適しているからだと思われる。

(ii) JST を介した海外出願の状況

① 申請件数、採択件数

JST 特許出願支援制度への申請は、平成 18 年度には 2,000 件を超えたが、その後は減少している。国内出願段階から絞り込みを進めている大学が多いためと考えられ、その傾向はほぼ落ち着いたものとみられる。平成 20 年度は約 1,300 件程度の申請が予想され、その概ね半数を採択する見込みであるとのことである。

② 審議結果の分析

不採択となった PCT 出願支援申請のうち、発明者自身の文献による特許性欠如が不採択理由であったものの割合は、平成 16 年度には 38% に上っていたが、現在では事前調査を義務づけたことなどから 7.5% 程度に減少しているとのことである。制度定着にともない JST 特許主任調査員の助言等が浸透したことがうかがえる。

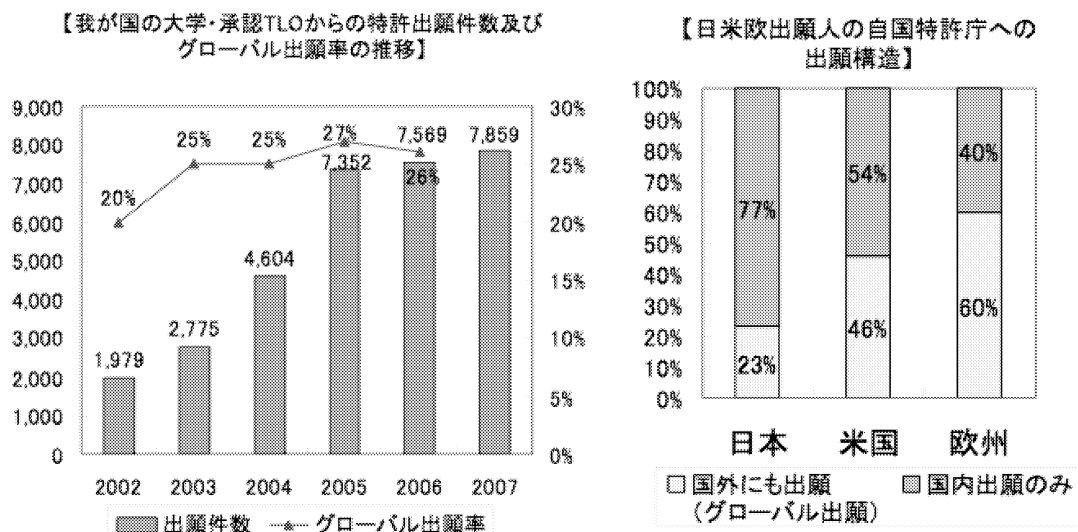
また、採択した申請のうち、「補正の必要がある」との助言を受けたものの割合は、制度開始以降 60% 程度で横ばいの状態であり、依然として特許請求の範囲や明細書の記載が十分とは言えない状況であるとのことである。

③ 今後の課題

JST は、早期審査を活用し早く権利化したいものについて新しい枠組みを 2008 年 11 月から設けている。早期審査の結果が平均 5.9 ヶ月で出ているということから、この結果を活用し、特許出願後 6 ヶ月（最長 9 ヶ月）までに特許査定がおりたものについてパリ条約ルートでの出願の支援をするものである。当該取組みと特許審査ハイウェイを連動させることで、海外で早期の権利化を目指すものについて支援を行う。

大学全体のグローバル出願率の向上を支援するのが JST の課題である。下記の左の図は、

2006年の我が国の大学・承認TLOからの国内出願が7,569件のうちグローバル出願率、つまり海外に出た出願が26%（約2,000件）であることを表している。



上右の図は、全産業界におけるグローバル出願率である。日本は23%、米国46%、欧州60%であるが、欧州は域内も含んだ数字である。域外に出たものは48%である。我が国も、将来的には欧米の水準まで向上させることが重要だとしている。

2. 我が国の大学の個別の海外特許出願戦略について

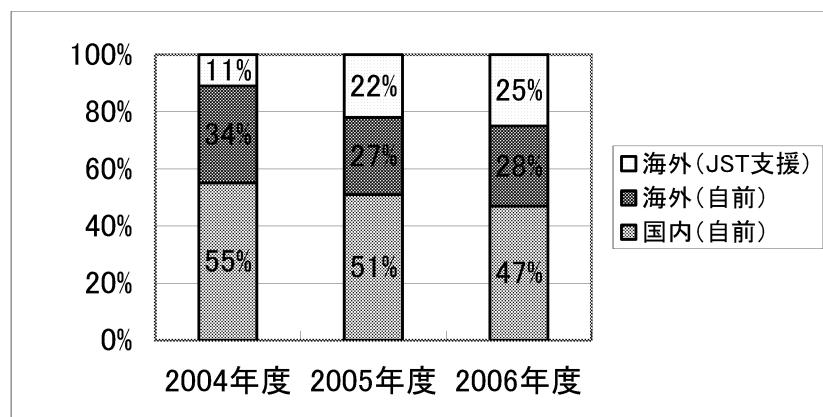
(1) 概要

2007 年度のPCT出願上位 500¹において、日本の大学は 6 大学がランクインしている。これら、大阪大学、京都大学、東京大学、名古屋大学、東北大学、東京工業大学（以下「我が国主要大学」という。）の海外出願戦略について、個々の大学における（i）産学官連携機関、（ii）国際的な産学連携における大学の使命等、（iii）海外出願の方針等の調査を行った。国内特許出願に比べ、海外出願には金銭的負担が大きいことから、（iii）海外出願の方針等の調査において海外特許出願の際の費用負担状況について文献調査、インターネット等により調査を行った。

なお、日本の大学全体での特許出願・維持費用については、文部科学省（以下、文科省）の報告書²（2006 年度）によると、全体の特許出願・維持費用のうち、47%が大学自前での国内出願・維持費用を負担し、残り 53%の海外出願・維持費用のうち、28%が大学自前であり、約半分の 25%がJST特許出願支援制度を利用している。

特許出願・維持経費について

	2004年度	2005年度	2006年度
国内(自前)	55%	51%	47%
海外(自前)	34%	27%	28%
海外(JST支援)	11%	22%	25%
	100%	100%	100%



出典：文科省『大学等の研究成果を社会還元するための知的財産戦略・産学官連携システムに関する総合評価報告書』39 頁（2007）から作成

¹ WIPO 「2007 年 PCT出願人上位 500」<http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/applicants_ranking.pdf>。

² 文科省『大学等の研究成果を社会還元するための知的財産戦略・産学官連携システムに関する総合評価報告書』39 頁（2007）<http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/08010802.htmから入手可>。

我が国主要大学の産学連携ポリシー、国際連携ポリシー等の名称

大学	産学官連携推進本部	国際戦略本部 組織名	産学官連携ポリシー	国際産学官連携ポリシー	知的財産ポリシー
大阪大学	産学官連携推進本部	大阪大学国際交流推進本部	産学官連携活動理念(2003)	国際産学官連携ポリシー(2007)	大阪大学知的財産ポリシー(2004年制定、2008年改定)
京都大学	産官学連携本部 「医学領域」 産学連携推進機構	京都大学国際交流推進機構	京都大学産官学連携ポリシー(2007)	京都大学国際産官学連携ポリシー(2008)	京都大学知的財産ポリシー(2007)
東京大学	東京大学産学連携本部	東京大学国際連携本部	—	東京大学国際産学連携推進ポリシー(2007)	東京大学知的財産ポリシー(2004)
名古屋大学	産学官連携推進本部 産学官連携推進室 知的財産部	名古屋大学国際交流協力推進本部	—	名古屋大学国際産学官連携ポリシー(2006)	国立大学法人名古屋大学 知的財産ポリシー(2004)
東北大	産学官連携推進本部	東北大学グローバルオペレーションセンター(GOC)	東北大学産学官連携ポリシー(2008)	東北大学「東北大 学国際交流戦略の 基本指針」(2005)	国立大学法人東北 大学 知的財産ポリ シー(2004)
東京工業大	東京工業大学 産学連携推進本部	産学連携推進本部の組織の中の企画・国際部門	東京工業大学 産学連携ビジョン(2007)	国際的産学官連携の推進方針(2008)	東京工業大学 知的 財産ポリシー(2004)

(2) 大阪大学

(i) 産学官連携機関

大阪大学産学官連携推進本部は総合企画部、知的財産部、イノベーション創出部の3つの部門に分かれている。総合企画部は、「産業界との共同研究及び受諾研究の企画・推進、研究成果の発信及び産業界の情報収集、企業化支援、組織連携」を行う。知的財産部は、「知的財産の創出、管理及び活用の戦略策定とその業務、特許マーケティング活動及び外部技術移転機関等との連携、共同研究および成果有体物移転契約等の契約業務支援」を行う。イノベーション創出部は、「産業界との共同研究の実施、イノベーション創出のための段階的なインキュベーションの実施、イノベーション人材の養成及び教育、イノベーションの評価」を行う。

国際的な情報発信ためには、研究者の研究活動、保有特許、リサーチツールなどに関する情報等を国際的に発信する科学技術情報発信センターとして、「国際産学官連携拠点」を海外研究教育センターに併設する³。また、同拠点では、海外企業との共同研究などを発掘するリエゾン活動も行っている。

こうした国際産学官連携の実施体制のために、「全学的な産学官連携組織を統合した国際産学官連携体制を整備し、国際交流推進本部および海外拠点と協力して国際産学官連携推進の土台を構築」⁴している。

(ii) 国際的な産学官連携における大学の使命等

大阪大学国際産学官連携ポリシーによると「1. 国際産学官連携活動の意義 (1) 大阪大学…は「地域に生き世界に伸びる」をモットーに、教育・研究の国際的交流を積極的に展開しつつ、世界水準の研究および高度な教育の推進を通じて有能な人材を育成すること、および最先端の研究成果を社会に還元・提供することを使命・目標とし」、「(2) 従来の国際的な教育・研究の交流実績やネットワークを活かすとともに、新規に構築する体制を駆使して国際産学官連携を戦略的に推進することにより、教育・研究の活性化と質的向上に資するとともに、…研究成果を国際的に活用・発展させて国際社会に貢献することを目指」⁵している。

(iii) 海外出願の方針等

① 権利帰属

³ 大阪大学「大阪大学国際産学官連携ポリシー」5頁（2007）
<http://www.ipo.osaka-u.ac.jp/img/download_img/download_soce/kokusaipolicy.pdf>。

⁴ 大阪大学「大阪大学国際産学官連携ポリシー」7頁。

⁵ 大阪大学「大阪大学国際産学官連携ポリシー」4頁。

2005 年度から 2007 年度の「発明届出件数調」をみると、発明届出がなされると大学に帰属される割合が多い。

権利帰属	2005年度	2006年度	2007年度
大学承継	454	474	302
大学非承継	65	68	155
その他	4	10	4
未決定等	2	2	36
合計	525	554	497

出典：大阪大学「発明届出件数調」<<http://kenkyo.jim.osaka-u.ac.jp/06patent/hatumei.pdf>>

② 出願件数

公開数字なし⁶。文科省「平成 19 年度 大学等における産学連携等実施状況について」⁷によると、平成 19 年度の特許権出願件数（国内外別分を含む）は、大阪大学 414 件である。

③ 大学における海外出願の方針

大阪大学「大阪大学国際産学官連携ポリシー」によると、「外国知的財産権の取得」については、「(1) 広く社会で活用される可能性の高い基本発明については、外国での権利取得を念頭に特許出願する (2) 国内および海外企業等との共同研究において創作された発明のうち、国際的に広く活用される可能性が大きいものについては、第三者へのライセンスを念頭に相手方と共同で外国出願する (3) 実施者が共同研究の相手方企業等に限定されるような性質の発明については、当該企業等への交渉優先権の賦与や譲渡を可能とする (4) 外国知的財産権の権利取得に関しては、各国特許法等関連法規の相違に留意する (5) 国等の競争資金に基づく受託研究等において創作された知的財産についての外国知的財産権の取得・維持・活用に当たっては、当該競争資金が定めたポリシーを遵守・尊重する (6) 産業界のニーズを定期的に議論し交流する場を設け、本学の研究シーズが的確かつタイミング良く、有用な知的財産の創出や外国知的財産権の取得につながるよう努力する」⁸とある。「外国知的財産権の維持・活用」については、具体的には、「(1) 海外企業へのライセンス付与に関しては、国内企業へ

⁶ メールベースのヒアリングによる。

⁷ http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/sangakub/08080708.htm.

⁸ 大阪大学「大阪大学国際産学官連携ポリシー」6 頁。

の影響を考慮して決定する（2）大学保有となった特許は、実施状況等を踏まえて費用対効果の観点から権利維持の妥当性を適宜見直し、活用の見込みのないものは譲渡や放棄等の処分を行う（3）外国知的財産権の取得・維持に要する費用は、受託研究の間接経費、共同研究の产学官連携推進活動経費、あるいは特許等の実施料収入を財源とする」とある⁹。

④ 海外特許出願の費用負担

企業との共同出願については、原則的に企業負担であって、大阪大学の単独出願であれば大学負担となっており、海外については、大阪大学分についても原則的にJSTの出願支援制度負担となっている¹⁰。なお、具体的件数は公開されていない¹¹。

⁹ 大阪大学「大阪大学国際産学官連携ポリシー」6頁。

¹⁰ メールベースのヒアリングによる。

¹¹ メールベースのヒアリングによる。

(3) 京都大学

(i) 産学官連携機関

京都大学は、京都大学の産官学連携本部の下、全学的組織である産官学連携センターがある。産官学連携センターは、(1)国際連携推進室（産官学連携による共同研究等のコーディネートを積極的に進める）、(2)産学連携推進室、(3)知的財産室、(4)ベンチャー支援開発室、(5)法務室が組織されており、メディカル・バイオ分野、ソフトウェア・コンテンツ分野、理工農学分野、iPS細胞研究知財支援特別分野の4つの分野を取り扱っている¹²。さらに、産官学連携センターとは別の「医学領域」産学連携推進機構もある。ここは、研究成果を社会に還元し医学の進歩に貢献することを目的に、京都大学医学領域における産学連携の総合窓口として機能している¹³。

国際的な産学官連携に関しては、国際連携推進室が京都大学国際交流推進機構¹⁴との連携の下、(1)海外大学等の調査¹⁵、(2)グローバルネットワークの構築¹⁶、(3)海外拠点の設置¹⁷、(4)国際産官学連携の推進¹⁸、(5)活動に関する情報発信¹⁹を行っている。

(ii) 国際的な産学官連携における大学の使命等

京都大学は、「『世界的に卓越した知の創造を行うとともに、世界に開かれた大学として、地域との連携・国際交流を深め、自由と調和に基づく知を社会に伝え、地球社会の調和ある共存に貢献する』ことを基本理念として掲げ…、この理念のもとで国際戦略を策定するとともに、産官学連携ポリシーを定め、国際的な産官学連携活動を通じた本学の教育・研究・社

¹² 京都大学産学連携推進本部<http://www.saci.kyoto-u.ac.jp/index.php?page_id=76>。

¹³ 産学連携推進機構と産官学連携センターのメディカル・バイオ分野は連携を図っており、メディカル・バイオ分野長と副機構長は兼任となっている（京都大学「医学領域」産学連携推進機構（KUMBL）<<http://www.med.kyoto-u.ac.jp/KUMBL/about/index.html>>）。

¹⁴ 「全学レベルの国際交流活動の実施に関する意思決定を行い…、国際交流関連学内委員会等を束ねる唯一の組織であるとともに、京都大学「国際戦略本部」の位置づけを持つ機関のこと（京都大学国際交流機構<<http://www.opir.kyoto-u.ac.jp/opir/gyomu.html>>）。

¹⁵ 「Web、メール等によるオンラインに加え、本学来訪の大学・研究機関とのミーティング、現地訪問等を通じて、海外主要大学の情報を収集・分析」を行う（京都大学産官学連携本部<http://www.saci.kyoto-u.ac.jp/index.php?page_id=440>）。

¹⁶ 「欧米を中心とする海外の大学・技術移転機関との連携、国際的ブローカー・サービス（企業ニーズ紹介・仲介サービス）の利用、同窓会組織の活用等により、グローバルで継続的かつ実効的な人的ネットワーク及び情報収集・発信ネットワークを構築…特に、欧米の主要大学との連携強化」を行う（京都大学産官学連携本部<http://www.saci.kyoto-u.ac.jp/index.php?page_id=440>）。

¹⁷ 「日本の在外公的機関、日系企業の在外拠点等の協力を仰ぎつつ、タイムリーな情報収集及び海外企業等との交渉の中核となる海外拠点を設置」を行う（京都大学産官学連携本部<http://www.saci.kyoto-u.ac.jp/index.php?page_id=440>）。

¹⁸ 前述「ネットワーク及び海外拠点を活用し、またTLO、ブローカー等との連携のもと、国際的企業との間で、技術移転及び国際共同研究を始めとする国際産官学連携を推進」を行う（同上・京都大学産官学連携本部）。

¹⁹ 前述の「活動を通じて得られる情報・知見・ノウハウを整理し、公開可能な情報はWeb等を通じて情報発信」を行う（同上・京都大学産官学連携本部）。

会貢献活動の一層の発展と人材育成に資することを目指している」²⁰。「国際産官学連携活動による教育・研究の発展」、「研究成果の地球社会への還元の推進」を「基本姿勢」としつつ、「基本方針」として「全学的・組織的支援」、「人材の育成・確保」、「国際的ネットワークの形成」、「情報収集・発信」、「知的財産の戦略的な確保と技術移転」、「推進・支援体制の強化」を掲げている²¹。

(iii) 海外出願の方針等

① 権利帰属

京都大学では、研究者²²や職員が行った発明は、大学に届出を行い、大学はその発明の承継・出願の判断を行っている。独立行政法人化前は、発明を個人的に企業に譲渡して出願してもらうケースが少なくなかったが、法人化後は、研究者の発明は原則大学帰属となり、企業は、大学が出願した特許について実施契約を結んでライセンシングする形となる²³。発明の段階から企業と一緒に研究を行っている場合には、企業との共同出願・共有も可能となっている。

発明の届出数

	2005年度	2006年度	2007年度
発明届出件数	454	392	390

出典：『京都大学概要 2008』（京都大学広報センター）45 頁

〈http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/issue/ku_profile/documents/gaiyo2008.pdf〉に基づき作成

② 出願件数

2005 年度から 2007 年度の国内・海外出願件数は、海外特許出願が年々上昇しているのに伴い、共有に係る海外特許出願も年々上昇している。2007 年度には、海外出願件数が国内出願件数を超えた。

²⁰ 京都大学「京都大学国際産官学連携ポリシー」1 頁（2008）

〈<http://www.saci.kyoto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2008/02/globalpolicy20080204.pdf>〉。

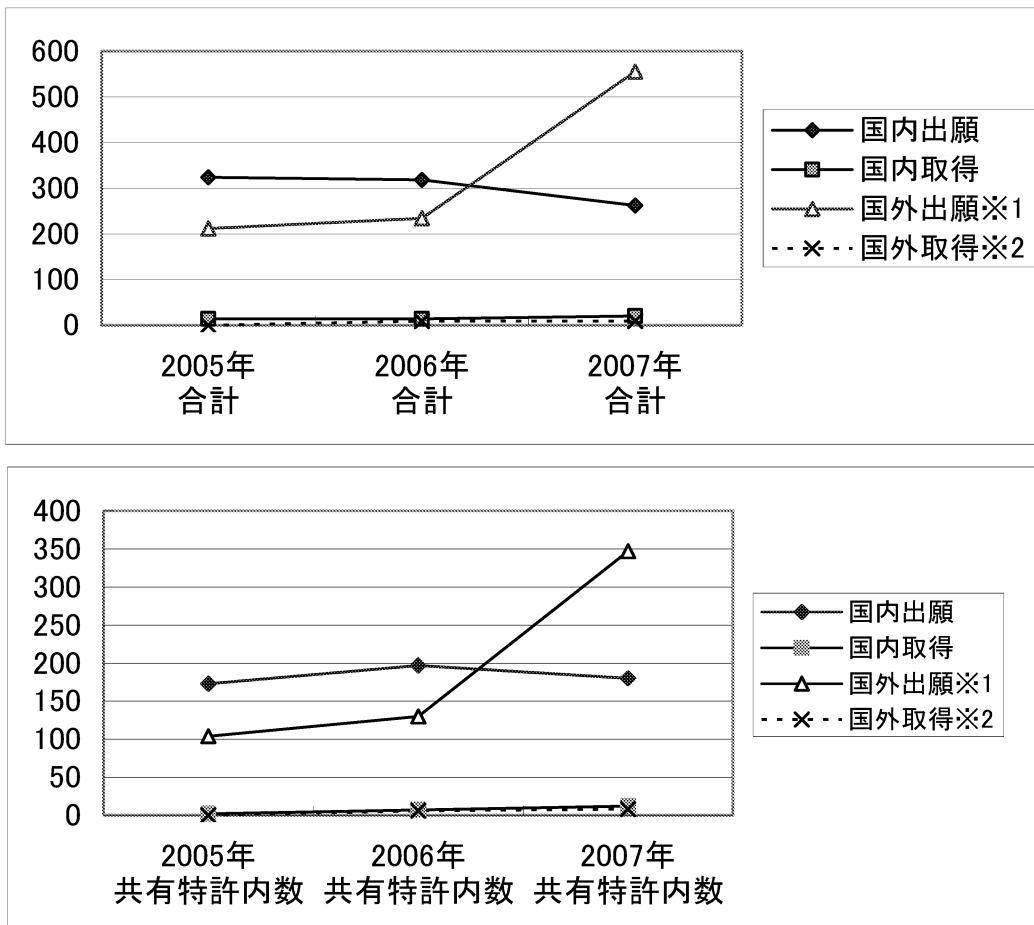
²¹ 京都大学「京都大学国際産官学連携ポリシー」。

²² 「研究室に配属された学生、大学院生は京都大学との間で発明等の取扱いについて契約を交わす。研究室に配属されていない学生の研究から生まれた発明については当面、特別な措置はしない」（京都大学知的財産企画室『新たな知の創造を目指して—法人化後の京都大学での知的財産の取扱い—』2 頁〈<http://www.saci.kyoto-u.ac.jp/ip/contents/booklet.pdf>〉）。

²³ 京都大学知的財産企画室『新たな知の創造を目指して—法人化後の京都大学での知的財産の取扱い—』

〈<http://www.saci.kyoto-u.ac.jp/ip/contents/booklet.pdf>〉

特許権	2005年 合計	2005年 共有特許内 数	2006年 合計	2006年 共有特許内 数	2007年 合計	2007年 共有特許内 数
国内出願	324	173	318	197	262	180
国内取得	14	2	14	7	20	12
国外出願※	212	104	234	130	555	347
国外取得※	0	0	9	6	9	8



共有特許内数は他の機関等と共有する特許件数。

※1：PCT 等は指定国数に関わらず「1」とカウント。

「2007 年外国出願 555 件中に、EPC出願 306 件（指定国 34 カ国×9 出願）を含む」²⁴。

※2：取得した特許の数

出典：『京都大学概要 2008』（京都大学広報センター）45 頁

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/issue/ku_profile/documents/gaiyo2008.pdf>に基づき作成

③ 大学における海外出願の方針

²⁴ メールベースのヒアリングによる。

京都大学における海外出願の方針は、「外国出願要否の学内判断基準」によると、先行（基礎）出願が外国出願を行っていれば、改良発明についても外国出願するというように先行（基礎）出願と改良発明セットでおりセットで扱うことが望ましいこと、費用負担が少ない（共有者負担）こと、海外での市場が大きいこと、発明者の強い希望があること、特許法第30条の適用がないこと、という点から判断を行うとある²⁵。

④ 海外特許出願の費用負担

今回の調査では、企業負担、その他の件数情報を得ることができなかつたが、JSTが負担する場合および大学が負担する場合は次の通りである²⁶。

- JSTが費用負担するのは、JST内の評価委員会で採択されたものののみ。ただしかかった費用の全額をJSTが負担するわけではなく、ライセンス収入があれば返還することとなる。
- 大学のみの負担とする場合は、たとえばJST採択にもれたものの一部、発明者の研究費で負担する場合、重要な特許と判断した場合等で、学内の発明評価委員会で審議・決定される。

²⁵ 是成幸子「京都大学の出願状況と判断基準」(2006)
<<http://www.saci.kyoto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2007/06/060909unit.pdf>>。

²⁶ メールベースのヒアリングによる。

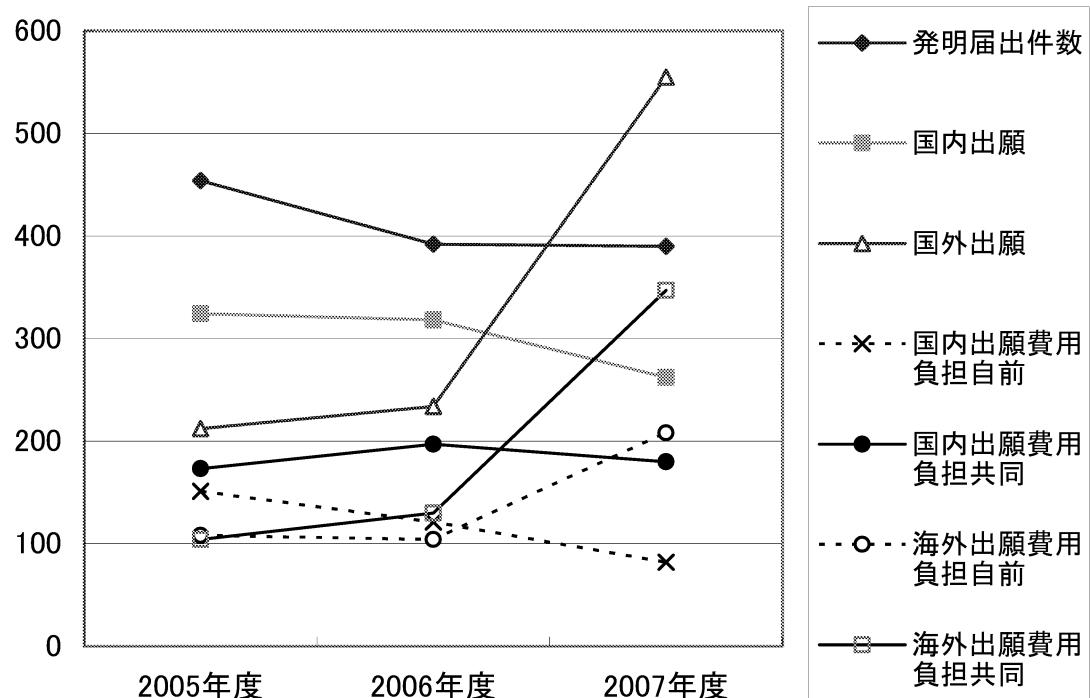
国内出願費用負担	2005年度	2006年度	2007年度
自前	151	121	82
企業	-	-	57
共同	173	197	123
その他	-	-	-

海外出願費用負担	2005年度	2006年度	2007年度
自前	108	104	208
企業	-	-	-
共同	104	130	347
その他	-	-	-

27

情報が得られなかったところは「-」と表示している。2007 年度の国内出願では「大学が承継したうちの企業負担」の件数は、57 件となっている²⁸。

2007 年外国出願 555 件中に、EPC 出願 306 件（指定国 34 カ国×9 出願）を含む。

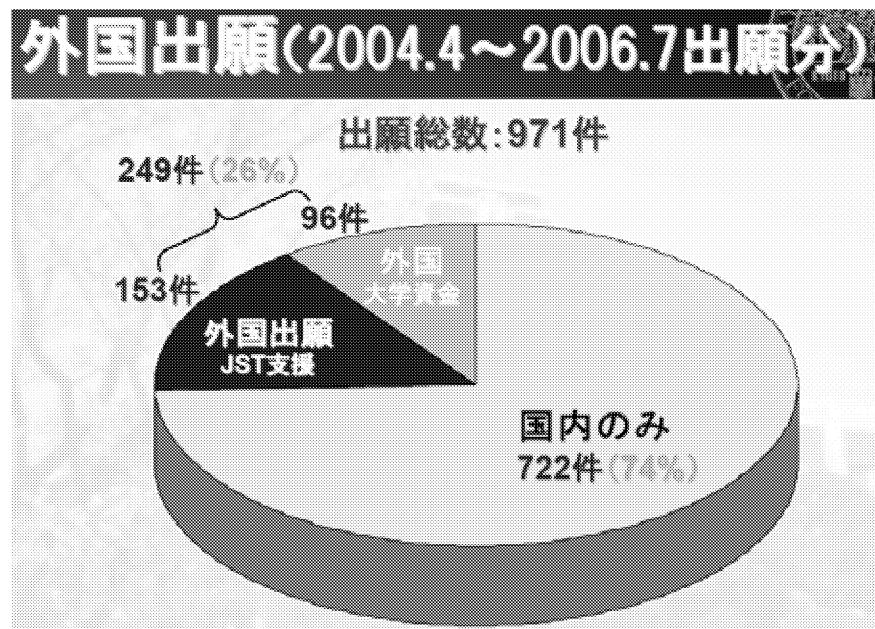


発明届出件数、国内・海外出願件数、国内海外出願費用負担件数から作成

²⁷ メールベースのヒアリングによる。

²⁸ メールベースのヒアリングによる。

外国出願件数 (2004. 4～ 2006. 7 出願分) 249 件のうち 153 件の 61%が JST による支援となっている。



出典：『京都大学概要 2008』（京都大学広報センター）45 頁

http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/issue/ku_profile/documents/gaiyo2008.pdf

また、「医学領域」に限って見ると、2005 年 4 月 1 日～2006 年 3 月 31 日までの PCT 出願 30 件のうち 28 件が JST による支援となっている。

2005 年度 「医学領域拠点」 実績図

(1) 平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日における特許出願件数、届出数（保留案件除く）

	国内出願		PCT 出願 *1	外国出願*2	国内優先
単願	18	届出/29	21 (19)	3	2
		承継/16		(1)	
共願	18	届出/21	9 (9)	1	0
		承継/14			
合計	36	届出/50	30 (28)	4	2
		承継/30		(1)	

*1 () 内はJST支援件数内訳

*2 () 内は仮出願件数内訳

(2) 平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日における発明発生場所別出願件数

場所	国内 *3	PCT	外国	国内優先
医学研究科	21(29)	15	1	0
医学部附属病院	3(4)	7	0	2
医学部保健学科	1(1)	0	0	0
生命科学研究科	1(1)	0	1	0
薬学研究科	5(12)	4	0	0
再生医科学研究所	3(4)	2	2	0
ウイルス研究所	0	1	0	0
靈長類研究所	1(1)	0	0	0
放射線生物研究センター	1	0	0	0
工学研究科	0	1	0	0

*3 () 内は評価委員会での審議件数。保留案件 2 件を含む。

出典：京都大学「医学領域」産学連携推進機構

〈<http://www.med.kyoto-u.ac.jp/KUMBL/office/achievement/index.html>〉

(4) 東京大学

(i) 産学官連携機関

「東京大学産学連携本部は、総長直属の全学組織として産学連携に関する共通基盤の提供と学内外に対する関連活動への積極的支援を目的」²⁹としている。「本組織は、新しい形態の共同研究を展開するための産学連携研究推進部、知的財産の管理と活用を担う知的財産部、起業支援・実用化支援を行う事業化推進部の3部構成をとるとともに、東京大学本部事務組織内の研究協力部産学連携課と一体となって、産学連携の推進と関連実務の遂行」³⁰を行っている。「さらに、関連外部組織である株式会社東京大学TLO (CASTI) ならびに株式会社東京大学エッジキャピタル (UTEC) と緊密な連携を保って活動」³¹を行っている。また、国際化を進めるための中核組織として国際連携本部が設置されている。その活動は、「(1) 本学の国際化の現状分析と国際化構想・計画の企画立案 (2) 国際共同研究や国際的な研究教育ネットワークの形成や社会連携の支援 (3) 全学の国際化推進のための基盤となる「内なる国際化」の促進」³²にある。

(ii) 國際的な産学官連携における大学の使命等

東京大学においては、「東京大学憲章」において大学の基本理念を定め、これに沿って産学連携に係る各種ポリシー、規則、ガイドライン等を制定している。

「東京大学国際産学連携推進ポリシー」によると、「基本的には本学の研究成果を国際社会に広く還元することを目指して、大学と産業界・社会との双方向的な連携を世界レベルで推進していくかなければならない」³³とされている。

(iii) 海外出願の方針等

① 権利帰属

東京大学には、知的財産ポリシーを実現するための組織として、知的財産部がある。ここでは、職務関連発明などの知的財産に関する権利の取得、管理、活用を統括的に扱っている³⁴。

²⁹ 東京大学産学連携本部<http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/org.html#s2_3>。

³⁰ 東京大学産学連携本部<http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/org.html#s2_3>。

³¹ 東京大学産学連携本部<http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/org.html#s2_3>。

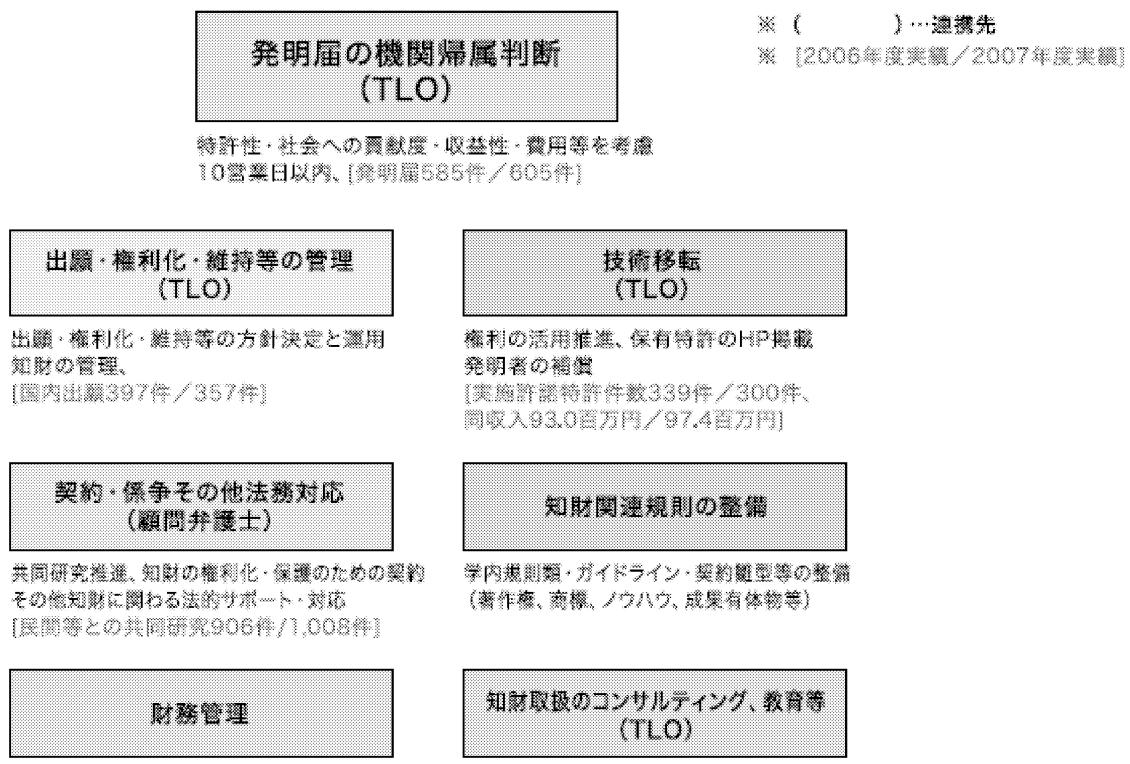
³² 東京大学国際連携本部<<http://dir.u-tokyo.ac.jp/gaiyo/index.html>>。

³³ 東京大学「東京大学国際産学連携推進ポリシー」1頁（2007）

<<http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/materials/kokusairenkeipolicy.pdf>>。

³⁴ 東京大学<<http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/chiteki/yakuwari.html>>。

主な業務としては、機関帰属の判断・コンサルティング（出願に関する各種の相談）・知的財産の管理（発明の出願から登録、さらに維持などの管理）・技術移転（産業界に権利をライセンスし、収入を発明者や部局などに配分）・法務対応（知的財産保護の観点から、共同研究契約のチェックや係争対応など）・財務管理（知的財産権利化の費用やライセンス収入など、財務面の管理）である³⁵。これらの業務は、下図にあるとおり、TLOや顧問弁護士と連携しながら行われている。



出典：東京大学産学連携本部『東京大学産学連携本部概要（2007年度事業報告）』11頁（2008）

<http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/materials/2007annual_report.pdf>

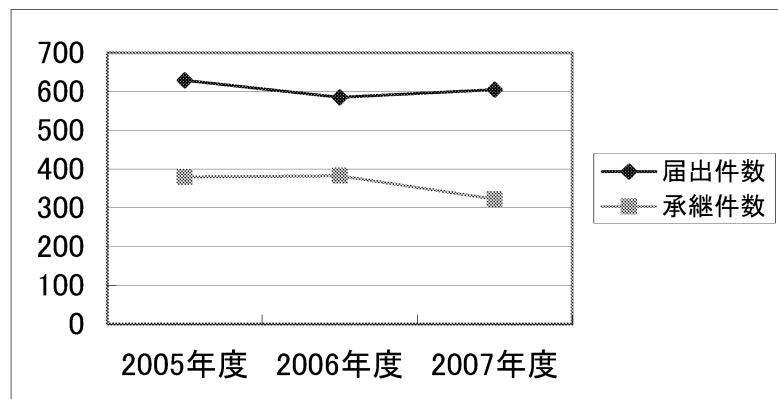
2005年度から2007年度の発明の届出と承継件数³⁶は、ともにほぼ横ばいである。なお、届出件数・承継件数は法人化前および後の合計件数である。

³⁵ 東京大学<<http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/chiteki/yakuwari.html>>。

³⁶ 東京大学産学連携本部『2005年度東京大学産学連携推進本部事業報告書』資料編・第IV編-08頁（2006）<<http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/sangaku/2005houkoku.pdf>>、東京大学産学連携本部『2006年度産学連携事業報告書』資料集・第4編-6頁（2007）<<http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/materials/2006report.pdf>>、東京大学産学連携本部『東京大学産学連携本部概要（2007年度事業報告）』24頁（2008）<http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/materials/2007annual_report.pdf>に基づき作成。

届出件数・承継件数

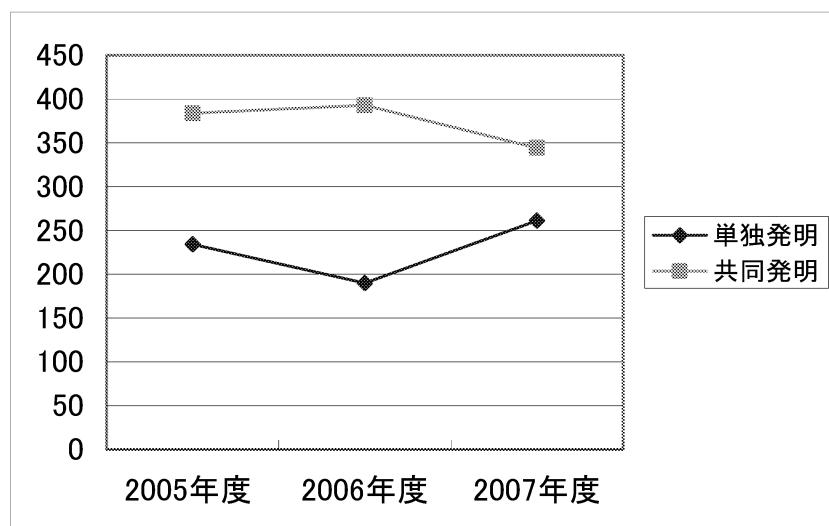
	2005年度	2006年度	2007年度
届出件数	629	585	605
承継件数	379	383	322



なお、2005 年度から 2007 年度の発明届出件数のうち、単独発明・共同発明の件数³⁷をみると、共同発明件数が単独発明件数よりも常に多いことが分かる。

単独・共同発明件数

	2005年度	2006年度	2007年度
単独発明	234	190	261
共同発明	384	393	344
合計	618	583	605

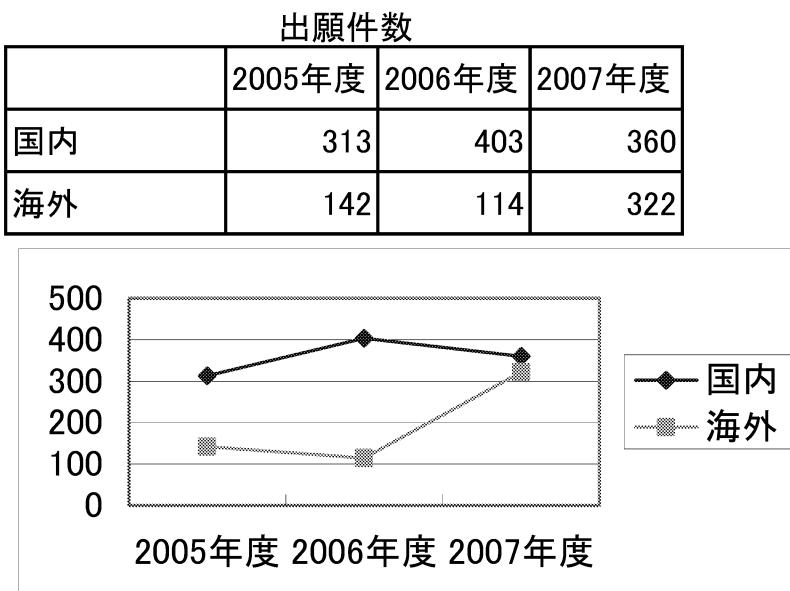


³⁷ 2005 年度・2006 年の件数については、東京大学産学連携本部『2006 年度産学連携事業報告書』資料集・第 4 編-11 頁 (2007)。2007 年度はメールベースのヒアリングによる。

※届出件数表の2005、2006年数値と単独発明、共同発明の表の合計の2005、2006年数値が異なるのは、単独発明、共同発明の表では、届出の後に取り下げが発生したもの除去して集計しているからである³⁸。

② 出願件数

2005年から2007年度の機関帰属特許出願件数のうち、海外出願件数をみると、2007年度に急に高くなっていることが分かる。なお、届出件数・承継件数は法人化前および後の合計件数である。これは、法人化後、日本国特許庁に出願した案件が、PCT出願の後、国内段階移行時期に入り始めたため、2006年度以前に比して件数が増えたものと考えられるとのことであった³⁹。

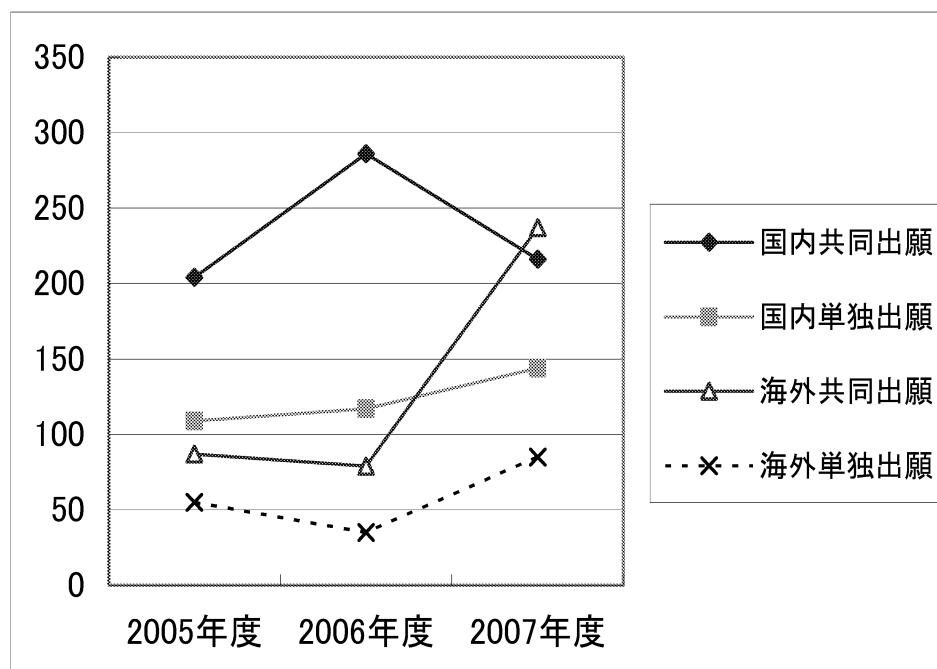


³⁸ メールベースのヒアリングによる。

³⁹ メールベースのヒアリングによる。

2005 年度から 2007 年度の国内・海外の単独・共同出願件数⁴⁰をみてみると、海外出願件数が上昇し、なかでも海外共同出願の件数の上昇が顕著である。

		2005年度	2006年度	2007年度
国内	国内共同出願	204	286	216
	国内単独出願	109	117	144
	合計	313	403	360
海外	海外共同出願	87	79	237
	海外単独出願	55	35	85
	海外合計	142	114	322



③ 大学における海外出願の方針

⁴⁰東京大学産学連携推進本部『2005 年度東京大学産学連携推進本部事業報告書』資料編・第IV編 - 08 頁、東京大学産学連携推進本部『2006 年度産学連携事業報告書』資料集・第4 編-6 頁、東京大学産学連携推進本部『東京大学産学連携本部概要 (2007 年度事業報告)』24 頁に基づき作成。

海外特許出願については、「国内出願と同様に、公的資金等に支えられた研究機関としての成果を社会還元する手段として捉えるという見地から、将来の技術革新あるいは国際標準化等に資する基本特許となり得る発明については適切にこれを保護・活用していく必要」⁴¹があるとの考え方から、世界市場をも見据えて、広く海外にも出願し技術移転を図ることにより当該研究成果の実用化を検討する。「具体的には、大学の本来的な使命の一つである基礎的・基盤的な研究活動によって生み出された成果であって、かつ世界的なレベルで東京大学が先導し得る研究成果に関しては、比較的短期に実用化・活用の可能性が期待される発明だけでなく、長期的な視点で大学の知を広く社会に還元することを前提に、頭在的・潜在的な産業上・公益上のニーズが存在する国への特許出願・権利化・活用を戦略的に行っていくことを基本」⁴²としている。さらに「権利維持の要否につき、隨時見直すことにより、効率的な管理・運用」⁴³を行っている。

④ 海外特許出願の費用負担

東京大学においては、2005 年度～2007 年度の 3 年間における特許の出願費用及び維持費用の大学側の負担は、単独出願および大学等研究機関との共同出願を併せて、国内出願件数、海外出願件数共に、4 割程度となっている。

⁴¹ 東京大学「東京大学国際産学連携推進ポリシー」3 頁 (2007)。

⁴² 東京大学「東京大学国際産学連携推進ポリシー」3 頁 (2007)。

⁴³ 東京大学「東京大学国際産学連携推進ポリシー」3 頁 (2007)。

(5) 名古屋大学

(i) 産学官連携機関

産学官連携推進本部長のもと、産学連携推進室が置かれ、さらに連携推進部、知的財産部、起業推進部、国際連携部の計4部門が置かれている。この国際連携部が国際連携のための国際交流協力推進本部（Academic Consortium 21）⁴⁴と連携を図っている。名古屋大学では、世界的なレベルの産学官連携活動の強化のため、国際的な産学官連携の推進体制整備を行っているようである。具体的には、国際産学官連携ポリシーに基づき「①国際的に通用する知財人材の育成・確保 ②国際法務機能の強化と紛争予防 ③国際産学連携・情報発信機能の強化 ④海外特許の戦略的な取得」である⁴⁵。

(ii) 国際的な産学官連携における大学の使命等

「名古屋大学は先端的な学術研究と、国内外での指導的役割を果たしうる人材の育成とを通じて、人類の福祉と文化の発展ならびに世界の産業に貢献する」⁴⁶ことを使命としている。そして、国際的な産学官連携ポリシー（2007年2月策定）によると、さらに具体的に、「世界の平和と安全の保障に配慮し各種関連法令等を遵守。研究と教育の成果を世界に積極的に発信」、「特に技術移転に際し、地球環境の保全、貧困の削減に寄与することを重視」、「また相手国の伝統的文化・慣習・宗教を尊重しつつ、国際産学官連携活動を展開」、「世界に通用する基準に則り、海外大学・企業等との受託研究・共同研究や技術移転を推進」、「基幹大学として、国際産学官連携活動の成果・情報を東海地域の周辺の大学等に積極的に発信」としている⁴⁷。

(iii) 海外出願の方針等

⁴⁴ 国際交流協力推進本部（Academic Consortium 21）は、「世界の大学、研究機関および企業で構成された国際的な学術ネットワーク」で、「高等教育の発展のためにグローバルなレベルでの相互協力をより一層促進させると共に、国際社会および地域社会に貢献するため」構築された（Academic Consortium 21 <<http://www.ac21.org/Portal/ac21306b306430443066>>）。「2002年6月24日に開催された名古屋大学国際フォーラムにおいて設立された」、「新しいミレニアム、21世紀の始まったこの時期に、世界25の主要大学・教育研究機関の学長および代表者が名古屋大学国際フォーラムに参加し、そこにおいて国際学術コンソーシアム（AC21）の結成」となった。「メンバー機関は、アジア、オセアニア、アメリカ、ヨーロッパの4大陸にまたがり、経済的にも成熟した国から発展途上の国」を含んでいる。「活動計画を具体化し、開始するために、名古屋大学は2002年10月15日にAC21本部事務局としてAC21推進室を設立」するにいたった。Academic Consortium 21 <<http://www.ac21.org/Portal/ac21306b306430443066/6cbf9769/>>。

⁴⁵ 阿部正廣「名古屋大学における大学間連携を基盤とした国際産学官連携活動」8頁（2008）<http://www.sangaku.utsunomiya-u.ac.jp/chiiki/21st_senninkaigi/session%20abe.pdf>。

⁴⁶ 名古屋大学「名古屋大学国際化推進プラン」2頁（2005）<<http://www.itech.provost.nagoya-u.ac.jp/plan171220.pdf>>。

⁴⁷ 阿部正廣「名古屋大学における大学間連携を基盤とした国際産学官連携活動」8頁（2008）。

① 権利帰属

「教職員が自らの研究の中から発明に至ったと認めるときは、すべて知的財産部に届け出ることが義務づけられて」⁴⁸おり、「特許を受ける権利が大学に帰属するか、個人に帰属するかは、知的財産部長が決定」⁴⁹する。「なお、権利が大学に帰属するか、個人に帰属するか否かの判断基準は、以下の通り」⁵⁰となる。

I. 職務発明判断

(教職員が本学の費用その他の支援や、または大学が管理する施設・設備を利用して行った研究の成果に該当するもの)

II. 機関帰属判断

(上記職務発明のうち、特許性及び事業性を評価し、大学帰属にするかの判断を行う)

上記IIで、機関帰属と判断されたものは、大学帰属、それ以外のものは個人に帰属することとなる⁵¹

② 出願件数

国内・海外の出願件数をみてみると、いずれも、共同出願のほうが多くなっている。

2007年度

出願件数	国内		外国		合計
	単独	共同	単独	共同	
合計	80	141	31	62	314 ⁵²

海外出願戦略としては、「海外大学・企業等との受託研究・共同研究の研究成果を知的財産権として権利化し、長期的な視点に立った戦略的な研究活動を行うための情報と資金を得ることに配慮し、知的財産を活用」、「別途定める基準に則り、海外における知的財産権の出願・取得・維持・活用を積極的に実施」している⁵³。

③ 大学における海外出願の方針

⁴⁸ 名古屋大学・産学官連携推進本部・産学官連携推進室・知的財産部

<<http://suishin.jimu.nagoya-u.ac.jp/ipo/member/member09.html>>。

⁴⁹ 名古屋大学・産学官連携推進本部・産学官連携推進室・知的財産部

<<http://suishin.jimu.nagoya-u.ac.jp/ipo/member/member09.html>>。

⁵⁰ 名古屋大学・産学官連携推進本部・産学官連携推進室・知的財産部

<<http://suishin.jimu.nagoya-u.ac.jp/ipo/member/member09.html>>。

⁵¹ 名古屋大学・産学官連携推進本部・産学官連携推進室・知的財産部

<<http://suishin.jimu.nagoya-u.ac.jp/ipo/member/member09.html>>。

⁵² メールベースのヒアリングによる。

⁵³ 阿部正廣「名古屋大学における大学間連携を基盤とした国際産学官連携活動」8頁（2008）。

海外における知的財産権の出願等に関する基本的な考え方としては、「海外大学・企業等との受託研究・共同研究の研究成果を知的財産権として権利化し、長期的な視点に立った戦略的な研究活動を行うための情報と資金を得るために配慮し、知的財産を活用」⁵⁴する。そのため「海外における知的財産権の出願・取得・維持・活用を積極的に実施」し、「活用に際しては、TLO等の外部機関と連携」を図っている⁵⁵ようである。

④ 海外特許出願の費用負担

2005 年度から 2007 年度の国内・海外特許出願費用の負担割合⁵⁶については、下図の通りである。2007 年度をみると、共同負担が大学／企業単独負担よりも割合が少なく、企業の負担割合が大きくなっていることが分かる。

国内出願費用負担（割合）			
国内	2005年度	2006年度	2007年度
自前	4.5	3.2	3.6
企業	2.1	3.6	4.7
共同負担	3.4	3.2	1.7
合計割合	10	10	10

海外出願費用負担（割合）			
海外	2005年度	2006年度	2007年度
自前	5.2	5.6	4.1
企業	2	2.4	3.6
共同負担	2.8	2	2.3
合計割合	10	10	10

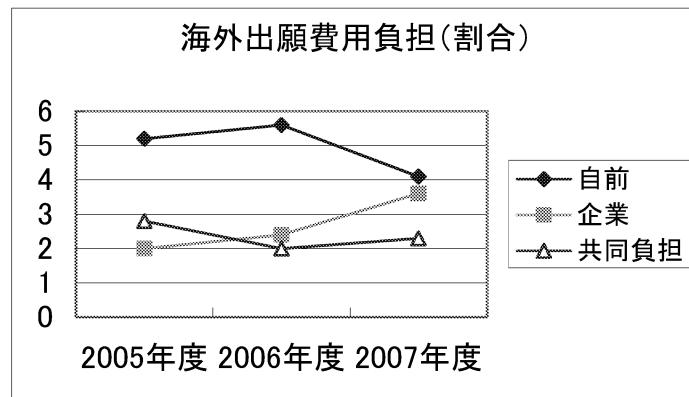
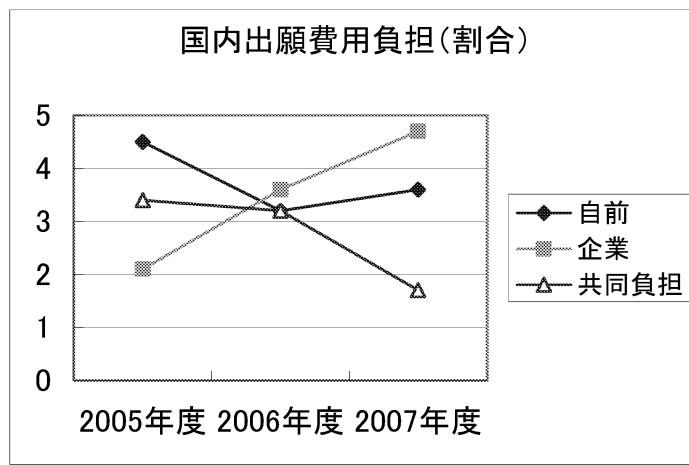
※JST からの支援は受けているが、今回の調査では出願費用割合には JST の支援の割合は表示していないことに注意されたい。

※海外出願費用負担については、PCT 出願に係るデータである。

⁵⁴ 阿部正廣「名古屋大学における大学間連携を基盤とした国際産学官連携活動」8 頁（2008）。

⁵⁵ 阿部正廣「名古屋大学における大学間連携を基盤とした国際産学官連携活動」8 頁（2008）。

⁵⁶ メールベースのヒアリングによる。



海外出願における費用負担については、次の3つによって行っている⁵⁷。

- ・JSTの支援制度への申請
- ・企業負担
- ・基本技術となりうる案件については独自費用

⁵⁷ メールベースのヒアリングによる。

(6) 東北大学

(i) 産学官連携機関

国際的な取り組みとして、グローバルオペレーションセンター（GOC）は、「国際競争力のある研究・教育拠点」としての発展を、戦略的かつ機動的に推進し達成することを目的としている。より具体的には、「(1)人的構成の国際化、(2)研究・教育活動の場の国際化、(3)国際標準に照らした学内組織・活動の改革を進めるに当たって、グローバルオペレーションセンター（GOC）には推進役ないしはまとめ役の機能」を持つことにある⁵⁸。

(ii) 国際的な産学官連携における大学の使命等

東北大学は、「真理を探求して、新たな知識の創造とその普及に努め、それによって、人類が尊厳を保ちながら平和のうちに共生する社会の実現に貢献することを使命」⁵⁹としている。「国際競争力のある世界最高水準の研究・教育拠点としての発展」し、「本学が世界のアカデミック・コミュニティの一員として広く認知されるとともに、それにふさわしい実体を完備すること」を⁶⁰目的としている。

(iii) 海外出願の方針等

大学で生まれた発明について、その権利帰属の状況、大学からの特許出願件数、海外出願戦略、収入の配分についてみると次のような。

① 権利帰属

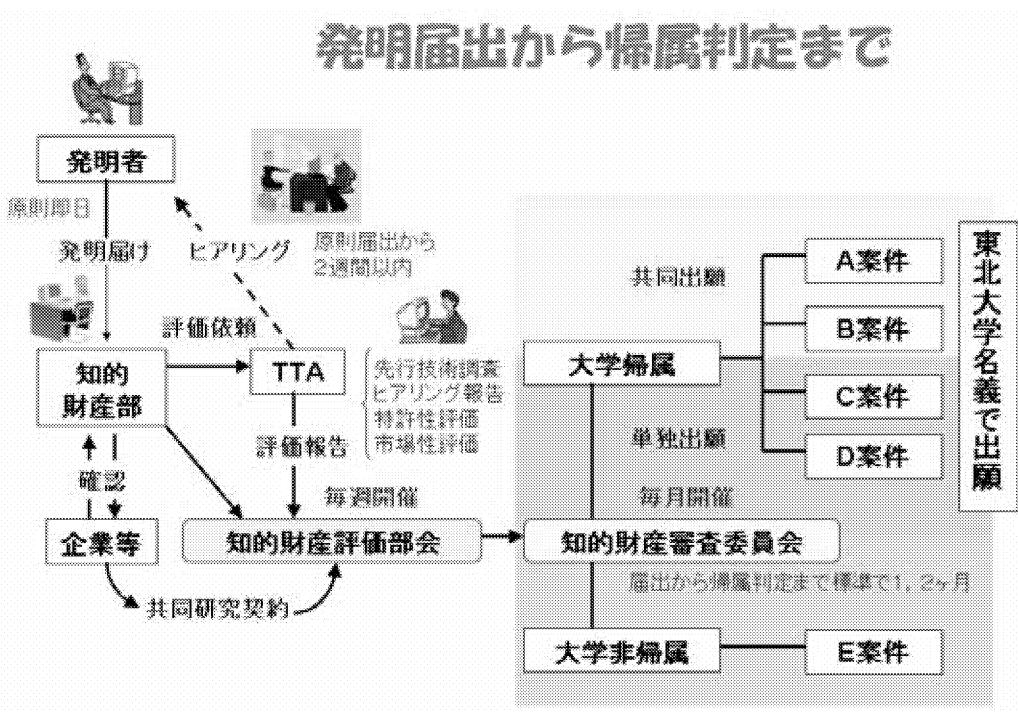
発明をすると、発明届をおこない、知的財産部で必要書類の確認を行う。「共同出願契約等により出願等費用の負担のないものを除き、TLO である株式会社東北テクノアーチ（以下、TTA と表記）に特許性や市場性の評価を依頼する。TTA は発明者のところに赴いてヒアリングを行い、先行技術調査とプレマーケティングの結果と合わせて、原則として評価依頼から 2 週間以内に評価報告書を提出することとなっている。評価報告書をもとに、帰属判定の一次作業部会である知的財産評価部会が毎週開催され、帰属判定案が検討される。職務発明の

⁵⁸ 東北大学グローバルオペレーションセンター（GOC）<<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/goc/message.html>>。

⁵⁹ 東北大学「東北大学国際交流戦略の基本指針」2 頁（2005）<<http://www.u-kokusen.jp/useful/pdf/toshoku-shisin.pdf>>。

⁶⁰ 東北大学「東北大学国際交流戦略の基本指針」2 頁（2005）<<http://www.u-kokusen.jp/useful/pdf/toshoku-shisin.pdf>>。

認定・大学帰属の判定は知的財産評価部会案をもとに毎月一回（定例）開催される知的財産審査委員会で行われる。判定結果は帰属判定通知書によって発明者に連絡される。発明者が帰属判定結果に不満の場合は、知的財産調整委員会に決定の変更を申し立てることができる」⁶¹こととなっている。



出典：東北大学「法人化後の知財管理統計データ」8頁<<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/chizai/statis.pdf>>

権利帰属の判定のため、次の「発明案件の区分」を作成している。

- A: 主に企業との共同出願で企業が特許費用を全額負担するもの。
- B: 他大学、公的研究機関等との共同出願で費用を持分に応じて負担するもの。
- C: 大学単独の成果あるいは大学の単独出願で、大学本部が費用負担するもの。
- D: 大学単独の成果あるいは大学の単独出願で、研究費により費用負担するもの。
- E: 大学が権利を承継しないもの。⁶²

⁶¹ 東北大学「法人化後の知財管理統計データ」9頁<<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/chizai/statis.pdf>>。

⁶² 東北大学「法人化後の知財管理統計データ」9頁<<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/chizai/statis.pdf>>。

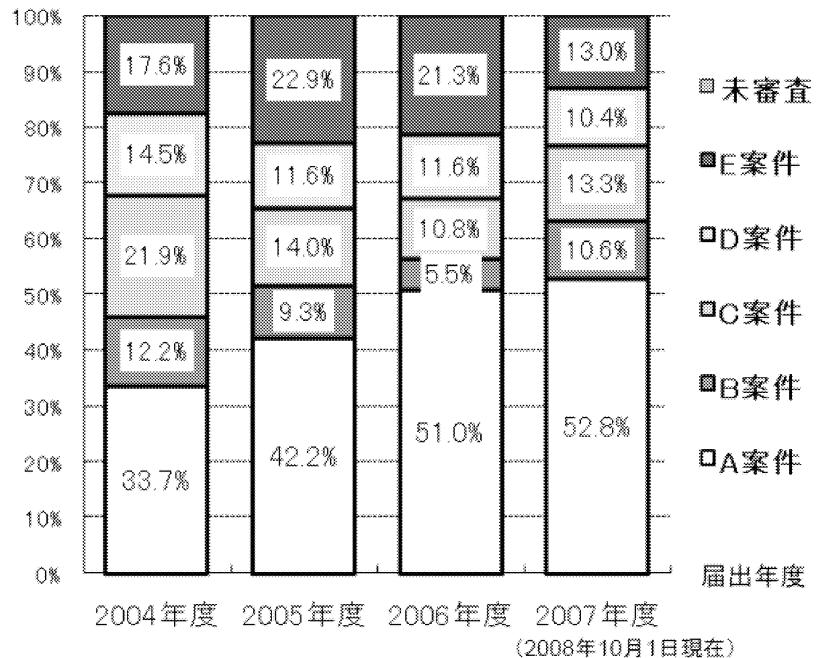
分類	帰属	費用負担
A	大学+企業	企業 100%
B	大学+他機関・企業	持分比率で
C	大学単独	大学本部
D	大学単独	研究費
E1	発明者または他機関	—
E2	発明者等または出願しない	—

出典：東北大学「法人化後の知財管理統計データ」9頁<<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/chizai/statis.pdf>>

※ここでいう研究費は下記の3つをいう⁶³。

- ・寄附金（但し、寄附者との共同出願は不可）
- ・運営費交付金
- ・共同研究費、受託研究費、科学研究費補助金の間接経費（間接経費以外は不可）

この区分による2004年度から2007年度の各帰属の割合をみると、大学と企業に帰属するA案件が年々上昇している。



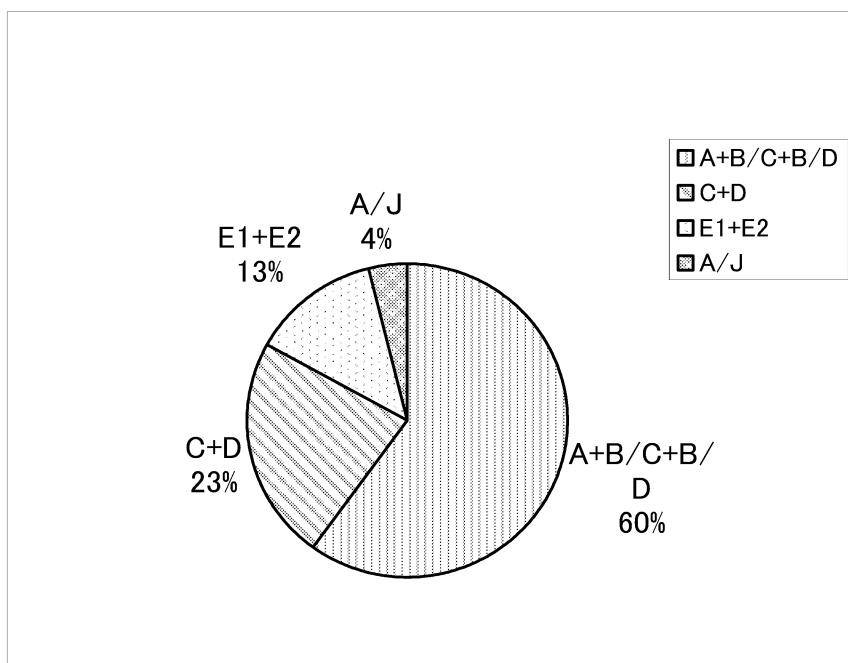
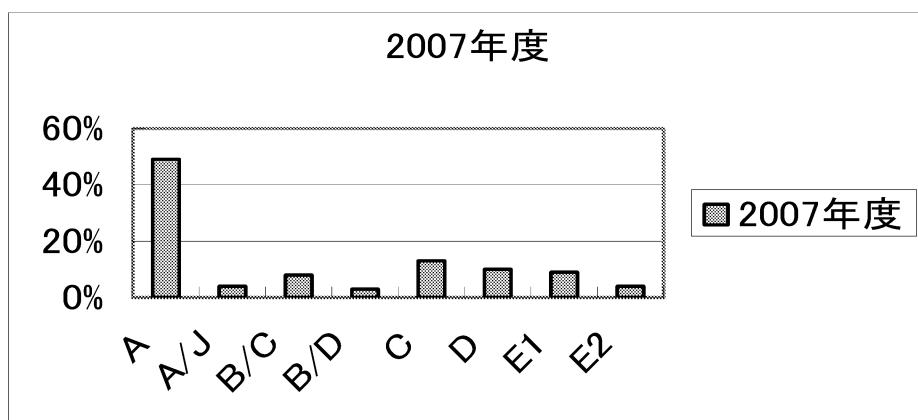
出典：産学連携推進本部知的財産部『国立大学法人東北大学知的財産マニュアル2009』65頁

⁶³ 産学連携推進本部知的財産部『国立大学法人東北大学知的財産マニュアル2009』72頁（国立大学法人東北大学、2009）。

2007 年度に限ってさらに詳しくみる。次の表の「A/J は出願前譲渡・出願後譲渡により大学が権利も持たない特許出願である。B/C、B/D はそれぞれ大学持分を本部費用で負担するものと研究費で負担するもの」を指している。

下図を見ると、A 案件の共同出願のうえ企業が 100% の特許費用負担を行っている割合が一番多い。共同特許出願の割合は A+B/C+B/D の 60%、大学単独出願をみると C+D の 23%、その他が 17% である。単独・共同をあわせると 83% が大学帰属の発明となっている。

	A	A/J	B/C	B/D	C	D	E1	E2
2007年度	49%	4%	8%	3%	13%	10%	9%	4%

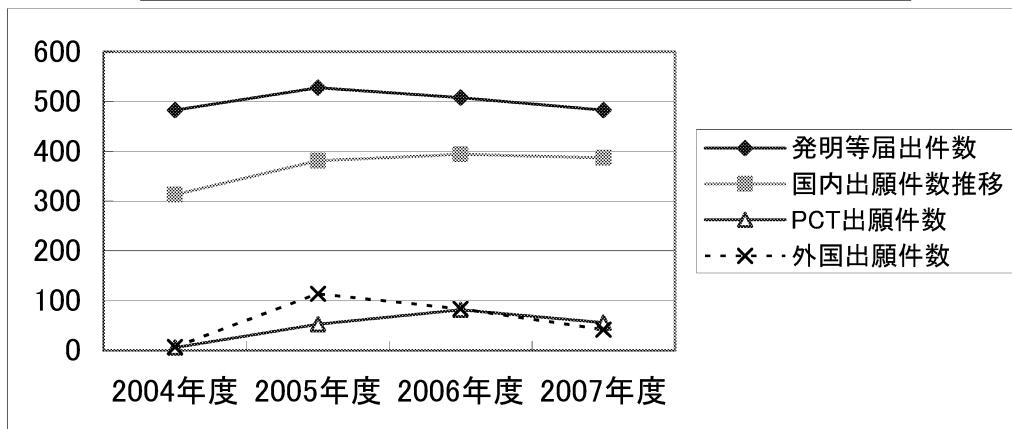


東北大学「法人化後の知財管理統計データ」11 頁< <http://www.rpip.tohoku.ac.jp/chizai/statistics.pdf> >のデータに基づき作成

② 出願件数

大学帰属の発明が8割あるが、特許出願の件数を見てみると、2005年度から2007年度の発明届出件数・国内出願件数・PCT出願件数・外国出願件数は、ほぼ横ばいであった。

東北大學	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
発明等届出件数	483	528	508	483
国内出願件数推移	313	381	394	387
PCT出願件数	6	53	82	56
外国出願件数	7	114	84	42



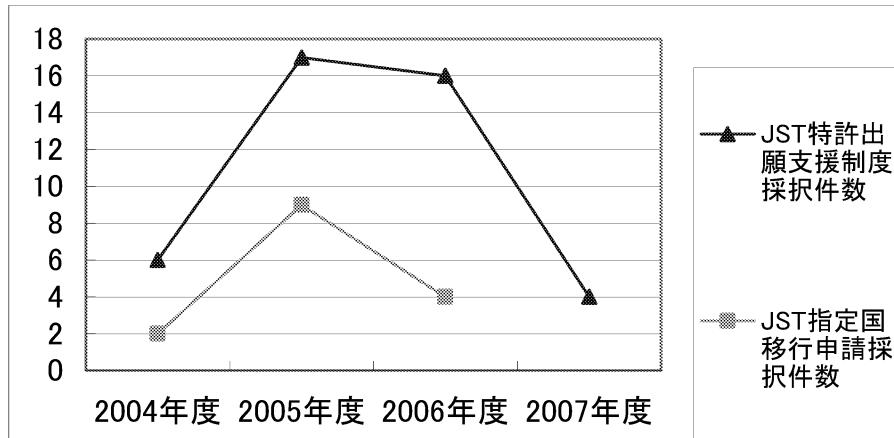
東北大學「法人化後の知財管理統計データ」9、14、17頁<<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/chizai/statis.pdf>>のデータに基づき作成

「PCT 経由の場合、優先日から30ヶ月後に国内段階移行して初めて、出願が確定するので過年度分の外国出願が今後データとして追加される可能性がある。外国出願のうちPCT出願の指定国移行期限が到達したものについて検討すると、1発明あたりの出願国数平均は3で…一方、直接出願の場合は1発明あたりの出願国数平均は1.18（いずれも日本を除く出願国数）」⁶⁴となっている。

東北大學の「本部費用負担によるPCT出願のほとんどは、JSTの特許出願支援制度採択を受けて行ったものである」ということであった。JSTの特許出願支援制度採択件数・指定国移行申請採択件数は下記の通りである。

⁶⁴ 東北大學「法人化後の知財管理統計データ」17頁<<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/chizai/statis.pdf>>

東北大學	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
JST特許出願支援制度採択件数	6	17	16	4
JST指定国移行申請採択件数	2	9	4	



東北大學「法人化後の知財管理統計データ」18頁<<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/chizai/statistics.pdf>>

③ 大学における海外出願の方針

外国出願については、「国益を考えると海外での権利化は重要」ではあるが「外国特許は国内出願の数倍の費用がかかるので出願可否を慎重に判断」している。

そのため、外国出願可否の判断は次の3項目に基づき判断している。

- ・出願国で活用の可能性がある
→費用負担に見合う市場が存在するか
- ・A案件(共願先が費用負担)は、企業に判断を委ねる
- ・B,C,D案件(大学が費用負担)は、基本的にJSTの特許出願支援制度を利用⁶⁵

④ 海外特許出願の費用負担

海外出願費用においても、国内特許出願等費用と同じく下図の発明案件の区分の通りとなる⁶⁶。

⁶⁵ 産学連携推進本部知的財産部『国立大学法人東北大學知的財産マニアル2009』86頁(国立大学法人東北大學、2009)

⁶⁶ メールベースのヒアリングによる。

分類	帰属	費用負担
A	大学+企業	企業 100%
B	大学+他機関・企業	持分比率で
C	大学単独	大学本部
D	大学単独	研究費
E1	発明者または他機関	—
E2	発明者等または出願しない	—

出典：東北大学「法人化後の知財管理統計データ」9頁<<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/chizai/statis.pdf>>

※ここでいう研究費とは、下記の3項目のものである⁶⁷。

- ・寄附金（但し、寄附者との共同出願は不可）
- ・運営費交付金
- ・共同研究費、受託研究費、科学研究費補助金の間接経費（間接経費以外は不可）

大部分の案件は国内出願と海外出願と同じ発明案件の区分になる。ただし、国内は企業全額負担（A）だが、海外では持ち分負担（B）とするなどのように、共同出願契約の内容により、内外で区分が異なる案件もある。東北大学の海外出願は、単独出願ではJSTの支援による出願、共同出願では企業全額負担の出願が多いようである⁶⁸。

具体的件数、割合については今回の調査では得られなかつた⁶⁹。

⁶⁷ 産学連携推進本部知的財産部『国立大学法人東北大学知的財産マニアル2009』72頁（国立大学法人東北大学、2009）。

⁶⁸ メールベースのヒアリングによる。

⁶⁹ メールベースのヒアリングによる。

(7) 東京工業大学

(i) 産学官連携機関

東京工業大学には、産学連携推進本部がある。ここは、「東京工業大学の研究の成果として生じた知的財産の単なる権利化、ライセンシング・実施化を図るのみではなく、知的財産を産学連携の核として、新産業の創出、イノベーションの促進に貢献するとともに、更なる知財の創出を図ることを目的」⁷⁰としている。学長のもと、副学長（研究担当）を本部長として、企画・国際部門、知財管理部門、技術移転部門、事務管理部門、産学連携コーディネーターの5つの部門によって組織されている⁷¹。

(ii) 国際的な産学官連携における大学の使命等

東京工業大学は、「文化の進展に寄与し、人類の福祉に貢献することをその目的及び使命としている」⁷²。国際的産学官連携推進は、開かれた研究活動を行い、また世界の発展への貢献が目的であり、研究・教育の向上に資する国際的共同研究の推進などをすることによって行うとしている⁷³。

(iii) 海外出願の方針等

① 権利帰属

権利の帰属は、産学連携推進本部が決定する。発明されたもののうちア) 東京工業大学の「教職員等が大学の管理する研究資金又は研究施設・設備・装置を用いて創出したもの」、またはイ) ア)を用いていないものの大学の「教職員等が創出し当該教職員等の本学における業務と密接に関連した内容を持つと認められるもの」⁷⁴が大学に帰属することとなる。また、「大学における業務に密接に関連する場合」の判断基準は、「これまでの大学における研究をベースとした発明がなされた場合」⁷⁵をいうが、個々の事例ごとに検討することとなっている。「発明者が本部の決定に不服がある場合は、部局長等会議のメンバーから構成される「知財審査委員会」にその不服を申し述べることができる」ようになっている⁷⁶。

⁷⁰ 東京工業大学産学連携推進本部<<http://www.sangaku.titech.ac.jp/about/index.html>>。

⁷¹ 東京工業大学産学連携推進本部<<http://www.sangaku.titech.ac.jp/about/organization.html>>。

⁷² 東京工業大学産学連携推進本部<<http://www.sangaku.titech.ac.jp/policy/promote.html>>。

⁷³ 東京工業大学産学連携推進本部<<http://www.sangaku.titech.ac.jp/policy/promote.html>>。

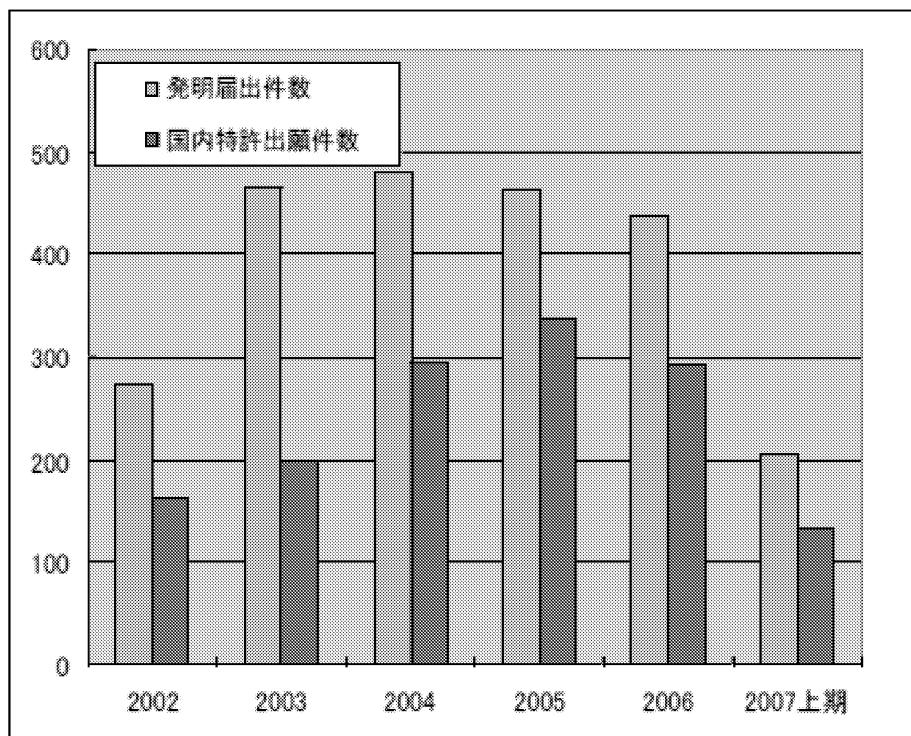
⁷⁴ 東京工業大学産学連携推進本部<<http://www.sangaku.titech.ac.jp/question/index.html#Q2>>

⁷⁵ 東京工業大学産学連携推進本部<<http://www.sangaku.titech.ac.jp/question/index.html#Q2>>

⁷⁶ 東京工業大学産学連携推進本部<http://www.sangaku.titech.ac.jp/question/question_2.html>。

② 出願件数

発明届出件数・国内出願件数については、発明届出件数は2004年度をピークに少しづつ減少傾向がみられ、それに対応するように、国内特許出願件数は2005年度がピークになっている。ただし、2007年度については、上期までの件数であることに注意されたい。



出典：東京工業大学・産学連携ビジョン<http://www.hyoka.koho.titech.ac.jp/hyokasitu/houjin/19genkyou_kenkyuu.pdf>

③ 大学における海外出願の方針

海外出願は下記の点に基づき行っている⁷⁷。

出願：主にライセンスの見込みがある場合

費用負担：大学単願の場合はJST支援等を活用、企業との共願の場合は企業負担が前提

出願国：市場のある国

④ 海外特許出願の費用負担

⁷⁷ メールベースのヒアリングによる。

出願費用負担割合⁷⁸については、国内出願、海外出願ともに出願費用を、企業が負担していることが多い。特に海外出願ではそれが顕著である。

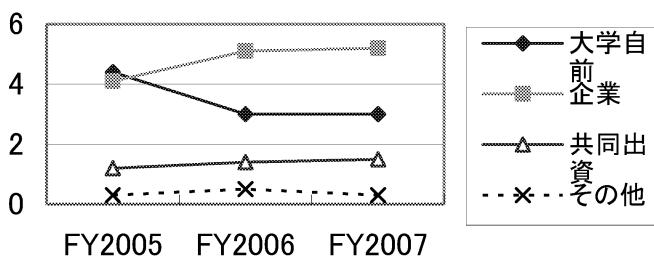
国内出願(出願費)

	FY2005	FY2006	FY2007
大学自前	4.4	3	3
企業	4.1	5.1	5.2
共同出資	1.2	1.4	1.5
その他	0.3	0.5	0.3
計	10	10	10

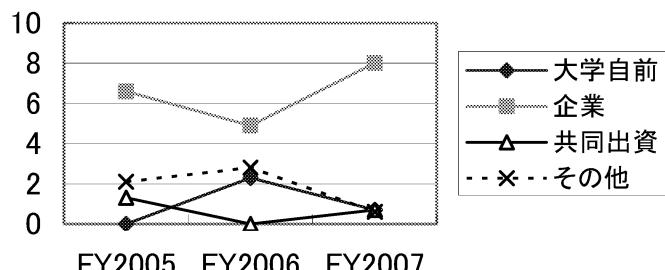
海外出願(出願費)

	FY2005	FY2006	FY2007
大学自前	0	2.3	0.7
企業	6.6	4.9	8
共同出資	1.3	0	0.7
その他	2.1	2.8	0.6
計	10	10	10

国内出願費用負担(割合)



海外出願費用負担(割合)



⁷⁸ メールベースのヒアリングによる。

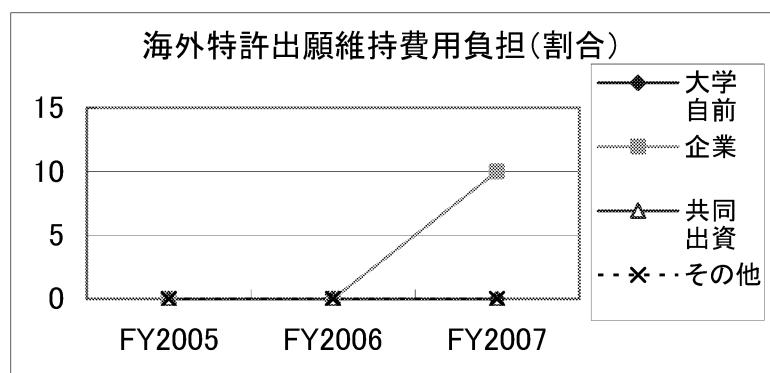
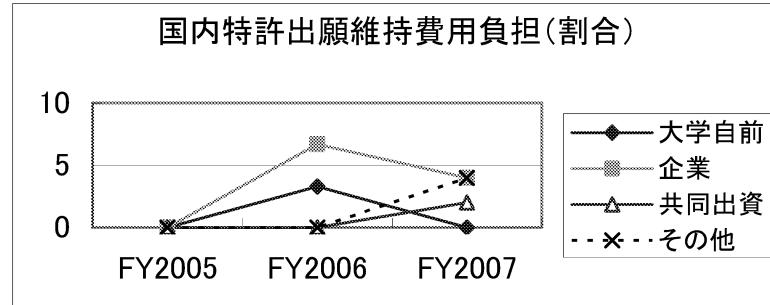
特許維持費用の負担割合⁷⁹は、国内、海外出願維持費用負担では、企業の負担率が高く、大学単独負担の割合は低い。

国内出願(維持費)

	FY2005	FY2006	FY2007
大学自前	0	3.3	0
企業	0	6.7	4
共同出資	0	0	2
その他	0	0	4
計	0	10	10

海外出願(維持費)

	FY2005	FY2006	FY2007
大学自前	0	0	0
企業	0	0	10
共同出資	0	0	0
その他	0	0	0
計	0	0	10



※大学負担分の海外特許維持費が0となっているのは、調査期間中には権利化されているものがないためである⁸⁰。

具体的件数については、今回の調査で得られなかつたが、これらの費用負担を見ると、国内外の特許出願費用・維持費用とともに、企業による費用負担の割合が増えていることがうかがえる。

⁷⁹ メールベースのヒアリングによる。

⁸⁰ メールベースのヒアリングによる。

3. 米国大学の海外特許出願戦略・技術移転の状況等について

(1) 調査実施要領

1980年、米国において、連邦研究費による大学での研究成果の民間技術移転を規定したバイ=ドール法が制定された¹。四半世紀遅れで、日本においても同様の法律が制定され、「大学における第三の使命＝社会貢献」という認識が生まれた。2004年に実施された大学法人化もその後押しとなり、現在、産学連携・技術移転の流れは加速度を増している。

一方で、産学連携・技術移転の核となる、大学の研究から創出された「知的成果」を、どのようにマネジメント、つまり、保護・活用するか、については、各大学（組織自体ならびに所属する人材）の方向性やその目的によって、また、マネジメント組織及び人材のあり方も含め、検討しなければならない点は数多く存在する。その際、十把一絡げの議論ではなく、各大学・地域の目的や特色に即したマネジメントプロセスの構築を検討する必要がある。海外特許出願戦略についての考察は、大学が抱える「経営戦略」「知財戦略」の一環に過ぎないといえる。しかし、多くの経営戦略の中でも、特許（知財）戦略は重要な項目の一つであることは疑うべくもない。また、成果を活用する市場が必ずしも国内にとどまらない我が国にとって、海外特許戦略を検討し、それらの知見を広く伝えることは価値があるといえる。

知財マネジメント組織が行う役割は、1. 共同研究等外部獲得資金マネジメント支援業務、2. 共同研究等外部獲得資金契約支援業務、3. 特許等権利化・管理業務、4. ライセンシング業務、5. 大学発ベンチャー支援業務、6. 人材育成関連業務、等多岐にわたる。国立大学法人化前後に起きた学内外知財マネジメント組織の役割混同を経て、現在は、徐々にそれぞれの大学・地域事情にあわせて多様化している。このように日本では、知財マネジメント組織の「大学発知的成果による社会貢献により大学としての価値を高め」「対象者（研究者および社会）にとってより有益・至便」である組織の役割および人材のあり方を検討する時期に入っている。

前章までに、日本における海外特許出願の現状、および国内大学における個別の海外特許出願戦略について述べてきた。本章では、産学連携・技術移転の先進国である米国の状況について調査報告を行う。具体的には、次章で述べる海外出願に関するデータベース調査をもとに、PCT出願数が多い大学（カリフォルニア大学バークレー校、スタンフォード大学、ジョンズ・ホプキンス大学）、および特徴的な技術移転システムを有する機関（ウィスコンシン大学マディソン校、NIH）を選択し、インターネットや論文等による調査、ならびにディレクターやシニアスタッフに対する現地でヒアリング調査を実施した²。現地ヒア

¹ Public Law 96-517, Patent and Trademark Act Amendments of 1980.

² 海外現地調査は、2009年1月15日から25日にかけて実施した。なお、ヒアリング調査の前に、あらかじめ質問票を事

リング調査後は、担当者とのメールにて補完調査を実施した。

(2) 米国における技術移転・产学連携体制の変革

米国の技術移転機関は、四半世紀を経て、まさに変革期を迎えている。1980年代当初は、技術移転機関(Office of Technology Transfer ; OTT) の構造並びに目的は、どの大学もほぼ同じであった。しかしその後、技術移転・产学連携は、研究者の間に徐々に浸透されており、その手法は、従来の共同研究スタイルだけでなく、起業やライセンシングといった、多様な形式へと広がっていった。それと共に、OTT の意義は確立されていったが、それ以外の関連組織（知財マネジメント組織）が徐々に構築され、それらのあり方は、各大学のビジョンや地域環境にあわせたスタイルへと変化している。また、技術移転形式によっては、大学全体の知的成果を対象とはせず、ニーズ（市場）を考慮した上で、ターゲットを絞って知的成果の創出を促す事例も徐々に増加している。つまり、「万人が技術移転・产学連携に関わることが可能な組織体制構築」の時代を経て、「知財マネジメントを必要としている人が、確実にそれぞれの目標に向かって結果を出すことができる組織体制構築」へと変化している。また、それらの変化とともに、大学研究のあり方に関する議論も、改めて開始されている。

米国大学における知財マネジメント組織は、米国東西海岸と中西部では、その組織体制が大きく異なってきている。東西海岸では、従来のライセンシング（技術移転）だけでなく、（大）企業との共同研究が活発化しており、外部資金をうまく使うスキーム構築を強化している。言い換えると、東西海岸は研究資金や起業資金、並びに研究者以外のマネジメント人材が豊富に存在しているため、本来の研究活動を強化させるための取り組みに力をいれつつある。そのため、従来から存在している OTT の位置づけは依然として大きいが、それに加えて、企業等の外部資源をさらに積極的に利用する（もしくは研究者にそれらのテクニックを教える）部局や人材が構築されている。

対して中西部は、東西海岸に比べると、資金・人材ともに乏しい。2002年度の調査によると、ウィスコンシン州 (WI) ・ミネソタ州 (MN) ・マサチューセッツ州 (MA) の3州を比較すると、人口がそれほど変わらず、大学研究資金も、主要大学数で割ると、それほど大差ないことがわかる。しかし、VCからの投資額は、MN は MA の約 0.13%、WI は 0.03% しかない。さらに、初期段階での投資額は、MN は MA の 0.26%、WI に至っては 0.0006% しかな

前送付し、それらの回答を踏まえながらヒアリングを実施した（とはいって、質問票の送付は、ヒアリング対象者の信頼を得て、調査協力を依頼するという点では有効であったが、質問票通りに回答した大学は一つもなかった）。質問票の内容は章末に日本語・英語にて記載した。

また、これらの調査内容の補完、並びにその他の大学に対するさらなるヒアリング調査のため、新たな質問票を作成し、2009年2月11日から14日に開催されたAUTM (Association of University Technology Managers 全米大学技術管理者協会) に参加し、対面調査を実施した。使用した質問票についても、同様に章末に記載した。

いことがわかる³。したがって、中西部では、外部環境に頼りすぎることなく、大学内で知的成果をどこまでインキュベーションできるか、が課題となっている。そのため、多くの大学で、大学発ベンチャー企業創出に向けた Business Development の姿勢が明確化されるとともに、GAP Fund 設立の議論が活発化され、また同時に近隣大学とのネットワーキング構築や、マネジメント人材育成に力を注いでいる。

これをさらに、大学発ベンチャー企業の支援体制図から説明する。図1に、大学発ベンチャー企業への支援体制を示した。

	Flexible Licensing Terms	Progressive University Policies	Business Developmt Assistance	Assist in Recruiting Talent	Assist in Recruiting Funding	Participate in Business Operations	Direct Investment
Hands -in-Pocket Traditional policies and practices							
	← 東西海岸						
Hands -Off Policies / practices that encourage start-ups	X	X					
	中西部の大学が将来的に目指す体制						
Hands -On Univ.takes active role in forming the startup	X	X	X	X	X		
	↓						
Up-to-your-Elbows formation and operational role	X	X	X	X	X	X	X

図1 米国における大学発ベンチャー企業への支援体制

Source; Allen Dines (University of Wisconsin) and Yukiko Nishimura, 2005

米国では、Hands-in Pocket 型といわれる、大学では管理を行わないタイプから、Up-to-your-Elbow 型といわれる、まさにゆりかごから墓場までケアを行うタイプまで、主に4種類に大別される。米国東西海岸に位置する大学の殆どは、現在 Hands-off 型をとっている。これは、技術移転プロセスの構築、並びに大学ポリシーの制定までは確立させるが、ビジネス開発のサポートなどは、それぞれの研究者等もしくは部局の判断にゆだねる、というタイプである。この型を採用できる大学は、上述のように、大学の周りにビジネス形成を実現させることができる資源や環境が整っているため、大学自体がそこまでサポートする必要性がないといえる。対して中西部の大学は、数年前までの Hands-On 型から、さらに手厚くサポートを実施する Up-to-your-Elbow 型に徐々に変化している。両者の大きな違いは、大学がビジネスオペレーションそのものに参加すること、大学自体が直接投資を行うことである。将来的には、殆どの中西部大学が、Up-to-your-Elbow 型を採用し、その

³ 2002 US Census, AUTM, 2001 and NASVF 2002

可能性を試すことになることが考えられる。

次に、知的成果のアウトプットの状況を確認する。発明届出件数、特許出願数は、日米ともに年々増加しており、2007年度には、米国では19,827件の発明届出件数が、新たな特許出願数は11,797件にのぼっている。対して日本は、それぞれ9,438件、2,987件であり、米国が依然として技術移転先進国であることがわかる。

全米大学技術管理者協会（AUTM）の調査によると、同協会に加盟している大学の2006年度の研究費は約32,800億円であり、うち約3,400億円は企業から得た資金である⁴。実施許諾数は5,430件であり、実施工料収入総額は2,100億円である。一方、2006年度の日本における実施許諾数は2,872件、実施工料収入総額は約8億円であり、一件当たりの実施工料は、米国では3868万円であるのに対し、日本では27万8000円である。

また、2007年度における大学からのPCT出願数をみると、カリフォルニア大学システムを筆頭に、米国大学から積極的に出願が実施されていることがわかった。図2にPCT出願数上位大学を示した。

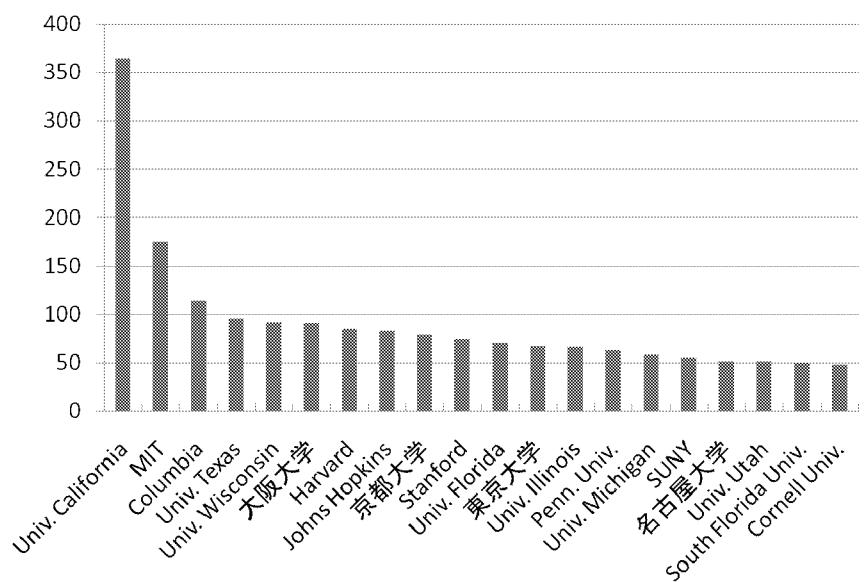


図2 大学からのPCT出願数(FY2007)

Source; *World Patent Report - A statistical review, 2008*

⁴ なお、すべての金額は理解向上のため、1ドル=95円で換算されている。

一方、米国の公式データには、日本では必ず記載されている「海外特許出願数」といった国内外を切り分けたデータはほとんど存在しない。理由としては、国内市場よりはるかに海外市場が大きい日本と比べて、最大市場が国内に存在する米国との違いが一番に挙げられる。また、大学発知的成果を活かした起業に対する理解も、日米では依然として差があることも事実であろう。さらに、たとえば欧州に特許出願する際には翻訳料金等の障害が少なく、そのような金銭的課題の在り方も日本とは状況が異なる。そのため、大学によつては、海外戦略という言葉そのものに違和感を覚えるとする大学も複数存在した。

とはいえた、上位大学は、海外戦略をまったく考えていないというわけではない。多くの大学は、「海外」だから戦略を構築するという日本的な意識ではなく、「市場がある」から結果として海外戦略を構築する、という意識を有する。つまり、技術移転・产学連携戦略が最初に存在し、その上で市場が海外にも及ぶ場合には海外戦略や海外対応を検討することになる。上述した金銭的課題等も、国内・海外と分けるのではなく、あくまでも各組織の戦略や状況によって考慮・検討されている。

従つて、本調査では、海外特許戦略だけにとどまらず、さらなる上位概念である技術移転・产学連携戦略についてヒアリング調査を実施した。その中で、戦略の一部としての出願戦略や海外戦略についても言及し、日本の大学・企業等に対する知見の提供を試みた。

(3) 調査対象機関の調査結果

(i) NIH (National Institutes of Health、国立衛生研究所)⁵

NIH は、DHHS (Department of Health and Human Services、米国健康福祉省) に属する国立研究所であり、20 の研究所からなる研究機関である。同時に、研究資金提供機関としての機能しており、2008 年度の総予算額は 288 億 6,000 万ドルであり、そのうち約 84% が全米各地の大学・病院・他の研究機関に属する 30 万人以上の科学者や研究者を支援するグラントやコントラクトに費やされ、約 10% にあたる 2,900 億円（前年度要求比 2,060 万ドル増）が基礎研究や臨床研究活動プログラムという内部研究に、残りが NIH 内の研究施設維持や研究管理支援等に充てられている。職員は約 18,000 人在籍しており、そのうち、医師、研究職員が 5,000 人を占める。

産学連携・技術移転機関は、研究領域ごとに配置された 5 つの部署、並びに二つの部が存在し、それらすべてを統括する部局が存在する。図 3 に組織図を示した。

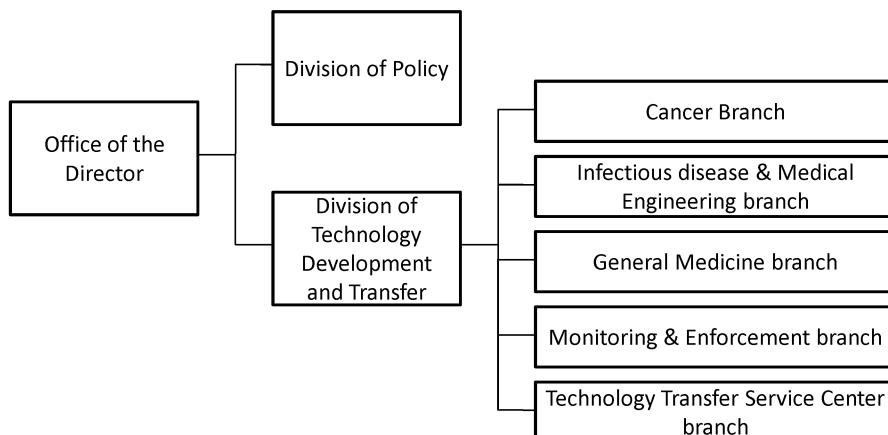


図3 NIHにおける技術移転・産学連携組織図

Source: NIH Website

技術移転・産学連携マネジメントに関するポリシーは、パテントポリシー、ライセンシングポリシー、利益相反ポリシー、データ共有ポリシー等が存在し、どれもウェブサイトからの閲覧が可能である。ライセンス実施工料は、上述のポリシーを基に OFM (NIH Office of Financial Management) から支給される。なお、NIH では、全体収入の約 10% にあたる 9.7

⁵ ヒアリング実施日 2009 年 1 月 16 日。ヒアリング先代表者氏名 Steven M. Ferguson, Deputy Director, Licensing & Entrepreneurship, Office of Technology Transfer

億円が研究者に還元されている⁶。

NIHにおける、2007年度の産学連携・技術移転のデータは以下の通りである⁷。

表1 NIHにおける産学連携・技術移転データ

発明届出件数	419
米国特許出願数（新規）	178
米国特許出願数（継続分含む）	354
PCT/海外特許出願数（合計）	325
特許取得数	117
ライセンシング実施数	264
実施工料収入	87 億円 (from 902 licenses)
実施CRADA (NIHのみ)	44 (Standard23, Material21)

CRADAとは、Cooperative Research and Development Agreementの略称であり、民間との共同研究を速やかに実施することを目的とした、NIHをはじめとした政府研究機関と企業間の共同研究契約を指す。本契約手法は、1986年の技術移転法制定後から正式に整備され、CRADAを締結すると、両者は人的資源や設備資源などを相互提供するが、研究資金は企業側が負担する。企業は共同研究で得られた知的成果を（非）独占的に使用することができる。CRADAの種類には、standard CRADAとMaterial CRADAが存在し、後者は生体材料等を提供する際に用いられる契約である。医薬品開発の場合には、製薬企業は新薬開発に関するデータをFDAの申請用資料として使用することができ、この制度から生まれ上市された医薬品も多い。つまり、CRADAはNIHの研究機関の技術を民間に移転する仕組みの1つとして、有効に機能しているといえる。

続いて、図4には過去3年間のライセンシング締結状況を示した。

⁶ NIHとFDAでは、ライセンス下にある技術の発明者は、最初に2000ドルが、次に収入総額合計5万ドルまではその15%、それ以上収入を得た場合にはその25%が供与される（ただし上限は一人当たり・一年当たりの最高金額は15万ドル/人/年である）。

⁷ NIHからAnnual reportはすでに2008も発表されているが、海外特許出願数が記載されているのはAnnual report2007のみであったため、そちらのデータを記載している。なお、2008年度レポートに記載されている公式データは、発明届出件数402、米国特許出願数（新規）176、米国特許出願数（継続分含む）343、米国特許取得数88、ライセンシング実施数259、実施工料収入97.2億円、実施CRADA (NIHのみ) 72 (Standard33, Material39)、権利放棄数50であった。

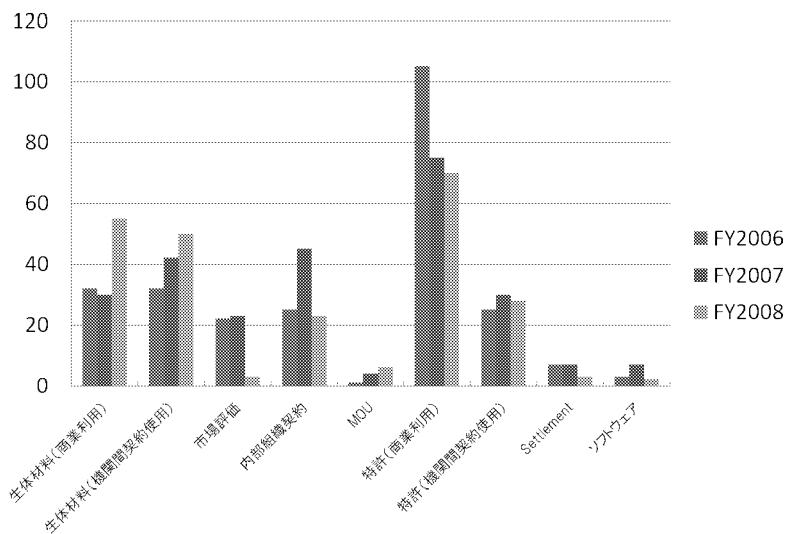


図4 NIHにおける過去3年間のライセンシング締結状況(FY2006～FY2008)

Source; NIH OTT Annual Report

この図から、ライセンシングの形式は特許だけに限らず、いろいろなタイプがあることがわかる。主たる研究領域がライフサイエンス系である NIH では、生体材料の件数が多いことも特徴であり、Material CRADA の件数も増加傾向にあることがわかる。

次に、図5には過去2年間のライセンス先を示した。

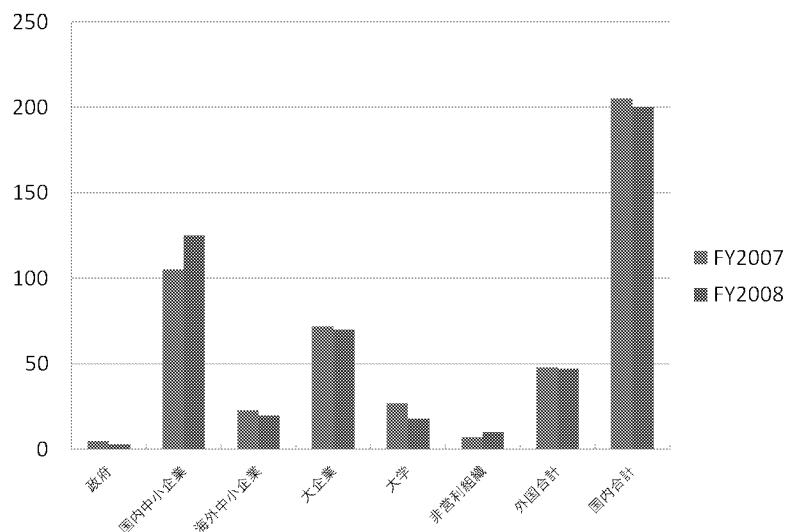


図5 NIHにおける過去3年間のライセンシング締結状況(FY2006～FY2008)

Source; NIH OTT Annual Report

国立研究機関では、国内中小企業等への貢献が強く求められている。そのため、国内ライセンス先の約過半数、海外ライセンス先の約3分の1が、中小企業（Startup 含む）に

対して実施されていることがわかる。

NIHにおける海外出願は、つい数年前までは、隣国のカナダ、英語圏のオーストラリア、そして日本とEUであった。しかし、近年ではインドをターゲットとした出願戦略を構築している。インドには、現在多数のジェネリック医薬品企業が数多く存在しており、将来新薬開発能力をもつであろうと関係者らは予想している。そのため、ライフサイエンス系研究がほとんどであるNIHは、未来の新薬企業とライセンスを締結するためにも、今後も積極的にインドに焦点を絞った連携戦略を立てていく。そのため、現在64名在籍しているOTTに、次はインド人の採用を考えている。日本に対する割合は今後も変更予定はない。

図に示したように、NIHにおいて、OTTは技術移転に関する最も上位の部署であり、研究分野ごとにブランチオフィスが存在する。基本的には研究者はブランチオフィスと普段のやりとりを行っており、特許出願の可否もブランチオフィスが行ったのちに、OTTに報告があがるシステムとなっている。また、特許出願についても、それぞれに与えられた予算の中で出願費用をねん出している⁸。部局OTTの担当者の数はまちまちであり、職員は2~6名である。人数が多いオフィスだとアナリストが常駐しているが、アナリストが存在しないオフィスからはOTT側に依頼がきてマーケティングをすることもある。

OTTは、研究者と直接対話をし、何かを決定することは基本的にはなく、内部に対してもとりまとめ役的な役割を果たし、外部に対してはポータルとしての役割を果たす。例えば、外部機関からのコンタクトや出願後の弁護士事務所との打ち合わせ等は、このOTTで取り扱うことになる。また、訴訟関係についてはDepartment of Justiceで担当する。

海外出願については、コストを考慮して出願戦略を構築する、といったことは基本的にはおこなっていない。むしろ、PCT出願をおこなった場合、コストはある程度予想できる。しかし、上述したように彼らの研究分野はライフサイエンス（ファーマ）分野のため、特許出願が許可されるまでに多くの煩雑なやりとりが存在する。そのため、国内出願のほうがコスト予想ができず、場合によってはPCT出願より高い場合がある⁹。つまり、出願費用が高額だから出願しない、という思考プロセスはもたない。

NIHは、海外のライセンス先企業（ライセンシー）の存在有無を確認してから出願戦略を立てるということをあまりしていない。言い換えれば、ファーマ分野というのは、最初からグローバルな市場を有しているため、むしろ国内市場にのみ閉じている理由がない。また、国立研究機関という立場からも、世界に先かけて研究成果を発信していくという意識の下で戦略構築を実施している。

⁸ NIH全体として、毎年10~12億円の特許出願費用が予算に計上されている。各ブランチオフィスに対する配分は、研究分野や在籍数によって異なる。また、海外出願の割合等についても、それぞれのブランチの裁量にまかされており、OTTからは、基本的には予算内でマネジメントしてほしい、と要望を伝えるのみである。

⁹ 出願費用は、審査が長引けば長引くほどかかる傾向がある。

(ii) ジョンズ・ホプキンス大学¹⁰

ジョンズ・ホプキンス大学 (JHU ; Johns Hopkins University) は、メリーランド州に位置する私立大学である。1876 年に世界初の研究大学院大学として設立され、大学院教育システムを世界に先駆けて設立した。医学研究で著名な大学であり、ハーバード大学に続く 2 番目に優秀な大学として位置づけられている。また、NIH からの医学研究予算獲得額も全米第一位である¹¹。

JHU の知財マネジメントは、The Johns Hopkins Technology Transfer (JHTT) が取り扱っている。1960 年代には特許マネジャーを要したこの部署は、1980 年のバイ＝ドール法制定後には、特許だけではなく多くの知財や产学連携を取り扱う部署へと変化した。現在の組織構成は、2002 年 7 月に薬学部の Office of Technology Licensing (OTL) と、Homewood キャンパスにあった Office of Technology Transfer (OTT) との合併によって構築されており、現在は 48 名のスタッフにより構成されている。そのうち上級スタッフはおよそ 15 名である。また、Engineering 部門にも IP ディレクターがおり、研究者サポートや研究マネジメントを実施している。

JHU における、产学連携・技術移転のデータは以下の通りである。

表 2 JHU における产学連携・技術移転データ

発明届出件数	305
米国特許出願数	500
米国特許取得数	40
ライセンシング実施数	92
実施料収入	11,163,000 ドル (10 億 6000 万円)
Net income for JHTT Office	3,612,000 ドル (3 億 4300 万円)
起業数	12

JHU の知財ポリシーは、ウェブサイトから閲覧可能である¹²。これによると、JHU はすべての研究は公開されるのが大前提という方針をとっているため、必要以上の秘密保持を研

¹⁰ ヒアリング実施日 2009 年 1 月 16 日。ヒアリング先代表者氏名 Wesley D. Blakeslee、Executive Director、Johns Hopkins Technology Transfer

¹¹ NIH Awards to Medical Schools by Rank FY2005 によると、研究費は 862 件 (394,194,692 ドル) 訓練助成金 (Training grants) は 49 件 (19,451,362 ドル) である。

¹² ただし、利益相反ポリシーについては、ウェブサイトは存在するが実際にそこに記載はされていない (<http://www.techtransfer.jhu.edu/resources/conflict.html>)。

究者側には強要しない¹³。大学の研究者は論文を執筆し、研究成果を公知にすることが業の一つであることは疑いようもないため、それについて JHTT 側は何の制限も講じていない。ただ、研究者側に技術移転・产学連携の意欲がある場合には、JHTT のシステムを理解した上で活用してほしいとのことであった。そのため、研究者が JHU に配属された際、face to face で JHTT の説明をおこなっている。仮に、「それでも私は特許にしたくないから勝手に論文投稿をする」、という研究者がいても、それでかまわないとしている。

また、JHU 発知的成果により得られた実施料収入の分配法は以下の通りとなっている。

表3 JHUにおける実施料収入の分配法

Net Revenue Distribution from IP Annual Net Revenue	発明者個人	発明者研究費	学科	学部	大学
First \$300K	35%	15%	15%	30%	5%
Over \$300K	35%	15%	15%	25%	10%

JHTT の経費使用内訳は、以下の通りとなっている (FY2007)。これをみると、オフィス維持費用をうわまわる金額が法的費用に投じられていることがわかる。

¹³ JHTT では、「×you cannot publish, ○you must publish」という合言葉を用いている。

表4 JHTT の経費使用内訳入

	予算 (上段 ドル) (下段 円)	決算 (上段 ドル) (下段 円)
全体予算	11,145,000 (10 億 5900 万)	11,163,000 (10 億 6050 万)
特許費用		
Legal 費用	5,275,000 (5 億 110 万)	6,114,000 (5 億 8100 万)
Less Licensee Reimbursements	3,165,000 (3 億 70 万)	3,676,000 (3 億 4900 万)
特許費用 (Net)	2,110,000 (2 億 45 万)	2,438,000 (2 億 3160 万)
JHTT オフィス維持費用	5,846,000 (5 億 5500 万)	5,113,000 (4 億 8600 万)
収入 (Net)	3,189,000 (3 億 300 万)	3,612,000 (3 億 4300 万)
Statistics and Metrics		
ライセンシングスタッフ 1 名あたり取扱件数	6.5	8.0
契約一件あたりの Upfront 額	27,500 (260 万)	30,000 (285 万)
MTA		2,231

JHU の出願戦略について、時系列で示した図を以下に示した。これをみると、JHU も積極的に仮出願制度を利用していることがわかる¹⁴。発明届出件数 300 件のうち、100 件が特許出願検討され、そのうち 60%は仮出願される。仮出願を用いる理由は、本出願に比べて安価であること、並びに仮出願係属中にマーケティングを実施することが可能なためである。図 6 に、JHU の仮出願を用いた特許戦略 の流れを示した。

¹⁴ 仮出願制度とは、米国の特徴的な制度であり、簡易な書類を先に提出しておき、1 年以内に書類を整え正式な出願をすることが可能な制度を指す。この時、仮出願の出願日を正式出願の出願日とすることができる。ただし、優先権の主張を行うことはできない。この仮出願に関しては、米国人が代理人である必要はなく、また日本の出願をそのまま仮出願として出願することができる。しかし、その後正式な出願に移行する場合は、米国の弁護士または弁理士を代理人として出願しなければならない。また、1 年以内に正式な出願をしない場合は、仮出願は無効となる。日本出願とほぼ同時期に実施すると、日本語のまま 102 条(e)基準日をいち早く確保することができる。

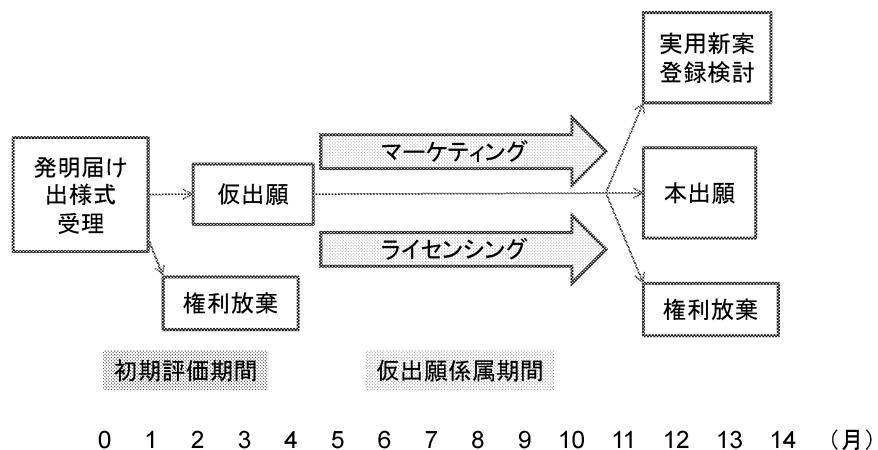


図6 JHUの仮出願を用いた特許戦略

Source: JHTT Websiteをもとに筆者編集

仮出願から本出願、もしくは海外出願への移行は、仮出願係属期間中のマーケティングによって決定される¹⁵。しかし、海外へのそれについては、明確なポリシー等への記載は存在せず、あくまでも個別ケースに対する判断となる¹⁶。

PCT 出願数をみる限り、JHU は海外特許出願に積極的なように見える。一方で、技術移転部署のスタッフは、「我々は国際出願を目標にはしない。ライセンシーが存在している場合には考慮するが、それ以外はしない。また、実績を有する研究者を優先する」としている。また、発明者、特に Lead 発明者にはインタビューを必ず実施し、彼らのコメントとテクノロジーレベルを評価している。そのため、上席スタッフの多くは PhD を有している。これらの上席スタッフのうち、14 名が評価会議に出ており、知財戦略はこの会議で決定される。

JHU は、医薬臨床系だけでなく、Medical Device 分野といった工学系研究も盛んである。しかし、研究分野による特許出願戦略の違いはない。特に Medical Device 分野は、近年ライセンシー側の国際展開が活発であるため、ファーマ系と同じ傾向を持っている。ライセンシーが存在する場合には、どこに出願するかはライセンシー側が決定する。基本的に、市場サイズによって出願戦略は決定されており、いい成果であっても患者数が少ない場合には、なかなか海外に出願することが難しい。また、特許だけを保持していてライ

¹⁵ Conversion decisions are usually reached 60 days before the 1-year conversion deadline.

¹⁶ ただし、他の米国関係者から、「JHTT は「まず仮出願をする」ことに主眼を置いているために、技術開示のフォーマットとしては不十分である。そのため、企業からの照会が難しく、そのためにライセンシーをみつけることができず、仮出願の期限切れとともに権利放棄することが多い」との意見を頂戴した。つまり、データは豊富に有しているが、あまり売り上げには結びついていない、というのが挙がったことも付け加えておく。

センシング企業がない、という状況は避けたいと思っているため、できる限りライセンシ一依存型の海外戦略をとっている。米国以外には、オーストラリア、カナダ、メキシコ、日本が主なライセンス先である。

また、大学間共同研究はとても多い。JHU は他大学（他国）の研究者との交流がとても多いため、全体の 15%は他大学や NIH との共願となっている。企業等の営利企業との共同出願はゼロではないが、ほとんどない。これは、受託研究（Sponsored research）でも同じ方針である。

さらに、特許出願以外の知財戦略構築も活発である。例えば、100 件の有用な発明の中で、20 から 25 件程度は起業に向いているものが含まれる。これは、技術内容もさることながら、研究者側の強い意志による場合もある。これらの技術は、1 年に 1 度、企業や投資家を招いて開催される非公開会議にて研究発表を実施することができる。実際に、いくつかの企業は本発表会を経て誕生している。

発明の中には、特許性は有しないが、MTA やリサーチツール、商標といった別の知財が適しているものも含まれる。その割合は、届出件数の約 1 割程度である。企業側も積極的な特許出願をためらう昨今では、これらの「経費が安価な」知財戦略も、時間をかけて検討する必要があるとしている。

JHTT での業務は、ライセンシング、オペレーション、MTA、ファイナンス、知財管理と、仕事は多岐にわたり、その多くはデスクワークである。インターンシップも継続的に受け入れているが、金銭的状況が許す限り、人材はいつでも雇用したいと考えている。

(iii) ウィスコンシン大学マディソン校¹⁷

ウィスコンシン大学マディソン校 (University of Wisconsin, Madison (UW-Madison)) は、ウィスコンシン大学システム¹⁸の中核を担うキャンパスである。中西部のウィスコンシン州の州都マディソンに立地する州立大学であり、農学校中心の大学として 1848 年設立された。現在は、医学、薬学、生命工学などのバイオ系とエンジニアリング系の学部や教育学部が全米トップ 10 前後に位置する米国中西部有数の研究大学である。

UW-Madison は、世界最古の TLO である Wisconsin Alumni Research Foundation (WARF¹⁹) を外部にもつ大学であり、現在までに多くの技術移転成功事例を生み出している。近年では胚性肝細胞や iPS 細胞の研究で名を馳せている研究者が在籍している。図 7 に、UW-Madison における知財・产学連携体制、ならびに 2007 年度 の実績データを示した²⁰。

¹⁷ ヒアリング実施日 2009 年 1 月 21 日。ヒアリング先代表者氏名 Craig J. Christianson, Director of Licensing, Wisconsin Alumni Research Foundation (WARF)

¹⁸ 米国には、4 年制の大学で、学部と大学院を併せ持つ総合大学 (University) と、大学院を持たない小規模大学 (College) が存在している。米国憲法修正第 10 条により、大学については州の権限であり、連邦は直接的権限を持たない。従って、米国の州立大学については、州憲法または州法により大学が設立され、その管理を行う理事会に法人格が与えられる。この中で、一つの理事会が複数の大学 (キャンパス) を管理するシステムを、University System という。

University System の主な方針は以下のとおりである。(1) 学外者から成る理事会が大学管理の基本的権限 (財産管理権、予算配分権、学長以下の教職員の任免権、俸給の決定権、教育方針・学則・学習課程・履修基準などの決定権、その他) を掌握する。(2) 理事会は同時にシステムの最高管理責任者である総長 (chancellor) と各キャンパスの最高管理責任者である学長 (president) を任命する。尚、総長は理事会に加わる唯一の教育職員である。(3) 選任された学長 (副学長、学部長、その他の管理職; administration) が、理事会で決定された基本政策に基づいて大学を日常的に管理運営する。各キャンパスは、理事会の承認は必要であるが、学生や地域の需要や必要性に応じて、柔軟性をもって教育プログラムを提供することができる。(州立大学とはいえ、特に州からの規制ではなく、理事会以外の承認も必要ない。)(4) 教授陣 (faculty) は「被雇用者」として理事会に従属する。理事会は、彼らの勤務条件や給与の決定を行う。(5) 財政措置は、大学理事会から州政府に対する予算要求による。

このように、University System における理事会は、州政府・議会の直接的干渉から大学を保護する役割を期待されている。また、University System 全体の統一ミッションがあり、その下で、各キャンパス独自の戦略構築を自由に行うことができることが特徴である。

なお、本文にも述べられているが、ここに示した「キャンパス」とは、University System 内のキャンパスを指し、後述のように、UC System の中の UCSF や UCSD がこれにあたる。日本の大学はこのシステムを採用していないため、「キャンパス」の定義が日本とは異なっていることを申し添える。

¹⁹ Wisconsin Alumni Research Foundation ウィスコンシン州立大学卒業生研究財団。同校 Steenbock 教授のビタミン D に関する研究成果の特許化、活用、並びに戦略構築機関がなかったことから、1925 年同校卒業生が中心となり設立。設立当初から一貫して同大教員らの特許の実用化、ライセンシングを目的とした活動を行っている。

²⁰ なお、ここにも海外出願数といったデータは公式ページには記載されていない。

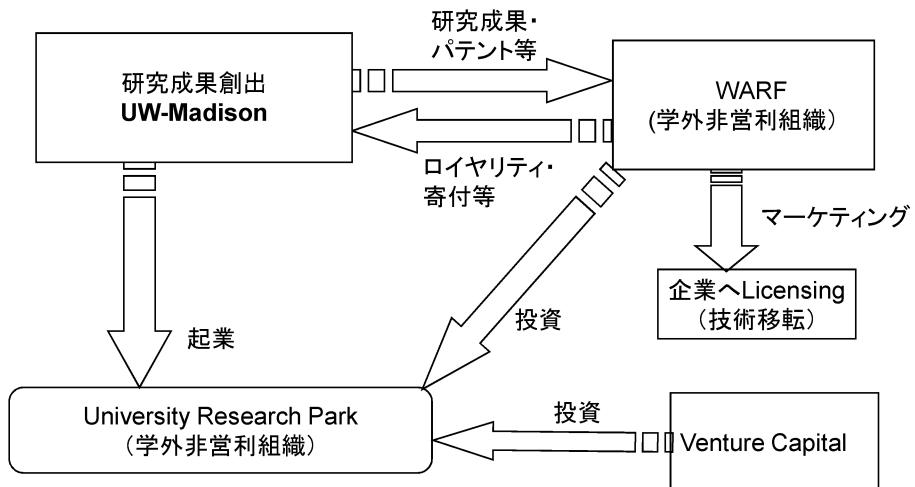


図7 UWにおける技術移転・産学連携マネジメント体制

Source; Yukiko Nishimura(2006)

表5 UW-Madisonにおける産学連携・技術移転データ

発明届出件数	350
国内特許出願数	270
国内特許取得数	85
UW-Madisonへの研究助成金	83 億円
実施契約件数	68
起業	2

WARF の業務は、1925 年の設立後から数年前までは特許出願業務およびライセンシング業務といった狭義の知財マネジメント業務に特化していたが、2 年前から市場分析、将来的な投資を念頭に置いたスタートアップ支援、ならびに胚性肝細胞関連の研究シーズ探索セクションを置いている。つまり、東大と比較すると、帰属の形態は異なるとはいえ、以前はほとんど変わらない業務分担スタイルだったが、近年はさらにその業務範囲を拡大し、市場性の高い研究をより幅広く（上流から下流まで）フォローアップしようと試みている。現在 60 名を超えるスタッフが関連業務に就いている。

一方で、複数の業務は大学ならびにリサーチパークと重複し始めており、研究者側および外部企業側からみると、よく言えば複数のチャンスやチャネルが生まれるが、悪く言えば無用の混乱を招くことが予想される。したがって、重複することのメリットデメリットを今後検討し、各組織間協力体制の一層の構築をはかる必要がある。

すべての研究者と WARF は協定書を締結し、知財権を大学に譲渡する。一方で、UW-Madison

は、JHU と同様、すべての研究は公開されるのが大前提という方針をとっている。そのため、特許出願に必要な 90 日の発表の差し控え機関をのぞいては、秘密保持を研究者に課してはいない。UW-Madison の知財ポリシーはウェブサイトに記載されている。

また、企業との共同研究等 (Joint research, Sponsored research) については、UW-Madison 学内にある RSP (Research and Sponsored Programs) が担当している。ここには UW - Madison Policies for Research がすべて掲載されている。

次に、UW-Madison における研究ステージからライセンシングステージに至るまでの流れを示した。UW-Madison では、共同研究契約は大学側担当部署 (RSP) と企業とが交渉にあたり、両者が望んだ場合には、WARF が研究マネジメントコンサルタントとして同席・調整にあたる。企業は研究資金を大学側に提供し、大学はバイ=ドール法に基づき他の公的研究資金も使用しながら研究を実施する。

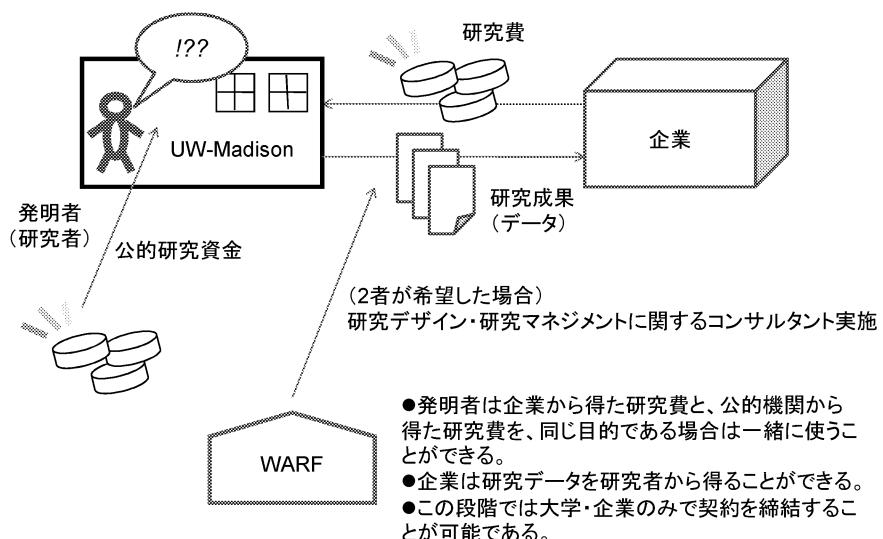


図8 WARF における産学連携マネジメント(研究段階)
Source: ヒアリング成果筆者作成

研究が一段落すると次に特許出願ステージにうつる。大学側の研究者は、新規発明を創出した場合は、上述の協定書により WARF に新規発明報告をしなければならない。WARF はその報告を受けて、知財戦略を練る。この時、大学側はすべての戦略構築を WARF に任せ、戦略構築の場には直接加わることはない。共同研究の際には、最初の契約の中で、最優先交渉権 (first right to negotiate) の項目が入っている。そのため、特許出願の段階では、共同研究先企業に対して、この交渉権を行使するか決定してもらう。仮に企業が行使を選択した場合には、企業側と実施許諾契約を締結し、企業は実施許諾費用に加え特許出

願関連費用を WARF 側に払う²¹。また、契約の中では、本研究技術を使って、必ず次の研究開発に役立てることを約束 (promise) してください、という条項を必ず含める。もし企業が権利行使せず本発明を使用した場合、つまり許諾契約も結んでいない場合には当然訴訟する²²。

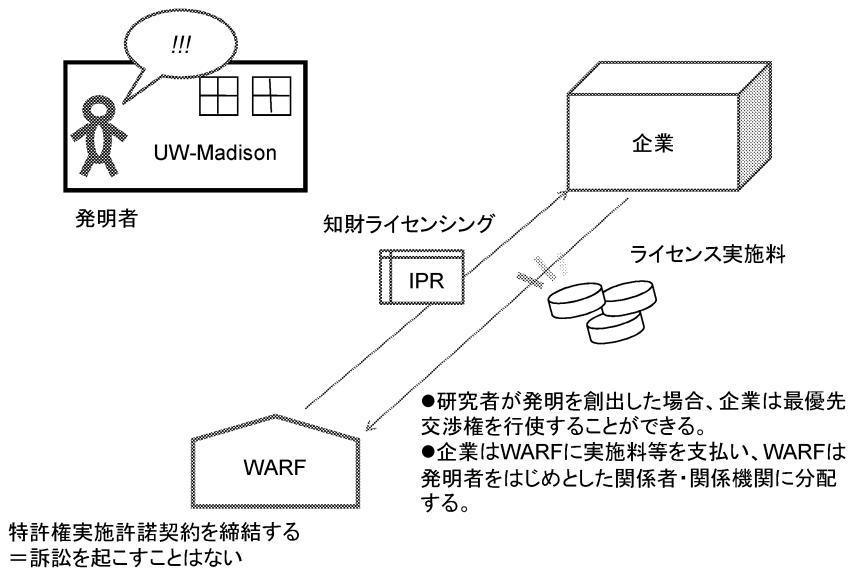


図9 WARF における産学連携マネジメント(特許出願段階)

Source: ヒアリング成績筆者作成

この場合、WARF はあくまでも市場価格でライセンシングし、ディスカウントすることはない。企業側にとっては使い勝手がよくない印象もあるが、一方で、企業側の利益になりそうな部分は全部提示し、企業側の立場に立ったライセンシング戦略を構築するということであった。言い換れば、企業が死蔵特許 (Dead Patent) として抱える可能性がある権利を無理やり渡すのではなく、大学技術を広く世に広めるためのライセンシング戦略を構築するという視点に立った考え方をしている。また、WARF でも、共願は使い勝手が悪いためできる限り単願で出願するということであった²³。

²¹ 「ライセンシング契約を締結する」ことは、「本知的成果に関して相手を訴えることはしません」ということと同義である。

²² なお、WARF も、後述するスタンフォード大学と同様に、仮出願制度を利用することはほとんどない。Craig 氏はこれを、技術の市場可能性を妊娠に例えて、「妊娠しているか、していないか、先延ばしにするのではなく一日でも早く知ることが重要だ。もししているのであれば一日でも早い準備が必要だし、していないのであれば気に病む必要はない」という表現をしている。

²³ 共願に対する考えが日本とは異なるが、これは、日本やヨーロッパでは共同出願した特許のライセンスにおいて共同出願者全員の同意を必要とするが、米国においては共同出願者の同意なしにライセンスが可能であるという制度の違いを反映している。米国の制度の下では、一方の共同出願者のライセンスが他方の共同出願者の利益を損なうことがありうるため、別途契約を結ばなければ、共同出願を行うことはリスクを伴う。大学のような非営利機関が営利企業と共同出願をする場合は、このようなリスクはさらに増大することが予想される。その結果、米国での共同出願が少なくなるとか考えられる。

ライセンシングステージでは、大学発知的成果が社会貢献に結びつくためのライセンシング戦略を WARF が構築する。例えば、1つの研究から 10 個の特許成果が誕生したとする。このすべてを企業に渡しても、企業がすべて使いこなすことは難しい。最終的には使えないものは死蔵されてしまって、パテントコストもかさむし、社会貢献に結びつかない。双方にとって無駄であるなら、このうちの 3 個を確実に独占実施権として企業と締結し、残りを他の企業等に非独占実施権契約を締結して発展させてもらう、ということが可能である。また、Field of Use についても同様の戦略が構築できる。

WARF は UW-Madison とは別組織であり、共同研究契約中に契約者として名を連ねてはいない。そのため、完全なイコールパートナー、第三者として、これらの交渉にあたることができる²⁴。

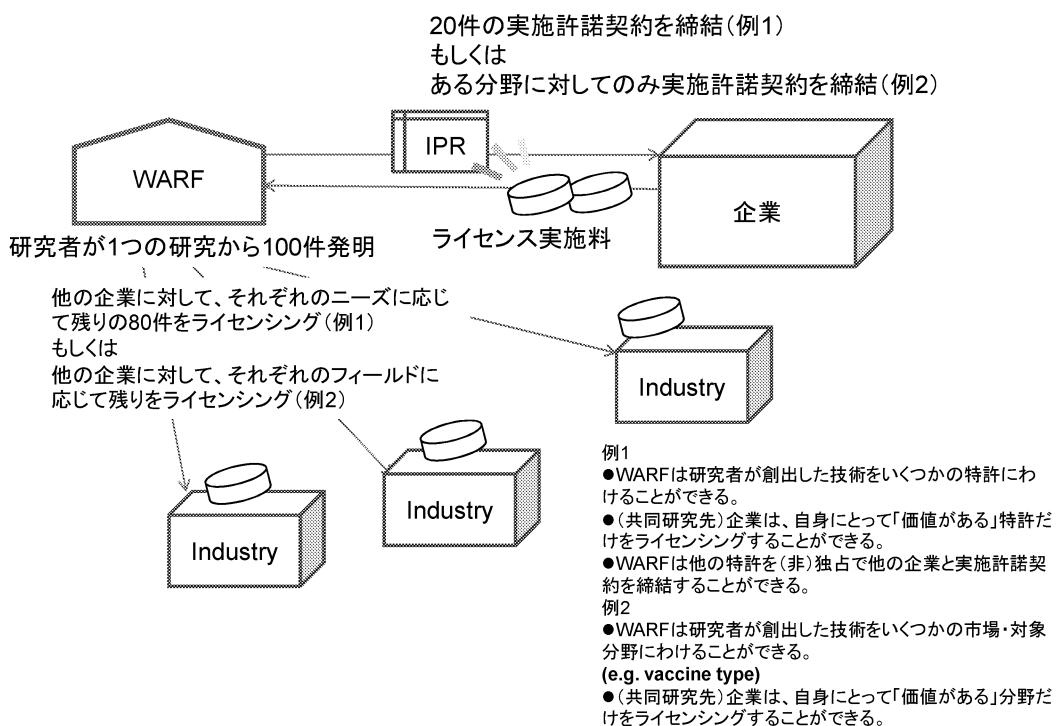


図10 WARF における产学連携マネジメント(ライセンシング段階)

Source; ヒアリング成果筆者作成

海外大学との国際連携では、ヒト ES 細胞を用いた新たな試みが挙げられる。WARF は、ヒト ES 細胞に関する基本特許²⁵、そのほか複数の特許を保有しており、下部非営利組織である WiCell Research Institute は、現在 21 種類のヒト ES 細胞のサプライセンス権及びマテリアル所有権を所持している。企業との交渉、いわゆるコマーシャルユース（商業的

²⁴ 過去に、契約を結んだ企業に訴訟されたり、WARF から訴訟したりというのは一件もない。データを勝手に使用した場合や、交渉段階で勝手にプレスリリースをした場合は訴訟するが、契約を結んだ場合は一切そのような行動は起こさない。また、訴訟を起こすという行為は、大学発知的成果の社会貢献の在り方に警鐘を鳴らし続けることにも匹敵するため、最終的には大学の reputation を構築することができる。

²⁵ USP 5843780 USP6200806

利用許諾)については、WARFとの交渉となるが、非営利機関や大学研究者がこれらの細胞使用を希望する場合は、WiCellから実費にて配分している。2005年からは米国幹細胞バンクとして認定されており、2007年末までに約600件が世界各国に実費分配された。また、テクニシャン等のトレーニングシステムを有しており、2007年までに国内外の400名以上の研究者・テクニシャンがヒトES細胞取扱いに関するトレーニングを実施している。このような貢献も、また大学発知的成果を用いた社会発信といえよう。

(iv) カリフォルニア大学バークレー校²⁶

カリフォルニア大学バークレー校 (University of California, Berkeley (UCB)) は、UC システムの一キャンパスとして、サンフランシスコ北部のバークリー市に存在する大学である。1869 年に設立された UC システムは、現在では世界有数の研究大学の一つであることは疑うべくもない。UCB をはじめとした各キャンパスが、研究力の強い科学技術分野を有しており、互いに切磋琢磨して全体のレベルを押し上げている。

技術移転機関は、UC システム全体の President の直轄組織として Office of Technology Transfer (OTT) が Oakland に存在し、UC システム全体の知財ポリシーを決定している。また、大型の共同研究契約や包括連携契約といった、各キャンパスをまたいだ研究契約については、OTT がマネジメントを行っている。そのため、各キャンパスの技術移転機関は、まさにキャンパス独自の戦略構築についてのみ時間を割くことが可能となっている。さらに、起業サポート等の統一機関は存在せず、主に地域に存在する投資家らとの連携の下、起業支援を行っている。

UCB には、Office of Intellectual Property and Industry Alliances (IPIRA) という研究成果マネジメント組織があり、Berkeley の全ての研究成果について、共同研究締結・技術移転・起業アドバイス等を行っている。IPIRA の中には、Assistant Vice Chancellor 以下 2 つの組織、技術移転機関である Office of Technology Licensing (OTL : スタッフ 10 名) 及び企業間アライアンスを主に取り扱う Industry Alliances Office (IAO : スタッフ 5 名) が存在する。OTL と IAO という両輪の部局が協力しあう事で、小規模ながらまとまりのある業務体制が敷かれている。一方で、オフィスにて人材育成を実施するような風潮はまったくなく、あくまでも十分にキャリアを有するスタッフが集っている。これは、前述したように、人材市場を豊富に有している東西海岸の傾向であろう。近年、キャンパス独自の投資会社設立を念頭に置き、既存のリソースに影響されない環境構築を目指しているが、実現には至っていない。

2006 年度には、UC システムにおける発明届出件数 (1,308 件) のうち 20%にあたる 263 件は、共同研究者が学外に存在した（しかしその主たる所属は大学である）。UC システム全体としては、2007 年度には、牛成長ホルモン (790 万ドル) と Hepatitis B ワクチン (320 万ドル) の 2 ケースが、もっとも大きい共同研究成果となっている。

2007 年度における UCB および UC システムの技術移転・产学連携データを以下に示した。

²⁶ ヒアリング実施日 2009 年 1 月 22 日。ヒアリング先代表者氏名 Kathleen McCowin, MS JD, Licensing Officer, IPIRA/Office of Technology Licensing, University of California, Berkeley

表6 UCB およびUC システムにおける産学連携・技術移転データ

	UCB	UC System total
発明届出件数	133	1411
発明ポートフォリオ	924	8272
国内特許出願数	122	1208
国内特許取得数	53	331
海外特許出願数	34	361
Active 特許出願数	401	3757
ライセンス契約件数 (オプション等含む)	47	304
Active 契約件数	257	1359
実施料等からの収入	5, 056, 000 ドル (4 億 8, 030 万)	97, 594, 000 ドル (92 億 7, 000 万)
リーガル等費用 (Reimbursement などを 考慮していない実費)	3, 528, 000 ドル (3 億 7, 000 万)	35, 087, 000 ドル (36 億 9, 300 万)
Reimbursements	2, 332, 000 ドル (2 億 4, 500 万)	19, 292, 000 ドル (20 億 3, 000 万)

他のキャンパスに比べて、UCB のデータは必ずしも良いとはいえない。しかし、UCB の特徴が、情報系・工学系であり、医学系部局を有しないことを考えると、優れた成果を上げているといえよう。

UCB は州立大学であることから、JHU のような私立大学、WARF のような資金を潤沢に有している外部機関とくらべ、UCB は自らの部局で独立したファンディングシステムを構築せざるを得ない。そのため、特許出願コスト削減に一層の注意を払っている。そのため、彼らは仮出願をとにかく多用している²⁷。図 11 に、UCB の仮出願を用いた特許戦略を示した。

²⁷ 米国では仮出願制度を利用している大学は多く、カリフォルニア工科大学 (CALTECH) は実に 100% の知的成果をまずは仮出願している。

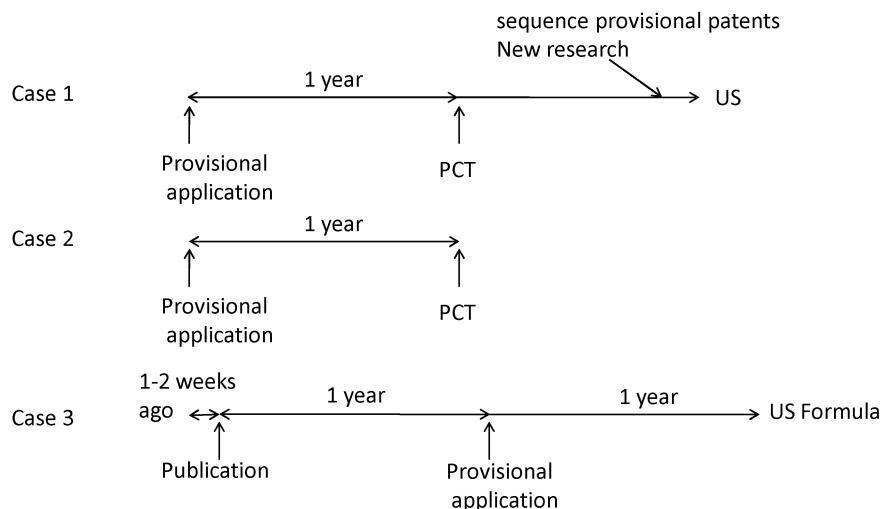


図11 UCBの仮出願を用いた特許戦略
Source: ヒアリング成果筆者作成

仮出願は、本出願費用（約95万円）と比べて10分の1であり（約9万5000円）、仮出願係属中にマーケティングを実施することが可能である。そのため、有益だと感じる成果はまず仮出願をして、その後1年以内に、本出願もしくは取り下げの決断を行う。

UCBでは、ITとMedical Deviceに関しては国内対象としており、海外のライセンシーは探さない。また、Copyrightに関しても、以下に無償で州内住民に提供できるかという視点で戦略を構築する。

海外にライセンシーが見つかった場合には、ライセンシーの希望を踏まえながらPCT戦略等を策定する。なお、海外出願はEUがほとんどである。また、海外出願する場合にも、共願はしない。Sponsored researchの場合には、企業に知財を譲渡する可能性もあるが、共願は考えたことがない。

現在、2名のBiotechnology、High-Technologyそれぞれの専門人材を募集している。

(v) スタンフォード大学²⁸

スタンフォード大学 (Stanford University) は、いわゆる米国屈指の超名門校である。7つの部局に 1,829 名の研究者、約 15,000 名の学生が集っている。

20世紀初頭には、スタンフォード大学は西海岸の一私立大学であった。しかしその後、企業との共同研究の活発化・ベンチャー起業インフラの整備・リサーチパークの創設・活用など、様々な施策が実施され、現在の姿となった。シリコンバレーとして発展した地域の中核を担う大学でもあり、外部との人的・研究的連携も非常に多い²⁹。

产学連携も非常に活発である。図 13 に、スタンフォード大学の著名な発明を示した。

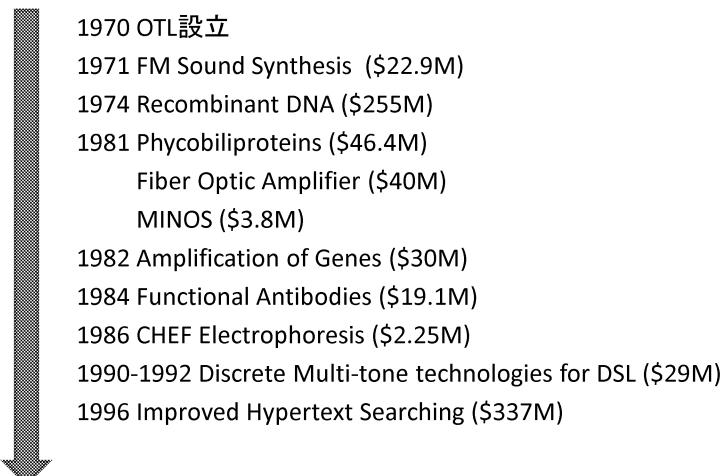


図12 Stanfordの著名な発明一覧

Source: Stanford OTL Website

产学連携マネジメント機関である OTL (Office of Technology Licensing) は、米国では初めての学内移転機関として 1970 年に設立した。当初は 2 名だったスタッフも、2008 年には 30 名を超えるまでになり、また実施料収入も 62.5 億円を超えるまでになった。スタンフォード大学発知的成果を用いたベンチャー創業も活発で、2008 年までに Amati, Abrizio, Google 等による資本収入が 364 億円にのぼっている。収益配分割合は明確であり、OTL の運営経費 (15%) ならびに特許出願費用等の諸経費をのぞいた残額のうち、3 分の 1 が発明者へ、3 分の 1 が研究科へ、そして 3 分の 1 を部局が受け取るシステムとなっている。

²⁸ ヒアリング実施日 2009 年 1 月 22 日。ヒアリング先代表者氏名 John Sandelin, Senior Associate Emeritus at the Stanford University Office of Technology Licensing

²⁹ とはいって、スタンフォード大学は、外部連携の活発化を支えているのは「アカデミック」と「人材」という意識を強く有している。そのため、学術的な研究と産業界との協力のバランスが重要であるため、研究者の人事評価においては、外部連携ではなく学術的な寄与のみを基準にしている。

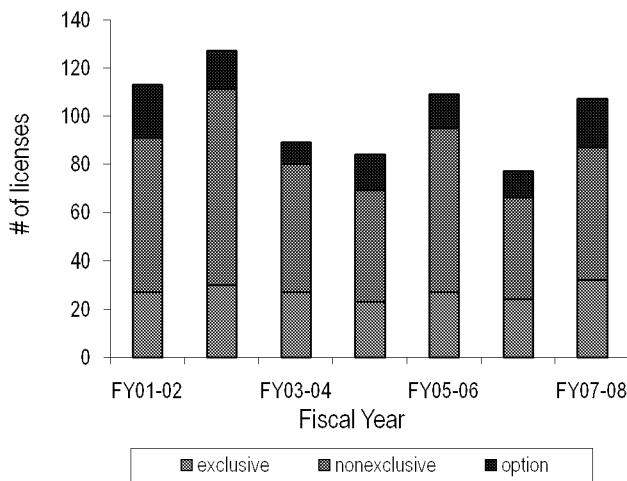


図13 Stanfordのライセンシング契約形式
Source: Stanford OTL Website

スタンフォード大学のライセンシング契約形式を図13に示した。ほかの大学と同様、非独占的実施権が大半を占める。独占的実施権の場合は、使用分野を限定的にし(Field of Use)、許諾期間にも制限を設ける。

各種知財ポリシーも、ウェブサイトから容易に確認することができる³⁰。スタンフォード大学では、共同研究始める時に SU-18（大学職員や研究員に対して発明届け出や権利譲渡等について記載） SU-18A（大学外組織用）という契約を締結する。国家企業など外部支援を受けている研究は契約書（Sponsored Research Agreement）を締結してここに開示先や帰属について記載されている。

企業との共同研究については、Material Transfer Agreement (MTA) や Sponsored Research Agreements (SRAs) は別部門である Stanford University's Industrial Contracts Office (ICO) が管理している。2007年度には、ICOは約770件の Sponsored research を締結し、490件の MTA を締結した。また、企業との共同研究契約窓口としても機能しており、米国だけでなくシンガポール、ドイツ、サウジアラビア、日本、リトアニア、イタリア、カナダ、オーストラリア、韓国、フランス、スウェーデン、スイス、中国、UK、イスラエルといった各国と契約に向けた交渉を実施している。

このように、スタンフォード大学は各種産学連携マネジメントが一極集中でなされてはおらず、基本的に部局ごとにマネジメントがなされており、知財管理を分散型にしていることも大きな特徴の一つである。

³⁰ また、Research Policy Handbook としてもまとまっており、研究者や外部関係者にとって非常にみやすい形式となっている。

また、スタンフォード大学における出願戦略の大きな特徴は、仮出願制度を極力使用しないことにある。仮出願というのは、あくまでも「仮」の出願であり、本出願と比べると、確かに出願日は確保できるものの、実際の技術移転に対して準備が十分にできているとは言えない状態である。本当に技術移転をおこないたい技術（つまり市場で勝ち抜きたい技術）であれば、本出願を一日でも早くおこなう（つまり出願前に十分な準備をおこなう）と同時に、ライセンシング契約を迅速に結び、企業が市場にて有効活用できるようにするべきである、という意見であった。ライセンシーである企業側の多くも、成果が有益であるほど本出願を希望する。したがって、スタンフォード大学ではできる限り市場で活ける期間を確保するために、市場での発展可能性が高い成果であればあるほど、仮出願はせず、本出願をおこなう。一方で、比較的市場での価値が大きくないと判断したものについては、仮出願で出すことがある。これは、企業と一緒に早く（短期間）儲けましょう、というメッセージにつながることもあり、この使い分けはスタンフォード大学の技術に興味がある人からは評価されている。

海外出願戦略については、他の大学と同様で、ライセンシーがいれば海外出願戦略を構築する、としている。理由として、スタンフォード大学レベルの大学になると、国内には非常に強いネットワークを有しており、企業レベルにとどまらない個人レベルでの交渉が可能である。一方で、仮に日本でスタンフォード大学の知的成果を利用して市場拡大を狙おうとした場合（かつライセンシーが見つかっていない場合）は、ネットワークを有しておらず、もちろん日本語という言葉の壁がある分、相手が大学発知的成果にどの程度造形が深いかもわからないため、技術移転をおこなったとしても十分に成果があがらないと考えている。それであれば、国内にてスタンフォード大学の存在を強固にすることで、世界各国の評判を高め、ライセンシーからのコンタクトを待つという戦略のほうが有用である。実際に、すでに米国で確立されているスタンフォード大学の技術が、後年日本企業とのみアジアで販売契約を結ぶことで、有意義に技術移転ができた成功例を持っている。

スタンフォード大学は、UCB 等と比べて、州のため、国民のためという意識はあまり強くない。しかし、技術の社会普及という視点を常に考えている。そのため、例えば少数の大企業に対して独占実施権をライセンシングする、といった行為は控えるということも検討している。

大学発知的成果は、Startup にライセンシングできることも大きな特徴であると考えているため、そのような市場を閉ざさないためにも、社会貢献・社会普及という意識は常に高く持つようしている。

(4) 調査結果を踏まえた考察

本調査前には、米国大学からのPCT出願数等が多かったこともあり、何らかの海外戦略を構築していると予想した。しかし、識者へのヒアリング調査や事前調査から、多くの米国大学が国内市場を第一に考えていることがわかった。そのため、海外戦略だけでなく、上位概念である技術移転・产学連携戦略について調査を実施したが、結果として、大学における決定プロセスや、特許出願だけに限定しない知財戦略等の多くの有益な知見を得ることができた。その上で、日本との差異に注力しながら考察する。

本調査を経て強く感じたことは、「知的成果の社会貢献」の「出口の在り方」に対する日米意識の差異である³¹。

米国の大学の多くは、当初我々が描いていた予想以上に、米国国内市場に注力していることがわかった。また、大学によっては、機関予算を有効に活用するためといった意見や、特定分野以外は海外市場を一切考えない、といった意見が挙がった。これらを突きつめていくと、米国における多くの大学は、「大学発知的成果の社会貢献」について「社会で実際にターゲットまで伝播させる」ことを強く意識していることになると考える。

彼らの考えの多くは、1. 大学発の発明が創出する→2. 市場を見つける（つくる）→3. 市場にて適切な価値を持ってその技術（概念）を広めることに成功する→4. それによつて恩恵を受けるターゲットが広く存在し、新たな豊かな社会を構築する、という流れを踏襲しているようである。そのため、市場がわからない場合は無理に権利化することはなく、また、価値が金銭的ではない場合にも寛容である。前者は、スタンフォード大学の「強力な情報・人的ネットワークがない地域への技術移転は成功しない可能性が高いので実施しない」という意見やNIHの「将来的市場可能性を感じるためインドに注力しているが、未だわからない中国には現段階では特段の戦略構築を考えていない」という意見、後者はUCBの「情報ツール等についてはできる限り無償も含めて州民へ還元していくことに努める」という意見や、JHUの「アカデミックは企業ではないため、論文による発信も制限はしない」という意見からも明らかであろう。

特に、海外出願については、NIHをのぞく多くの大学がそのコストを意識しており、市場なき無用な出願は徹底的に避けていることがわかった。同時に、国内市場においても、スタンフォード大学以外は米国仮出願制度を徹底的に利用しており、以下に安価に、かつ可能な限りSelf-fundingで知財マネジメントを実施していくか、という高い意識がうかがえる。

一方で、ベンチャー企業等への積極的な技術移転も、多くの大学が奨励していた。これも、上述した流れの中で、市場をつくる、ならびに技術を広める、という部分に合致した

³¹ ただし、これらの意見はヒアリング先大学・研究機関との意見交換を基に導いた考察であり、米国の中位・下位大学を含めたさらに多くの大学を含めた場合については現在調査中である。

戦略であると考える³²。

米国特許法では、特許権を持つ者はどちらも独立してライセンス先を探すことが可能となる。したがって、大学（場合によっては企業）は単独出願として、収入やコストは契約に定められているようにわけることにしている。

一方で、日本では、多くの大学・企業は、共同出願ステージから積極的に連携を実施し、その際発明創出後の流れ（権利の取扱い）までも契約にて明文化する場合がほとんどである。そして、企業だけでなく多くの評価機関において、特許出願数が評価の対象となっている。確かに、特許出願数は重要な評価項目の一つであろう。しかし、特許出願＝社会貢献ではないこともまた明らかである。

日本の共同研究の在り方と海外のそれとの違いについて、日本側の体制に異を唱えるつもりはない。これもまた、日本で時代をかけて築いてきたスタイルの一つであると考えるからである。また、権利化社会・契約社会である米国の戦略構築すべてを、その文化の違いの理解なしに漫然と「輸入」することも危険である。

しかし、大学発社会成果の社会貢献とは、3. 市場にて適切な価値を持ってその技術（概念）を広めることに成功する→4. それによって恩恵を受けるターゲットが広く存在し、新たな豊かな社会を構築する、というように、3と4なしには成し得ることはないのではないか。4こそが、社会が求める「イノベーション」であると筆者は考える。

それらを実現するために、日本は、共同研究・受託研究という、従来型の連携スタイルから視野を広げ、大学が有する単願特許等のマネジメントやベンチャー企業とのさらなる連携についてより一層検討（改善）していく必要がある。特に、昨今の経済危機によって、共同研究中心の产学連携スタイルは、それを劇的に変えることはせずとも、その質や関係に対しては改善の余地が大きいにあると思われる。また、単独出願数の割合をただ増やすのではなく、それらをどう社会貢献へ導いていくか、という戦略的な視点も重要であろう。今後は、日本の技術移転・产学連携マネジメントのスタイルもより一層多様化すると思われるが、その際、米国事例の戦略構築ノウハウの一部は有用な知見となると考える。同時に、官公庁をはじめとした外部関連機関も、これらの出口を強く意識して、新たな評価軸や評価項目をつくり、また多様化に対応した金銭的・人的助成システム構築の必要があると考える。

³² スタンフォード大学、WARFともに、Startupへのライセンシング件数は、全体の約10%ということであった。しかしスタンフォード大学では、契約後得られた収入の20%はStartupからであるとのコメントを得、著名企業のように安定性はないものの、依然としてStartupへのライセンスは続行すべきであるという意見であった。

参考文献

AUTM Licensing Activity Survey Full Report, FY2006

AUTM Survey 2007

<http://www.autm.net/Content/NavigationMenu/Surveys/LicensingSurveysAUTM/FY2007LicensingActivitySurvey/AUTMUSLS07FINAL.pdf>

John Hopkins University Website

<http://www.jhu.edu/>

<http://www.techtransfer.jhu.edu/>

<http://www.techtransfer.jhu.edu/about/Annual%20Report%20FY08.pdf>

<http://www.techtransfer.jhu.edu/docs/JHU%20IP%20Policy%20and%20Guidelines.pdf>

<http://www.techtransfer.jhu.edu/resources/sop.html#f>

NIH Website

<http://www.nih.gov/>

http://ott.od.nih.gov/about_nih/organization.html

<http://www.ott.nih.gov/policy/>

http://www.ott.nih.gov/about_nih/AnnualReport-FY2007pdf

http://www.ott.nih.gov/about_nih/AnnualReport-FY2008.pdf

<http://report.nih.gov/award/rank/medttl05.htm>

Stanford University

<http://www.stanford.edu/>

http://www-leland.stanford.edu/group/OTL/about/resources/OTL_overview_07-08.ppt

<http://www.stanford.edu/group/ICO/>

<http://dor.stanford.edu/Resources/ip.html#policy>

<http://rph.stanford.edu/Chpt5.html>

University of California

<http://www.universityofcalifornia.edu/>

<http://www.ucop.edu/ott/genresources/documents/OTTRptFY06.pdf>

University of California, Berkeley

<http://www.berkeley.edu/>

http://www.ucop.edu/ott/genresources/policy_pdf/patentpolicy08.pdf

University of Wisconsin Madison

<http://www.wisc.edu/>

Wisconsin Alumni Research Foundation

<http://www.warf.org/>

<http://www.warf.org/about/index.jsp?cid=27>

<http://info.gradsch.wisc.edu/research/ip/index.html>

<http://www.rsp.wisc.edu/>

<http://www.rsp.wisc.edu/policies/index.html>

World Patent Report - A statistical review, 2008

http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents/wipo_pub_931.html

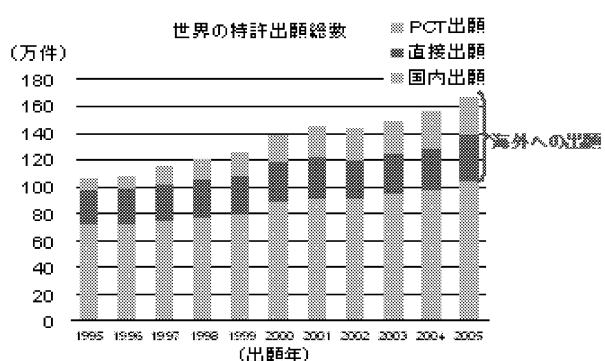
- ・萩原泰治「日本の共同出願ネットワークの分析」神戸大学経済学研究年報 54巻 49-59頁 (2007)
- ・木梨貞男『米国特許入門（第二版）』（工業調査会、2004）
- ・（平成16年度文部科学省大学知的財産本部整備事業、21世紀型产学官連携手法の構築に係るモデルプログラム）『研究者の流動化に対応した知的財産管理システム』（京都大学医学系研究科、2005）
- ・高木英明『大学の法的地位と自治機構に関する研究—ドイツ・米国・日本の場合一』（多賀出版、1998）
- ・Derek Bok（宮田由紀夫訳）『商業化する大学』（玉川大学出版、2004）
- ・西村由希子＝高橋真木子「大学を核とした地域振興策に関する考察」（日本知財学会要旨集、2005）
- ・西村由希子＝高橋真木子＝舛田祥子＝玉井克哉「世界の大学発技術移転・产学連携の現状—米国の事例（大学を中心とした地域振興策）」Patent Vol. 59, No. 3 (2006)
- ・松山貴代子「ブッシュ大統領の2008年度予算：概要（その2）」NEDO海外レポート No. 996 (2007)
- ・文部科学省「大学等における产学連携実施状況について」(2007)

II. 海外出願に関するデータベース調査

II. 海外出願に関するデータベース調査

1. はじめに

経済のグローバル化に伴う世界的な特許権取得ニーズの高まりを背景に海外特許出願が増加している（下図参照）。特に近年は、PCT 出願が大きく増えてきている。PCT 出願は、出願後、出願費用のかかる各国へ移行するまでの 30 ヶ月の間に技術動向の把握し、事例等を加えて特許を強くすることが可能であるのみならず、その間にライセンシーを見つける活動ができるというメリットがあるからである。



（出典：特許庁のウェブページより：http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/jp_first.htm）

海外特許出願は、直接各国特許庁へ出願する直接出願と PCT 出願がある。2007 年度の「PCT 出願上位 500」¹を見ると、我が国は 6 大学のみであるが、米国は 22 大学が含まれている。我が国の大学の海外特許出願を促進するにあたり、日米の大学の PCT 出願の差を見過ごすことはできない。

そこで本調査研究では、「PCT 出願上位 500」に含まれている日米の主要大学計 28 校（米国 22 校、日本 6 校）を対象に、2004 年～2007 年の間の PCT 出願ならびに日本、米国、欧州の各特許庁への直接出願についてデータベース調査を行い、海外特許出願について総合的に分析を行った。

（1）データベース調査の方法

本調査は、WIPO の PATENTSCOPE® (<http://www.wipo.int/PCTdb/en/>) を利用して、日米の主要大学を出願人とする PCT 出願に関する情報を抽出した²。また、各国・機関への特許

¹ List of the Top 500 PCT Applicants in 2007 at http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/PCT/applicants_ranking.html

² PATENTSCOPE®の出願データを補足するため、NRI サイバーパテント (<http://www.patent.ne.jp/>) によるデータの抽出

出願状況については、商用データベースである INPADOC ならびに NRI を活用した。本データベース調査は、2004 年 1 月～2007 年 12 月の間の出願を対象とするが、正確には、上記期間に「公開」された情報を調査したものである。

また、取り扱う出願データについては、PCT、米国特許庁 (USPTO)、日本国特許庁 (JPO)、欧州特許庁 (EPO) で重複があると思われる、つまり、同じ特許が重複して出願されていることがある。そのため、本調査では、それぞれについてリストを作成し、それをまとめて重複について整理した。

(2) データベース調査の対象

データベース調査の対象とした日米の主要大学は下記のとおり。

日本：大阪大学、京都大学、東京大学、名古屋大学、東北大学、東京工業大学

米国：カリフォルニア大学、マサチューセッツ工科大学、コロンビア大学、テキサス大学、ハーバード大学、ジョンズ ホプキンス大学、スタンフォード大学、フロリダ大学、イリノイ大学、ペンシルバニア大学、ミシガン大学、ニューヨーク大学、ユタ大学、サウスフロリダ大学、ピッツバーグ大学、カリフォルニア工科大学、デューク大学、バージニア大学、ロチェスター大学、ミシガン州立大学、ノース カロライナ大学、オハイオ大学

2. PCT 出願状況

(1) 出願件数

日米の主要大学を出願人とする PCT 出願の件数は下記の表のとおりである³。米国の大学トップのカリフォルニア大学は 1,454 件と他大学より抜き出ているが、これはカリフォルニア州内の 10 キャンパスを総合したものであることに留意しておく必要がある。米国の中でもマサチューセッツ工科大学の PCT 出願件数が多いが、それ以下の大学になると年間 100-300 件程度であり、我が国大学の上位と同水準である。

も行い、PATENTSCOPE®に掲載されていないものについては追加した。

³ 大学の並びの順番は WIPO 「2007 年 PCT 出願人上位 500」

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/applicants_ranking.pdf の上位校の順番。右欄の件数は、2004 年から 2007 年の間の特許出願件数合計である。以下、同じ。

大学名	PCT
1. カリフォルニア大学	1454
2. マサチューセッツ工科大学	583
3. コロンビア大学	352
4. テキサス大学	374
5. ハーバード大学	215
6. ジョンズ ホプキンス大学	256
7. スタンフォード大学	290
8. フロリダ大学	279
9. イリノイ大学	240
10. ペンシルバニア大学	208
11. ミシガン大学	250
12. ニューヨーク大学	164
13. ユタ大学	139
14. サウスフロリダ大学	160
15. ピッツバーグ大学	150
16. カリフォルニア工科大学	230
17. デューク大学	180
18. バージニア大学	140
19. ロチェスター大学	163
20. ミシガン州立大学	143
21. ノース カロライナ大学	144
22. オハイオ大学	78
23. 大阪大学	307
24. 京都大学	302
25. 東京大学	286
26. 名古屋大学	118
27. 東北大	166
28. 東京工業大学	112

(2) 出願分野

出願分野については下記のように36分類で実施した。右にIPC分類コードと対比させる。

番号	出願分野	IPC分類コード
1	農水産	A01
2	食料品、タバコ	A21～A24
3	個人・家庭用品	A41～A47
4	医療機器	A61
5	医薬品	A61K
6	娯楽、人命救助	A62, A63
7	処理、分離、混合	B01～B09
8	金属加工、工作機械	B21～B23
9	切断、材料加工、積層体	B24～B32
10	印刷、筆記具、装飾	B41～B44

11	車両	B60～B64
12	包装、容器	B65～B68
13	ナノ技術	B81～B82
14	無機化学、肥料	C01～C05
15	有機化学、農薬	C07、A01N、C40B
16	高分子	C08
17	洗剤、応用組成物、染料、石油化学	C09～C11
18	バイオ、ビール、酒類、糖工業	C12～C14
19	遺伝子工学	C12N15/
20	冶金、金属処理、電気化学	C21～C30
21	繊維、繊維処理、洗濯	D01～D07
22	紙	D21、B31
23	土木、建設、建築、住宅	E01～E06
24	鉱業、地中削孔	E21
25	エンジン、ポンプ	F01～F04
26	工学一般、機械要素	F15～F17
27	照明、加熱	F21～F28
28	武器、火薬	F41～F42、C06
29	測定・光学・写真・複写機	G01～G03
30	時計・制御・計算機	G04～G08
31	ビジネス方式	G06F17/60、G06Q
32	表示・音響・情報記録	G09～G12
33	原子核工学	G21
34	電気・電子部品、半導体、印刷回路、発電	H01、H02、H05
35	電子回路・通信技術	H03、H04
36	その他	A99、B99、C99、D99、E99、F99、G99、H99

本データベース調査では、上記36分野毎にPCT出願並びに直接出願のデータを抽出した。その結果、医療機器（分野4）、医療品（分野5）、有機化学・農薬（分野15）、バイオ・ビール・酒類・糖工業（分野18）、測定・光学・写真・複写機（分野29）、電気・電子部品・半導体・印刷回路・発電（分野34）などの分野で出願が多いことがわかった。米国的主要大学については、概ね、米国出願と同様の件数のPCT出願があるが、我が国の大学については、概ね、我が国の出願よりPCT出願が大幅に少ない場合があるが、特定の分野（分野5、分野15、分野18）によっては、日本への出願と同様のPCT出願がある場合もある。

下記の表は、2004年～2007年の日米の主要大学のPCT出願のデータから上位の技術分野と移行国についてまとめた数字である。上記の36技術分野の中で最も出願数が多かった上位6分野である。全体の傾向としては、我が国的主要大学の場合、欧州への出願が最多となっている。例えば、医療機器分野では、欧州が16件、米国が9件、医薬品分野では、欧州が31件、米国が8件となっている。一方米国的主要大学は、欧州への出願が最多であるが、次に、オーストラリア、カナダが多くなっている。例えば、医療機器分野では、欧州が171件、オーストラリアが113件、カナダが104件、医薬品分野では、欧州が516件、

オーストラリアが357件、カナダが392件となっている。なお、移行先機関・国の総計は、1カ国（機関）に対して複数に分割して出願した場合は「1」（件）として計算した。

番号4：医療機器	日	米	欧	豪	加	中	露	伯	印	韓
日米主要大学のPCT出願件数合計	94	225	188	117	105	24	1	7	0	16
(内訳) 米国的主要大学のPCT出願件数	78	216	171	113	104	21	1	7	0	13
我が国的主要大学のPCT出願件数	16	9	17	4	1	3	0	0	0	3

番号5：医薬品	日	米	欧	豪	加	中	露	伯	印	韓
日米主要大学のPCT出願件数合計	262	350	547	364	407	82	14	25	1	87
(内訳) 米国的主要大学のPCT出願件数	243	342	516	357	392	74	14	25	1	81
我が国的主要大学のPCT出願件数	19	8	31	7	15	8	0	0	0	6

番号15：有機化学、農薬	日	米	欧	豪	加	中	露	伯	印	韓
日米主要大学のPCT出願件数合計	97	102	181	114	103	37	5	16	0	32
(内訳) 米国的主要大学のPCT出願件数	77	91	152	109	98	36	5	15	0	27
我が国的主要大学のPCT出願件数	20	11	29	5	5	1	0	1	0	5

番号18：バイオ、ビール、酒類、糖工業	日	米	欧	豪	加	中	露	伯	印	韓
日米主要大学のPCT出願件数合計	178	215	333	262	212	40	5	15	0	59
(内訳) 米国的主要大学のPCT出願件数	141	198	302	252	200	31	5	15	0	49
我が国的主要大学のPCT出願件数	37	17	31	10	12	9	0	0	0	10

番号29：測定・光学・写真・複写機	日	米	欧	豪	加	中	露	伯	印	韓
日米主要大学のPCT出願件数合計	171	271	270	168	137	48	1	3	0	36
(内訳) 米国的主要大学のPCT出願件数	109	237	230	165	128	34	1	3	0	27
我が国的主要大学のPCT出願件数	62	34	40	3	9	14	0	0	0	9

番号34：電気・電子部品、半導体、印刷回路	日	米	欧	豪	加	中	露	伯	印	韓
日米主要大学のPCT出願件数合計	165	202	198	67	43	59	2	0	0	111
(内訳) 米国的主要大学のPCT出願件数	98	158	147	65	41	30	2	0	0	76
我が国的主要大学のPCT出願件数	67	44	51	2	2	29	0	0	0	35

(3) 移行国

下記の表は、日米の主要大学の 2004 年～2007 年の PCT 出願件数の合計とその後の移行国・機関別の件数を抽出したものである。

大学名	PCT	日	米	欧	豪	加	中	韓	伯	印	韓	その他
1. カリフォルニア大学	1454	249	544	456	333	270	103	12	20	0	118	116
2. マサチューセッツ工科大学	583	78	220	141	106	91	31	2	6	0	40	34
3. コロンビア大学	352	43	97	78	53	45	16	0	4	0	18	18
4. テキサス大学	374	70	107	154	106	105	33	4	13	0	33	56
5. ハーバード大学	215	52	38	98	76	59	11	0	6	0	10	17
6. ジョンズ ホプキンス大学	256	48	36	100	91	67	19	0	3	0	9	13
7. スタンフォード大学	290	74	124	129	86	76	18	1	4	0	20	19
8. フロリダ大学	279	33	88	60	35	36	16	1	4	0	16	17
9. イリノイ大学	240	42	99	90	50	56	17	0	5	1	30	24
10. ペンシルバニア大学	208	57	55	77	75	69	15	1	9	0	23	58
11. ミシガン大学	250	53	103	84	33	49	17	2	1	0	20	18
12. ニューヨーク大学	164	33	45	59	28	36	7	1	0	0	4	11
13. ユタ大学	139	13	44	56	34	42	5	0	0	0	5	6
14. サウスフロリダ大学	160	13	52	43	24	38	5	0	1	0	5	2
15. ピッツバーグ大学	150	37	33	60	40	37	10	3	3	0	13	9
16. カリフォルニア工科大学	230	47	67	96	33	18	10	1	0	0	17	4
17. デューク大学	180	28	59	70	39	37	7	1	0	0	15	9
18. バージニア大学	140	28	37	47	31	37	2	0	0	0	3	3
19. ロチェスター大学	163	12	45	80	52	61	6	0	0	0	3	2
20. ミシガン州立大学	143	21	41	43	16	24	8	4	5	0	8	4
21. ノース カロライナ大学	144	34	49	66	35	31	10	1	0	0	6	5
22. オハイオ大学	78	14	29	37	23	23	2	0	3	0	4	5
23. 大阪大学	307	66	43	65	15	22	23	0	0	0	22	10
24. 京都大学	302	70	76	75	12	19	30	0	0	0	27	15
25. 東京大学	286	104	34	72	12	15	27	2	0	0	24	8
26. 名古屋大学	118	23	17	23	1	6	8	1	1	0	2	0
27. 東北大学	166	79	35	64	5	8	38	0	0	0	43	4
28. 東京工業大学	112	40	22	45	5	2	14	0	0	0	19	0

米国的主要大学は、欧州への移行が多く、次にオーストラリア、カナダの順になっている。我が国的主要大学は、欧州への移行が最も多く、次に米国と続き、中国への移行も多いことがわかる。また、ロシア、ブラジル、インド、中国などの BRICs に対しては、日米共に対中国の出願がまだ多いものの欧米と比べると低くなっている。韓国については、日米の主要大学は、中国とほぼ同様の出願件数であるということがわかる。

(4) 優先権主張

下記の表は、日米の主要大学の 2004 年～2007 年の PCT 出願における優先権主張の件数をまとめたものである。ほとんどの日米の主要大学が優先権主張を行っている。

大学名	優先権あり	優先権無	合計件数
1. カリフォルニア大学	1434	20	1454
2. マサチューセッツ工科大学	576	7	583
3. コロンビア大学	337	15	352
4. テキサス大学	369	5	374
5. ハーバード大学	214	1	215
6. ジョンズ ホプキンス大学	256	0	256
7. スタンフォード大学	282	8	290
8. フロリダ大学	275	4	279
9. イリノイ大学	237	3	240
10. ペンシルバニア大学	208	0	208
11. ミシガン大学	245	5	250
12. ニューヨーク大学	161	3	164
13. ユタ大学	137	2	139
14. サウスフロリダ大学	160	0	160
15. ピッツバーグ大学	147	3	150
16. カリフォルニア工科大学	229	1	230
17. デューク大学	178	2	180
18. バージニア大学	140	0	140
19. ロチェスター大学	162	1	163
20. ミシガン州立大学	141	2	143
21. ノース カロライナ大学	141	3	144
22. オハイオ大学	77	1	78
23. 大阪大学	298	9	307
24. 京都大学	298	4	302
25. 東京大学	268	18	286
26. 名古屋大学	111	7	118
27. 東北大学	159	7	166
28. 東京工業大学	110	2	112

3. 日米欧への直接出願の状況

(1) 出願件数

日本 (JP0)、米国 (USPTO)、欧州 (EPO) における、2004 年～2007 年の日米の主要大学の特許出願に関する件数を抽出した。下記は、PCT との対比である。例えば、カリフォルニア大学では、米国内出願が 1,477 件であり PCT 出願 1,454 件とほぼ同数であるが、マサチューセッツ工科大学は米国内 365 件、PCT583 件、コロンビア大学は米国内 94 件、PCT 出願 352 件と米国内より PCT 出願が多い結果がでている。一方、我が国的主要大学は、国内出願数が PCT 出願より相当多いことがわかる。国内出願と PCT 出願の比率については、公開のズレを考慮したとしても日米の主要大学で大きな差がある。

大学名	合計	米国	欧州	日本	PCT
1. カリフォルニア大学	3654	1477	576	147	1454
2. マサチューセッツ工科大学	1244	365	174	122	583
3. コロンビア大学	590	94	97	47	362
4. テキサス大学	1032	367	167	124	374
5. ハーバード大学	525	146	96	68	215
6. ジョンズ ホプキンス大学	694	154	169	115	256
7. スタンフォード大学	724	156	163	115	290
8. フロリダ大学	545	105	106	55	279
9. イリノイ大学	546	144	109	53	240
10. ペンシルベニア大学	543	131	107	97	208
11. ミシガン大学	703	260	132	61	250
12. ニューヨーク大学	372	78	80	50	164
13. ユタ大学	315	91	79	6	139
14. サウスフロリダ大学	368	142	48	18	160
15. ピッツバーグ大学	268	46	46	26	150
16. カリフォルニア工科大学	728	286	172	40	230
17. デューク大学	503	162	103	58	180
18. パージニア大学	253	15	67	31	140
19. ロチェスター大学	338	62	99	14	163
20. ミシガン州立大学	428	198	61	26	143
21. ノース カロライナ大学	259	35	46	34	144
22. オハイオ大学	152	35	31	8	78
23. 大阪大学	851	35	34	475	307
24. 京都大学	986	43	58	563	302
25. 東京大学	1119	59	73	701	286
26. 名古屋大学	505	20	14	353	118
27. 東北大学	977	38	36	737	166
28. 東京工業大学	1003	34	29	828	112

(2) 出願分野

本データベース調査では、上記 36 分野毎に直接出願のデータを抽出した結果、医療機器（分野 4）、医療品（分野 5）、有機化学・農薬（分野 15）、バイオ・ビール・酒類・糖工業（分野 18）、測定・光学・写真・複写機（分野 29）、電気・電子部品・半導体・印刷回路・発電（分野 34）などの分野で出願が多いことがわかった。米国の主要大学については、概ね、米国出願と同様の件数の PCT 出願があるが、我が国の大學生については、概ね、我が国の大學生より PCT 出願が大幅に少ない場合があるが、特定の分野（分野 5、分野 15、分野 18）によっては、日本への出願と同数の PCT 出願がある場合もある。

データについては、「2. PCT 出願状況（2）出願分野」を参照されたい。

(3) 優先権主張

直接出願に関する優先権主張のデータを抽出した結果、全体的に高い優先権主張の比率を示しているが、我が国主要大学の日本国特許庁における優先権主張率は相当低いことがわかる。一般的に海外出願のルートは下記の 2 つである。

- ・自国の出願→（優先権主張を伴って）PCT→移行先機関・国の指定

・自国の出願→(優先権主張を伴って) パリルートで各国に出願

一般的に、自国への出願については優先権を主張しないと考えられる。自国の出願において優先権主張を伴うものは、自国に出願後、改良技術が生まれた場合、新しい実験結果が出たような場合が一般的と考えられる。そのため、自国の出願に優先権主張が伴うか伴わないかの問題と海外戦略の問題を、本データベース結果から安易に結びつけるのは難しい。

ただし、欧州特許庁における優先権主張率について日米の主要大学を比較してもほとんど差はないことがわかる。

大学名	直接出願												PCT	率	有	無
	米國	率	有	無	歐洲	率	有	無	日本	率	有	無				
1. カリフォルニア大学	1477	0.83	1224	253	576	0.99	569	7	147	0.87	143	4	1454	0.98	1434	20
2. マサチューセッツ工科大学	365	0.86	314	51	174	1	174	0	122	0.98	121	1	583	0.98	576	7
3. コロンビア大学	94	0.97	91	3	97	0.97	94	3	47	0.84	44	3	352	0.96	337	15
4. テキサス大学	367	0.88	324	43	167	0.98	164	3	124	0.88	121	3	374	0.98	369	5
5. ハーバード大学	146	0.84	137	8	98	0.89	95	1	68	1	68	0	215	1	214	1
6. ジョーンズ ホプキンス大学	154	0.98	153	1	168	0.98	168	1	115	0.89	114	1	256	1	256	0
7. スタンフォード大学	156	0.77	120	36	163	0.98	158	4	115	0.94	108	7	280	0.97	282	8
8. フロリダ大学	105	0.9	94	11	106	0.89	105	1	55	0.96	53	2	279	0.99	275	4
9. イリノイ大学	144	0.75	108	36	109	1	109	0	53	1	53	0	240	0.99	237	3
10. ベンシルバニア大学	131	0.85	124	7	107	1	107	0	97	0.89	96	1	208	1	208	0
11. ミシガン大学	260	0.87	227	33	132	1	132	0	61	0.88	60	1	250	0.98	245	5
12. ニューヨーク大学	78	0.74	58	20	80	0.99	79	1	50	1	50	0	164	0.98	161	3
13. ヨタ大学	81	0.98	86	2	79	1	79	0	6	1	6	0	139	0.98	137	2
14. サウスフロリダ大学	142	0.87	138	4	48	0.98	47	1	18	0.84	17	1	160	1	160	0
15. ピッツバーグ大学	46	1	46	0	46	1	46	0	26	1	26	0	150	0.98	147	3
16. カリフォルニア工科大学	266	0.89	282	4	172	0.94	161	11	40	0.85	34	6	230	1	229	1
17. デューク大学	162	0.88	143	19	103	0.99	102	1	58	1	58	0	180	0.99	178	2
18. バージニア大学	15	0.83	14	1	67	1	67	0	31	1	31	0	140	1	140	0
19. ロチェスター大学	62	0.82	57	5	89	0.89	98	1	14	0.83	13	1	163	0.99	162	1
20. ミシガン州立大学	198	0.87	173	25	61	0.88	60	1	26	1	26	0	143	0.99	141	2
21. ノースカロライナ大学	35	0.86	30	5	46	0.98	45	1	34	1	34	0	144	0.98	141	3
22. オハイオ大学	35	0.97	34	1	31	1	31	0	8	1	8	0	78	0.98	77	1
23. 大阪大学	35	1	35	0	34	1	34	0	475	0.18	89	406	307	0.97	298	8
24. 京都大学	43	1	43	0	58	1	58	0	563	0.15	82	481	302	0.98	298	4
25. 東京大学	59	0.88	58	1	73	1	73	0	701	0.28	179	522	286	0.94	268	18
26. 名古屋大学	20	0.85	19	1	14	0.83	13	1	353	0.08	28	325	118	0.94	111	7
27. 東北大学	38	0.85	36	2	36	1	36	0	737	0.09	65	672	166	0.96	159	7
28. 東京工業大学	34	1	34	0	29	1	29	0	828	0.14	116	712	112	0.98	110	2

(注) 率：出願数に対する優先権主張の割合、有：優先権有り、無：優先権なし

4. 総合分析

(1) PCT 出願件数

PCT 出願件数の観点から日米の大学を比較すると、次のとおりである。

(i) 件数比較

日米の主要な大学の PCT 出願件数を比較してみると、総数自体は米国の大学がやや多いという程度である。

例えば、我が国の大学の場合、PCT 出願件数は大阪大学が 307 件、京都大学が 302 件、東京大学が 286 件、名古屋大学が 118 件、東北大学が 166 件、東京工業大学が 112 件であ

るのに対し、米国の場合、PCT 出願件数はマサチューセッツ工科大学が 583 件、コロンビア大学が 352 件、テキサス大学が 374 件である（なお、カリフォルニア大学は 1,454 件の PCT 出願が存在するが、同大学については各キャンパスの出願件数の総和が上がってきており、突出して多い数字になっているものと推測される）。より具体的には、大阪大学、京都大学、東京大学の PCT 出願件数は米国の上記各大学の次に相当するものであり、米国の大学における第 5 位程度の PCT 出願件数に匹敵すると評価でき、名古屋大学、東北大学、東京工業大学も、米国の大学における第 15 から 20 位程度の PCT 出願件数に匹敵すると評価できる。

(ii) 割合比較

日米の主要な大学の PCT 出願件数につき、国内出願件数との割合を対比してみると、米国の大学の方が相当多い傾向が見られる。

例えば、日本の場合、大阪大学につき国内出願が 475 件であるのに対して PCT 出願が 307 件、京都大学につき国内出願が 563 件であるのに対して PCT 出願が 302 件、東京大学につき国内出願が 701 件であるのに対して PCT 出願が 286 件、名古屋大学につき国内出願 353 件であるのに対し PCT 出願が 118 件、東北大学につき国内出願 737 件であるのに対して PCT 出願が 166 件、東京工業大学につき国内出願 828 件であるのに対して PCT 出願が 112 件であり、国内出願のうち多くて 65% 程度、少ないところは 10% 台の件数にとどまっている。これに対し、米国の場合、カリフォルニア大学につき米国内出願が 1,477 件であるのに対して PCT 出願が 1,454 件、マサチューセッツ工科大学につき米国内出願が 365 件であるのに対して PCT 出願が 583 件、コロンビア大学につき米国内出願が 94 件であるのに対して PCT 出願が 352 件であるように、概ね、米国内出願と同程度またはそれ以上の件数の PCT 出願件数が検出されている。

上記各国内出願と PCT 出願は、いずれも 2004 年から 2007 年の公開ベースでカウントしており、上記 PCT 出願件数は、上記日本国内出願件数に上がっている出願と同一のものを反映しているとは限らないため、上記は各大学における国内出願件数と PCT 出願件数の正確な割合を示しているとは必ずしもいえないものの、概ねの傾向を把握するための指標としては十分に参考になると思われる。とりわけ、上記の程度の顕著な差が認められるということは、米国の大学の方が、日本の大学よりも、国内出願する場合には海外向けにも出願している傾向が強いことが表れているものと考えられる。

(iii) 移行先機関・国

移行先機関・国について比較してみると、概ね次のような傾向が見られた。

① 日本の大学

例えば、大阪大学では、欧州向け 65 件、米国向け 43 件、中国向け 23 件、韓国向け 22 件、カナダ向け 22 件、オーストラリア向け 15 件、ロシア向け、ブラジル向け、インド向けは、いずれも 0 件となっている。また、京都大学では、欧州向け 75 件、米国向け 76 件、中国向け 30 件、韓国向け 27 件、カナダ向け 19 件、オーストラリア向け 12 件、ロシア向け、ブラジル向け、インド向けは、いずれも 0 件となっている。

このようにしてその他の大学も見てみると、概ねの傾向としては、欧州向けが最多で、米国向けはその 6 割から 7 割程度が多く、中国向けと韓国向けは概ね同数で、米国向けの半数程度のところが多く、カナダ向けとオーストラリア向けは概ね同数で、中国向け・韓国向けよりもさらに少數であり、ロシア向け、ブラジル向け、インド向けは、ほとんどないことが表れている。

② 米国の大学

例えば、カリフォルニア大学では、欧州向け 456 件、日本向け 249 件、中国向け 103 件、韓国向け 118 件、カナダ向け 270 件、オーストラリア向け 333 件、ロシア向け 12 件、ブラジル向け 20 件、インド向け 0 件となっている。また、マサチューセッツ工科大学では、欧州向け 141 件、日本向け 78 件、中国向け 31 件、韓国向け 40 件、カナダ向け 91 件、オーストラリア向け 106 件、ロシア向け 2 件、ブラジル向け 6 件、インド向け 0 件となっている。

このようにしてその他の大学も見てみると、概ねの傾向としては、欧州向けが最多で、日本向けはその半数程度であり、カナダ向けが日本向けと概ね同数であり、中国向けと韓国向けは概ね同数で日本向けの半数程度が多く、ロシア向け、ブラジル向けは極めて少なく、インド向けはほとんどないことが表れている。特筆すべきはオーストラリア向けで、欧州向けの 8 割程度存在し、日本向けとの比較では 1.7 倍程度にもなっている。

(iv) 小括

PCT 出願件数に大きな差がないということは、大学内で生まれた発明の量（少なくとも、特許出願に至っている発明の量）については、日米の大学で大きな差がないことを示していると思われる。しかしながら、PCT 出願件数と国内出願件数との割合に差があるということは、日本の大学の場合、米国の大学に比べて、大学内で生まれた発明（特許出願に至った発明）のうち海外でも権利化を図るものを作ろうとしている傾向があるようと思われ

る。

移行先機関・国に関する上記（3）の差は、日米の地理や経済圏の差に基づくものと考えられる。すなわち、日本の場合、カナダやオーストラリアよりも、中国や韓国の方が地理的にも近く、経済的結び付きも強いことから、必然的に、中国・韓国への出願が多くなっているのではないかと推測される。

（2）技術分野別のPCT出願分析

技術分野別の観点から日米の大学を比較すると、次のとおりとなる。

（i）PCT出願件数が多いユニット

日本の大学、米国の大学を問わず、出願件数が多いのは次の6つの技術分野である。

技術分野4（医療機器）

技術分野5（医薬品）

技術分野15（有機化学、農薬）

技術分野18（バイオ、ビール、酒類、糖工業）

技術分野29（測定・光学・写真・複写機）

技術分野34（電気・電子部品、半導体、印刷回路、発電）

（ii）PCT出願が多い技術分野6分野に関する分析—PCT出願総数の観点

① 日本の大学

上記（1）（ii）で分析したのと同様に、国内出願よりPCT出願の件数が大幅に少ない場合が多い。例えば、技術分野4（医療機器）についてみると、大阪大学では、国内出願が18件であるのに対してPCT出願が1件、京都大学では、国内出願が19件であるのに対してPCT出願が12件、東京大学では、国内出願が23件であるのに対してPCT出願が11件、名古屋大学では、国内出願が15件であるのに対してPCT出願が11件、東北大学では、国内出願が51件であるのに対してPCT出願が12件、東京工業大学では、国内出願が11件であるのに対してPCT出願が3件である。

もっとも、技術分野5（医薬品）における大阪大学、京都大学、東京大学、技術分野15（有機化学、農薬）における大阪大学、技術分野18（バイオ、ビール、酒類、糖工業）における大阪大学、京都大学、東京大学のように、特定の分野における特定の大学において

は、国内出願と同様の件数の PCT 出願がある場合もある。

② 米国の大学

上記（1）（ii）で分析したのと同様に、概ね、米国内出願と同様の件数の PCT 出願がある。例えば、技術分野 4（医療機器）についてみると、カリフォルニア大学では、米国内出願が 76 件であるのに対して PCT 出願が 84 件、マサチューセッツ工科大学では、米国内出願が 32 件であるのに対して PCT 出願が 42 件、コロンビア大学では、米国内出願が 2 件であるのに対して PCT 出願が 22 件である。

（iii）PCT 出願が多い技術分野 6 分野に関する分析—移行国の観点

① 日本の大学

上記（1）（iii）①に記載したとおり、全体の傾向としては、欧州向けが最多で、米国向けはその 6 割から 7 割程度が多く、中国向けと韓国向けは概ね同数で、米国向けの半数程度のところが多く、カナダ向けとオーストラリア向けは概ね同数で、中国向け・韓国向けよりもさらに少数であり、ロシア向け、ブラジル向け、インド向けは、ほとんどない、ということであったが、さらに技術分野別に分析すると、次のとおり、上記傾向が若干逆転しているものが見受けられた。

例えば、技術分野 4（医療機器）、技術分野 5（医薬品）、技術分野 15（有機化学、農薬）では、欧州向け出願に比べて、米国向け出願は半数以下であり、中国向け・韓国向けもその半数程度であるのに対し、技術分野 29（測定・光学・写真・複写機）、技術分野 34（電気・電子部品、半導体、印刷回路、発電）では、欧州向け出願の 9 割弱の件数の米国向け出願があり、技術分野 34（電気・電子部品、半導体、印刷回路、発電）では、さらに米国向けの 7 割前後の件数の中国向け・韓国向け出願がある。

② 米国の大学

上記（1）（iii）②に記載したとおり、全体の傾向としては、欧州向けが最多で、オーストラリア向けが欧州向けの 8 割程度、日本向けは欧州向けの半数程度であり、カナダ向けが日本向けと概ね同数であり、中国向けと韓国向けは概ね同数で日本向けの半数程度が多く、ロシア向け、ブラジル向けは極めて少なく、インド向けはほとんどない、ということであったが、さらに技術分野別に分析すると、技術分野 34（電子部品、半導体、印刷回路、発電）において、欧州向けの 3 分の 2 程度の日本向け出願があること、また、この件

数はオーストラリア向けやカナダ向け出願件数よりも多い点で、全体の傾向とは若干異なることが判明した。

(iv) 小括

PCT 出願件数が多い技術分野は国内出願も多く、また、は国内出願件数と PCT 出願件数の割合も全体の傾向と大差はないので、やはりは国内出願している技術が多ければ多いほど、その分だけ海外出願件数も伸びる傾向にあると推測される。

技術分野ごとのデータについては、特に日本の大学の場合は、サンプル数が少ないために、全体の傾向と若干異なる数値を示しているものがあるからといって、直ちに特異な傾向であると断定することはできないと思われる。もっとも、技術分野 34（電子部品、半導体、印刷回路、発電）については、日米の大学とも、比較的サンプル数が多い中で、全体の傾向よりも、相互に向けた出願（日本の大学から米国向けの出願、米国の大学から日本向けの出願）や、中国・韓国に向けた出願の件数は比較的多い傾向が出ている点は、注目してもよいと思われる。その理由の 1 つとしては、同分野の技術を用いた製品のマーケットが日米・アジア地域に広がっていることが挙げられるかもしれない。

(3) その他の視点

(i) PCT 出願における優先権主張の有無

日米いずれの大学とも、PCT 出願においては、ほとんどが優先権主張を伴っていることが表れている。国内出願を行った後、1 年以内に優先権主張を伴って PCT 出願を行っているのではないかと推測される。

(ii) PCT 出願における企業との共同出願率

日本の大学では、PCT 出願における企業との共同出願率が大阪大学で 49%、京都大学で 40%、東京大学で 54%、名古屋大学で 22%、東北大学で 57%、東京工業大学で 43% であり、多くの大学で、PCT 出願のうち 50% 前後が企業との共同出願である。これに対し、米国の大学では、カリフォルニア大学で 5%、マサチューセッツ工科大学で 7%、コロンビア大学で 2% であり、多くの大学で、PCT 出願のうち企業との共同出願割合は数% にとどまっている。

このように、日本の大学の方が企業と共同出願する割合が米国の大学に比べて相当高い。集計における条件設定の問題があるため誤差はあると思われるが、同一の条件設定の下で

はっきりと数字の差が出ているということは、概ねの傾向としては、米国の大学は企業との共同出願割合が少なく、日本は多い、と考えてよいと思われる。

かかる傾向が出るのは、日本の大学の場合、少なくとも特許出願にまで至る発明については、企業との共同研究に基づくものが多く、かつ、企業との共同研究に基づく発明は当該企業との共同帰属とする旨の契約を締結している場合が多いからではないか、と推測される。これに対し、米国の大学の場合、少なくとも特許出願にまで至る発明については、大学単独の研究に基づくものも相当数あるか、あるいは、企業と共同研究を行う場合でもその成果については大学単独帰属とし、その後の交渉によって企業にライセンスを与えるようにしているのではないか、と推測される。

III. 海外特許出願戦略についての提案

III. 海外特許出願戦略についての提案

I 及び II で行った整理、分析に基づいて、我が国の大学に対する海外特許出願についていくつかの提案を行いたい。

1. 海外特許出願についての戦略

(1) 我が国の大学の海外特許出願の現状

我が国の大学が特許出願を行うには次の 3 つのルートがある。

- ・国内出願
- ・PCT 出願
- ・直接出願

一般的に、大学での研究成果としての技術発明は、我が国の市場を睨んだものであれば、我が国特許庁に出願される。一方、海外市场を睨んだものであれば PCT 出願を行うか、あるいは海外の特定国の特許庁に対して直接出願することも可能である。

大学によっては海外特許出願のポリシーを持っているところもあり、基本発明や共同研究の成果としての発明が国際的に広く活用される可能性が大きいものについては、第三者へのライセンスを念頭に外国への出願を奨励している。しかし、翻訳費等が別途必要になり国内出願と比べて数倍の費用がかかることもあり、大学自らがこれらの費用を負担できるだけの財政力を持っているところばかりではないことから、共同研究の相手方の企業が費用負担してくれるか、あるいはライセンサーが決まっていることが、海外出願の許否の判断基準となっているところが多い。また、海外特許出願については、独立行政法人科学技術振興機構（JST）の特許出願支援制度に依拠している大学が多いのも現状である。

(2) 米国の大学の海外特許出願の現状

一方、米国の大学にとっても、我が国と同様に出願ルートとしては 3 つの選択肢があるが、我が国と異なる点は、米国の特許制度に仮出願制度があることであろう。仮出願は、本出願同様に米国特許商標庁（USPTO）に提出するもので、通常の本出願で要求される煩雑な形式を省きながら、かつ、1 年後の本出願の為の有効出願日を早期に確立することができる。例えば仮出願では、正式なクレーム、宣誓書・宣言書、発明の背景、発明の要約、先行技術説明書が不要なことに加えて、図面も手書きが認められているなど、大幅な略式での申請が認められている。本出願でないため、弁理士でない者であっても容易に出願できる。さらに、米国の公用語は英語のため、米国特許庁に出願した書類（明細書等）の翻

訳を行うことなく、英語圏の国（英語での出願書類を受け付ける国）に対して直接あるいはPCT出願後の移行国指定を行うことができる。

これらから、米国の大学は、国内出願、PCT出願、直接出願を一連の出願プロセスとして捉え易いものと思われる。つまり、仮出願の12ヶ月の間に、①ライセンシーが見つかれば本出願あるいは直接出願する、②ライセンシーが見つからなければPCT出願して移行国指定を行う前にさらにライセンシーを探す、あるいは③競争力のある発明技術については、直接外国の特許庁に出願する、といった出願戦略の幅が広くなる。例えば、カリフォルニア工科大学（California Institute of Technology: CalTech）では、発明ができる限り迅速かつ効率的に保護するという視点から、基本的に全ての発明について仮出願を行っている¹。その後、ライセンシーを探し、見つからなければ、大学は大学の費用で本出願する価値があるかどうかの判断をしている²。

しかし、ここで仮出願制度を前提に日米の海外特許出願制度を比較検討することは適切ではないと思われる。我が国にも仮出願制度を導入することを前提に議論することよりも、現在の我が国の仕組みや制度の中で、我が国の大学による海外特許出願の在り方や今度の方向性について多角的に検討することがより重要だからである。

（3）我が国の大学の海外特許出願状況と問題点

さて、我が国の大学の海外特許出願にとって費用負担は重要な要素である。海外特許出願の重要性を認識しつつ出願費用（翻訳費等も含む）が高額なため、基本的にはどこから出願費用を支出するかということになるが、主に次の3つの選択肢がある。

- ・独立行政法人科学技術振興機構（JST）の支援による出願
- ・共同研究の相手側の企業が負担
- ・大学の負担

たとえ、大学が海外特許出願戦略を持っていても、出願費用がネックになって、採りたい戦略（目標）と現実に隔たりが生じていることがあるものと思われる。そのためほとんどの大学は、外国出願する場合、ライセンシーが決まっておらず、また、共同研究の相手側の企業が出願費用を負担しない場合、JSTの出願支援制度を活用することが一般的なステップになっているようである。現在、我が国の大学のPCT出願の約半数がJSTの支援によるものである。この中で、大学等の単独出願が約7割を占め、企業との共同出願の割合

¹ 財団法人比較法研究センター「海外の大学における知的財産権の取扱いに関する実態調査」111-113頁（内閣府、2006）。

² 大学が本出願する価値がないと判断した場合は、研究者に対して理由とともに大学の判断を伝えるが、研究者がそれでも本出願への意欲を見せ、将来的な市場性や有用性の事例等を提出すれば大学として本出願するものとしている。財団法人比較法研究センター「海外の大学における知的財産権の取扱いに関する実態調査」112-113頁（内閣府、2006）。

は、約2割である³。

前述したように特許出願には3つのルート（国内出願、PCT出願、直接出願）があるが、実際は、あまり選択の余地はないのではないだろうか。つまり、大学内部の特許評価委員会で検討する出願は、「まず、国内で特許を取得すること」との条件があり、海外特許出願（PCT出願と直接出願を含む）については、たとえ当該発明が国際的に活用されたものであつたとしても、また、大学が独自の特許戦略を有していたとしても、外部からの出願費用が獲得できない場合はJSTの支援制度の枠の中で進めていくことになると考えられる。

（4） 海外特許出願戦略の必要性

経済のグローバル化によって国際競争力強化が求められている中で、大学は企業等との共同研究を通して持続可能なイノベーションを促すエンジンでなければならない。比較法研究センターが2006年に実施した米国大学へのヒアリング調査では、大学の発明でライセンス契約にまでこぎつけるケースの6割以上は、発明者自らが売り込みを行っているという大学もあった⁴。大学は、自らが得意とする技術分野や、研究者と産業界との結びつき等に基づいた特許出願戦略を打ち立てることを考えなければならない。本調査研究の一環で実施したデータベース調査結果でも明らかになったように、バイオ、医薬品、医療機器分野は、海外出願が多い産業分野である。ならば、直接米国に出願するという選択肢もあるのではなかろうか⁵。技術によっては我が国で特許を取得しても市場がないものもあるため、産業分野、市場、研究者の繋がり等を反映させた戦略を立てることが肝要となる。

下記に、今後の海外特許出願戦略を考える際に参考となるいくつかの選択肢を例示してみる。

- ・日本国特許庁に出願した後に海外出願する
- ・外国特許庁に出願する（日本国には出願しない）
- ・外国特許庁に出願した後に日本国特許庁に出願する
- ・PCT出願を行い、移行国指定で日本に出願する

大学においては、海外出願費用が負担になっている実情があるが、上記したような選択肢を考慮した特許戦略の仕組みを構築することが重要ではないだろうか。たとえば、国際的に活用される技術であれば、国内出願件数を減らしてもPCT出願あるいは外国へ直接出願をすることを検討すべきではないだろうか。

³ 残りの1割は、官公庁等との共同出願と個人等との共同出願である。

⁴ 財団法人比較法研究センター「海外の大学における知的財産権の取扱いに関する実態調査」114, 122頁（内閣府、2006）
例えば、カリフォルニア工科大学やジョンズ・ホプキンス大学とのインタビューによる。

⁵ 今回の調査研究の中でも、いくつかの大学は直接出願を行っていた。

2. 英語による特許出願の促進

海外特許出願を見据えている先端的な発明の多くは、研究者が海外で英語の論文を発表しているものが多い。日本国特許庁に当該研究成果の発明を出願する場合には、日本語の出願書類を作成することになる。もっとも、日本国特許庁は英語でも出願を受け付けている。外国語書面出願をした場合、後日、一定の期間内（1年2ヶ月）に日本語の翻訳版を提出する必要がある。この制度の利用も有効な選択肢の一つと考えられる。

英語による特許出願をするメリットは大きいと思われる。最初から英語で出願書類を作成することで、そのまま米国を始めとする英語圏の特許庁に出願できる。米国の仮出願制度⁶を活用して本出願を行うことも、PCTを活用して英語で出願できる国への移行についてもスムーズに行われるようになるであろう。

また、日本語から英語への翻訳費が不要になるため、出願費用の軽減につながる。さらに、技術によっては戦略的な出願がより行いやすくなるであろう。例えば、米国と競合する技術である場合、日本より先に米国で出願することも重要であろう。米国で仮出願を行い、優先権主張をした上でライセンシーを探し、見つかれば本出願すればよい。我が国の大手にとってこれまでの枠を超えた国際的な特許出願活動が可能となるであろう。

3. 大学の連携・連合化

研究者の英語での研究論文がそのまま明細書に使えるわけではない。米国の仮出願は別であるが、本出願においては明細書を提出しなければならない。特許出願に係る明細書の作成はテクニカルである。ましてや、英語で作成するとなると現行の我が国の大手知財本部や技術移転機関（TLI）の人材で対応することは限界があるのではないだろうか。

そこで、独自に英語での出願手続が可能な一部の大学を除いた大学は、連携化や連合化を行うことで、外国出願の窓口業務と手続の効率化を図る必要があるであろう。我が国から外国の特許庁に出願するより、現地の弁護士・弁理士事務所と連携することも効率的であろう。

4. 共有特許と海外出願

企業との共同出願の場合は、海外特許出願費用は企業が負担する場合が多いが、そもそも共有特許のライセンスは単独特許と比べてライセンスしにくい面があると思われる。積極的な特許活用を促すには、権利は大学あるいは企業のどちらかが単独で保有しておく方

⁶ もっとも、仮出願は日本語でもでき、英語の翻訳文は要求されない。

が扱い易い。そうすることによって、ライセンスならびに共同研究の促進につながる可能性はある。

ほとんどの大学ないし企業は共同研究の成果の権利帰属について発明者主義をとっている。本研究における海外調査でも明らかになったが、米国の大学は、大学による単独出願が前提である。共同研究において大学と企業が求めるものは異なるが⁷、権利の共有がベストな選択肢であるかどうかの検討を行う必要があるであろう。大学は、共同研究の成果としての技術発明について、権利の共有化、権利譲渡、独占実施権の設定等について硬直的な扱いをするのではなく、市場動向、競合技術、投下資金等の要素を念頭に判断しなければならない。その中で、海外特許出願もひとつの重要な戦略となる。

5. 共同研究の促進

グローバル社会において、本当に優れた技術は国境を越える。大学は、海外特許出願そのものを目的とするのではなく、海外特許出願できるような、言い換えると海外市場に求められるような優れた発明を生み出すことも目的としなければならない。そのためには、より積極的に国内外の大学、研究機関や企業との共同研究の促進が求められる。2004年 の国立大学の独立行政法人化の後、大学は、外部研究資金の獲得が強く求められており、外部との繋がりの中で研究資金を獲得し、知の交流を促進し、新たな研究に繋げていくことが求められるところとなった。ところが、大学が特許を取得しても大学自身は実施機関ではないため、実施機関を見つけなければならない⁸。大学にとって特許出願は手段でこそあれ目的になってはいけない。国内外の大学、研究機関や企業との共同研究によって優れた研究成果を産み出し、商業化に繋げていく仕組みを構築することこそが大学に求められているものであり、海外特許出願を促す原動力になるであろう。

6. 独立行政法人科学技術振興機構（JST）による海外特許出願支援策の拡充

最後に、我が国の大学の海外特許出願の約半数を支援している JST の特許出願支援制度についても提案を行いたい。

（1）英語による出願の促進

⁷ 大学は、研究成果の社会への還元、大学の価値の増加、共同研究の促進、教育効果への波及、研究費の増加等であるが、企業は、利益の増加（金銭的、非金銭的）が主たる目的である。

⁸ 産学共同研究における共有特許（特許法第73条）の問題については、財団法人比較法研究センター「平成20年度特許庁産業財産権制度問題調査研究：共同研究における特許の取扱いに関する調査研究」（特許庁、2008）参照。

現在、JST の支援を受けるためには、大学はまず日本国特許庁に日本語で申請するのが通常である。基礎出願が米国の仮出願、及び第一国出願が外国出願となるものでも申請可能であるが、その場合は日本語訳の請求項を提出することが求められている。なお、明細書については、英語でも良いが、極力日本語のものを提出することが求められている。この点は、海外出願促進の視点からすれば見直す必要があろう。JST で審査するためだけに日本語による請求項等が必要というのであるならば、申請者側としては優先権主張等のために時間がかかるというデメリットもあると思われる。海外の大学、研究機関や企業との共同研究が促進されれば、研究成果が英語となるのは当然であり、出願審査のために日本語への翻訳を要求することは、迅速な保護の阻害要因となるのではないだろうか。

(2) 出願ルートの拡大

JST は PCT 出願のみならず、パリ条約ルートでの出願も支援しているが、大学の研究は基礎技術が多く、応用まで時間がかかることが多いため PCT 出願の方に馴染む傾向がある。一方、2003 年から 2006 年の期間に JST の支援によりパリ条約ルートで出願したものは JST が支援した全体の 2~3% に過ぎない。JST は 2007 年からは、大学の発明が市場性・有用性を有し、かつ迅速に権利化する目的があればパリ条約ルートでの直接出願を支援している。どのルートを探るにせよ、大学が得意とする基礎研究に係る市場性・有用性の判断は容易ではないことは本研究のための委員会でも議論があったところである。JST は海外特許出願に関して強い特許取得のために JST の知的財産委員会でそれらの審査を行っているが、そのために特許出願ルートが硬直化している可能性は否めない。つまり、市場性・有用性については、ライセンシーが見つかるかどうかが判断基準の一つであるが、そうだとすれば、PCT 出願に限らず、米国の仮出願や直接出願も含めて、JST は、大学が独自に海外でライセンシーを獲得した場合にまで支援を拡大することも考えてよいのではないであろうか。海外出願の有無は JST が市場性・有用性を判断するのではなく、大学にその判断を委ねれば、各大学が、大学や研究者が持っているネットワークを最大限に活用してライセンシーを見つける努力をすることに繋がり、その結果、出願ルートの拡大にもつながるのではないかだろうか。

(3) JST による支援への期待

上記の提案に関して JST に期待される支援策を簡単に整理すると次のようになろう。JST は、大学が主体となって海外出願を促進する活動に対して支援を行う。そのため、例えば、英語翻訳や、海外との連携や提携に係る外国の代理人費用の（一部あるいは全部）支援、あるいは、外国におけるライセンス成功事例の場合の出願費用の（一部あるいは全部）支

援が JST の役割として期待されるところである。

7. 結語

大学においては、PCT 出願自体、あるいは海外特許出願が目的になってはいけない。海外特許活動について PCT 出願の件数のみで大学が評価されるものではないだろう。PCT 出願はあくまでツールのひとつであり、大学からの発明の活用に関しては、基本的には大学の戦略により、PCT や他の出願ルートを検討すべきである。前述したとおり、米国のいくつかの大学の発明の 6 割は研究者のルートでライセンスされている。特許出願は、かような状況も勘案し、それぞれの大学において独自のネットワークと取組によって推進されることが肝要ではないだろうか。その際に、これまで当然としていた、「大学発の発明→日本国特許庁への出願→JST へ申請→PCT 出願→移行国への出願」というルートの見直しが必要になってくる。技術分野によって特許戦略は一様ではない。大学は、発明者（研究者）も含めて特許活用の戦略を検討することになるが、海外特許出願はその一環として捉えられるものであろう。

資料編

資料 I データベース調査結果

資料 1 大学別の出願（公開）件数及びPCT出願の移行先

- ・本調査は、WIPOのPATENTSCOPEのデータに基づいて実施する。
- ・下記は、2004年～2007年の間の、PCT出願上位500に入っている米国主要大学及び日本の6大学の各國・機関への特許出願（注1）状況及びPCT出願の移行先を示したものである。

(注1)正確には、上記期間に「公開」された情報を調査したものである。以下のデータベース調査はいずれも、

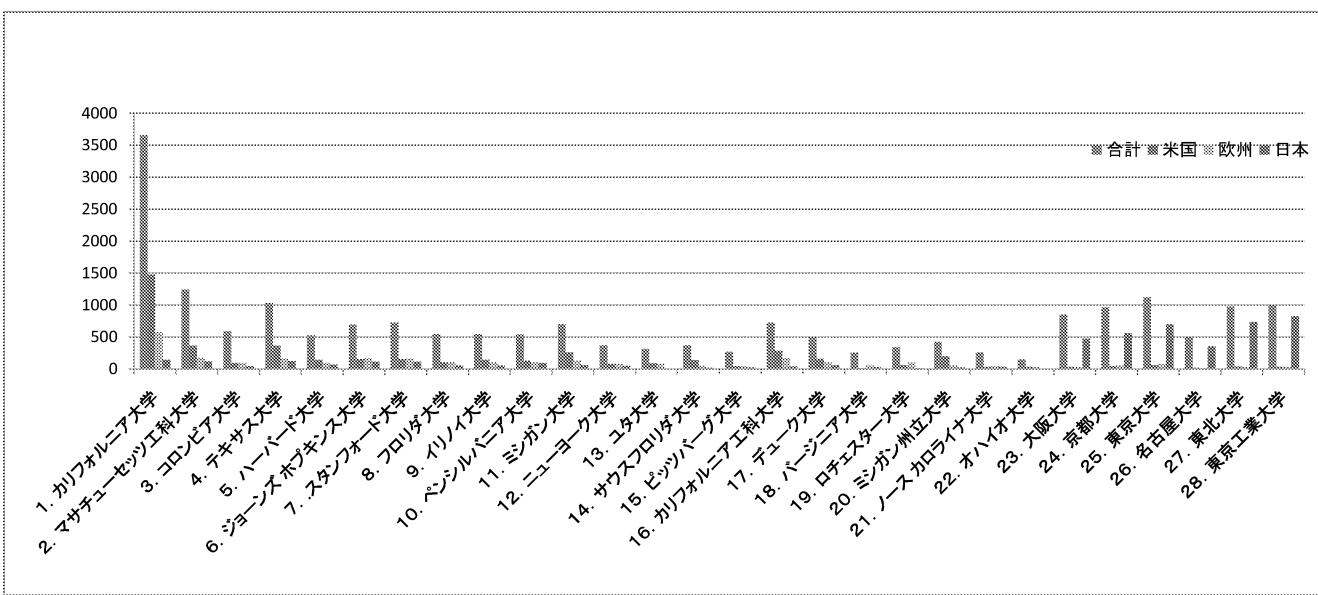
2004年1月～2007年12月の間に公開公報が出たものを対象とする。

なお、各国から優先権主張とともにPCTに移行しているケースも想定されるため件数が重複して記載されている可能性がある。

- ・移行先機関・国の総計は、1カ国（機関）に複数出願した場合は「1」として計算したものである。

- ・下記表において、「米国」及び「米」はUSPTO、「欧州」及び「欧」はEPO、「日本」及び「日」は日本国特許庁を意味する。

大学名	合計	出願先				移行先機関・国										
		米国	欧州	日本	PCT	日	米	欧	豪	加	中	露	伯	印	韓	その他
1. カリフォルニア大学	3654	1477	576	147	1454	249	544	456	333	270	103	12	20	0	118	116
2. マサチューセッツ工科大学	1244	365	174	122	583	78	220	141	106	91	31	2	6	0	40	34
3. コロンビア大学	590	94	97	47	352	43	97	78	53	45	16	0	4	0	18	18
4. テキサス大学	1032	367	167	124	374	70	107	154	106	105	33	4	13	0	33	56
5. ハーバード大学	525	146	96	68	215	52	38	98	76	59	11	0	6	0	10	17
6. ジョーンズ ホブキンス大学	694	154	169	115	256	48	36	100	91	67	19	0	3	0	9	13
7. スタンフォード大学	724	156	163	115	290	74	124	129	86	76	18	1	4	0	20	19
8. フロリダ大学	545	105	106	55	279	33	88	60	35	36	16	1	4	0	16	17
9. イリノイ大学	546	144	109	53	240	42	99	90	50	56	17	0	5	1	30	24
10. ペンシルバニア大学	543	131	107	97	208	57	55	77	75	69	15	1	9	0	23	58
11. ミシガン大学	703	260	132	61	250	53	103	84	33	49	17	2	1	0	20	16
12. ニューヨーク大学	372	78	80	50	164	33	45	59	28	36	7	1	0	0	4	11
13. ユタ大学	315	91	79	6	139	13	44	56	34	42	5	0	0	0	5	6
14. サウスフロリダ大学	368	142	48	18	160	13	52	43	24	38	5	0	1	0	5	2
15. ピッツバーグ大学	268	46	46	26	150	37	33	60	40	37	10	3	3	0	13	9
16. カリフォルニア工科大学	728	286	172	40	230	47	67	96	33	18	10	1	0	0	17	4
17. デューク大学	503	162	103	58	180	28	59	70	39	37	7	1	0	0	15	9
18. バージニア大学	253	15	67	31	140	28	37	47	31	37	2	0	0	0	3	3
19. ロチェスター大学	338	62	99	14	163	12	45	80	52	61	6	0	0	0	3	2
20. ミシガン州立大学	428	198	61	26	143	21	41	43	16	24	8	4	5	0	8	4
21. ノース カロライナ大学	259	35	46	34	144	34	49	66	35	31	10	1	0	0	6	5
22. オハイオ大学	152	35	31	8	78	14	29	37	23	23	2	0	3	0	4	5
23. 大阪大学	851	35	34	475	307	66	43	65	15	22	23	0	0	0	22	10
24. 京都大学	966	43	58	563	302	70	76	75	12	19	30	0	0	0	27	15
25. 東京大学	1119	59	73	701	286	104	34	72	12	15	27	2	0	0	24	8
26. 名古屋大学	505	20	14	353	118	23	17	23	1	6	8	1	1	0	2	0
27. 東北大学	977	38	36	737	166	79	35	64	5	8	38	0	0	0	43	4
28. 東京工業大学	1003	34	29	828	112	40	22	45	5	2	14	0	0	0	19	0



資料2 技術分野別出願状況

大学名	1農水産				2食料品、タバコ				3個人・家庭用品				4医療機器				5医薬品				6娯楽、人命救助			
	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本
1. カリフォルニア大学	13	39	6	2	3	2	1	0	2	1	0	84	76	31	5	278	281	131	44	2	1	2	0	
2. マサチューセッツ工科大学	2	2	0	3	1	1	0	1	2	0	0	42	32	14	16	60	42	24	13	1	0	0	0	
3. コロンビア大学	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	2	10	3	72	32	26	11	1	0	0	0	
4. テキサス大学	2	5	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	39	29	22	14	106	122	53	28	0	0	0	0
5. ハーバード大学	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	48	38	23	12	0	0	0	0
6. ジョーンズホーリンズ大学	0	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	25	15	17	8	77	59	42	21	0	0	1	0	
7. スタンフォード大学	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	45	25	27	20	53	40	31	12	1	0	0	0	
8. フロリダ大学	3	5	2	3	1	0	0	0	0	0	0	34	16	10	6	34	13	23	9	0	0	0	0	
9. イリノイ大学	3	4	0	0	5	3	0	0	0	0	0	12	2	5	2	47	31	28	9	0	0	0	0	
10. ペンシルベニア大学	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	23	18	17	12	67	66	39	21	0	0	0	0
11. ミシガン大学	1	2	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	31	23	14	7	53	82	42	12	0	0	0	0
12. ニューヨーク大学	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	16	9	9	10	48	17	22	9	1	0	0	0
13. ユタ大学	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	5	5	0	34	33	23	0	1	0	0	0
14. サウスフロリダ大学	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	12	8	3	0	42	42	18	9	1	0	0	0
15. ピッツバーグ大学	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	1	5	3	32	12	14	9	0	0	0	0
16. カリフォルニア工科大学	0	3	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	10	11	8	0	12	21	8	2	0	0	0	0
17. デューク大学	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12	17	15	6	64	63	34	18	0	0	0	0
18. バージニア大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	7	11	1	26	7	14	8	1	0	0	0
19. ロチエスター大学	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	9	14	2	50	13	28	3	0	0	0	0
20. ミシガン州立大学	7	10	2	1	1	5	0	0	0	0	0	6	0	1	0	18	42	7	1	0	0	0	0	
21. ノースカロライナ大学	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	5	1	2	40	5	13	2	0	0	0	0
22. オハイオ大学	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	4	2	1	0	26	11	12	0	0	0	0	0
23. 大阪大学	2	0	0	4	17	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	18	33	3	4	24	1	0	0	3
24. 京都大学	4	1	2	10	2	0	0	7	0	0	0	0	12	0	2	19	25	7	5	23	2	0	0	0
25. 東京大学	0	0	10	0	0	1	0	1	1	0	0	1	2	4	23	22	8	4	21	1	0	0	3	
26. 名古屋大学	1	1	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	1	15	11	2	1	14	0	0	0	0
27. 東北大	0	0	4	0	1	0	1	0	0	0	0	0	12	0	2	51	8	0	3	20	0	0	0	0
28. 東京工業大学	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11	1	0	0	13	0	0	0	0	0	0	3

大学名	7処理、分離、混合			8金属加工、工作機械			9切断、材料加工、積層体			10印刷、筆記具、装飾			11車両			12包装、容器					
	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	
1. カリフォルニア大学	46	58	23	0	8	16	1	0	16	28	6	0	1	0	0	3	16	2	0	2	0
2. マサチューセッツ工科大学	19	6	9	0	2	8	2	1	9	10	5	0	1	1	0	1	2	0	0	0	0
3. コロンビア大学	12	2	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1
4. テキサス大学	10	10	3	0	0	0	0	0	3	11	1	2	0	3	0	0	1	0	0	1	0
5. ハーバード大学	12	5	8	3	0	0	0	0	0	5	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0
6. ジョーンズホプキンス大学	2	0	1	0	0	0	2	5	0	1	2	1	0	0	0	2	1	2	0	0	0
7. スタンフォード大学	6	2	5	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. フロリダ大学	6	2	1	0	1	0	0	0	1	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. イリノイ大学	9	5	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
10. ペンシルバニア大学	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. ミシガン大学	10	8	4	2	4	2	1	0	0	6	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0
12. ニューヨーク大学	2	0	1	1	1	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. ユタ大学	1	1	3	0	1	0	0	0	4	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
14. サウスフロリダ大学	5	2	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
15. ピッツバーグ大学	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16. カリフォルニア工科大学	10	10	3	1	2	0	0	0	6	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
17. デューク大学	3	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18. バージニア大学	2	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
19. ロチエスター大学	2	2	0	0	1	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20. ミシガン州立大学	4	9	2	0	3	2	1	1	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
21. ノースカロライナ大学	5	0	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22. オハイオ大学	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
23. 大阪大学	10	0	0	15	9	1	1	23	3	0	0	6	0	0	0	0	0	2	1	0	0
24. 京都大学	8	2	0	23	4	0	0	4	4	1	0	7	0	0	4	0	0	2	0	0	0
25. 東京大学	10	1	0	31	1	0	0	6	0	2	0	10	0	0	3	0	0	25	0	0	1
26. 名古屋大学	2	0	0	20	2	0	0	5	1	0	1	6	0	0	0	2	1	0	2	0	0
27. 東北大	5	1	2	29	5	4	2	13	1	1	1	6	0	1	0	0	0	0	0	0	1
28. 東京工業大学	4	1	0	28	0	0	0	6	1	1	0	22	0	0	3	1	0	1	17	0	0

大学名	13ナノ技術				14無機化学、肥料				15有機化学、農業				16高分子				17洗剤、応用組成物、染料、石油化学					
	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本		
1. カリフォルニア大学	6	0	4	19	27	7	0	71	73	63	4	23	16	8	1	3	4	0	0	178	202	
2. マサチューセッツ工科大学	3	0	0	9	1	6	5	15	9	18	10	12	10	5	5	4	1	0	0	51	58	
3. コロンビア大学	0	0	0	0	4	1	0	0	22	6	14	2	2	0	0	0	1	0	0	43	11	
4. テキサス大学	0	0	0	1	4	0	1	37	19	23	15	2	1	2	1	1	3	0	1	46	53	
5. ハーバード大学	3	0	4	5	2	1	2	1	20	11	16	14	1	0	0	3	0	0	0	27	24	
6. ジョーンズ・ホプキンス大学	0	0	0	0	0	0	0	0	21	9	23	16	1	0	0	1	0	0	0	48	45	
7. スタンフォード大学	0	0	0	1	0	0	1	0	9	6	0	5	1	0	15	4	0	0	0	53	29	
8. フロリダ大学	4	0	0	0	5	0	1	0	19	5	6	3	6	1	1	1	0	0	0	31	9	
9. イリノイ大学	1	0	0	2	3	3	5	1	18	4	14	7	5	0	1	1	2	2	0	0	23	
10. ペンシルベニア大学	0	0	0	0	0	1	0	1	13	2	13	7	1	3	1	1	0	0	0	1	42	
11. ミシガン大学	2	1	7	4	6	1	2	10	15	22	11	2	1	4	2	4	0	2	0	25	46	
12. ニューヨーク大学	0	0	0	2	2	1	0	10	1	9	9	2	1	1	0	0	0	0	0	24	6	
13. ユタ大学	0	0	0	0	2	2	1	0	7	10	0	4	0	4	0	1	0	0	0	27	11	
14. サウスフロリダ大学	0	0	0	1	1	0	13	4	11	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	23	19	
15. ピッツバーグ大学	0	0	0	0	1	0	0	18	4	8	0	2	1	0	0	1	0	0	0	24	10	
16. カリフォルニア工科大学	5	0	3	6	5	2	4	0	4	11	17	5	3	4	7	1	1	3	1	0	30	
17. デューク大学	0	0	0	0	1	1	0	0	11	6	13	6	1	1	0	0	1	0	0	35	32	
18. バージニア大学	0	0	0	2	0	0	0	14	1	17	9	2	0	0	0	0	0	0	17	0	5	
19. ロチエスター大学	0	0	0	1	0	0	0	5	3	10	0	3	0	0	2	0	0	0	20	10	11	
20. ミシガン州立大学	1	1	0	0	1	7	1	1	16	27	18	12	11	22	5	4	2	2	3	0	17	
21. ノースカロライナ大学	0	0	5	0	0	0	0	11	1	9	10	2	2	1	0	0	0	0	33	7	5	
22. オハイオ大学	1	0	0	1	2	1	0	0	6	0	4	1	3	3	0	0	0	0	11	9	4	
23. 大阪大学	1	1	0	6	9	0	0	15	26	0	3	24	14	0	0	26	5	0	1	7	25	3
24. 京都大学	1	0	0	6	9	0	2	22	26	1	4	61	18	1	1	28	2	0	0	11	32	4
25. 東京大学	1	0	5	3	0	0	19	24	4	3	40	24	0	7	25	6	1	0	30	46	15	22
26. 名古屋大学	0	0	3	3	0	2	25	8	0	1	29	6	0	1	10	1	0	0	8	13	3	0
27. 東北大	1	0	0	6	5	1	0	36	8	0	2	11	2	0	0	6	2	1	0	14	1	0
28. 東京工業大学	1	0	5	6	1	1	55	10	1	2	51	11	2	4	53	4	0	0	21	2	1	0
																					12	

大学名	19遺伝子工学				20冶金、金属処理、電気 化学				21繊維、繊維処理、洗濯				22紙				23土木、建設、建築、住 宅				24鉱業、地中削孔			
	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本
1. カリフォルニア大学	18	13	20	18	20	39	7	0	2	3	2	0	0	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0
2. マサチューセッツ工科大学	3	2	3	16	8	6	7	1	6	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. コロンビア大学	4	0	6	3	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
4. テキサス大学	3	1	5	13	3	2	1	0	1	1	2	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
5. ハーバード大学	4	1	2	6	2	5	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
6. ジョーンズ・ホーリー・カレッジ	2	3	5	27	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. スタンフォード大学	5	0	2	13	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. フロリダ大学	8	0	4	6	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. イリノイ大学	4	0	6	3	5	3	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
10. ペンシルベニア大学	7	4	10	33	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. ミシガン大学	1	2	3	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12. ニューヨーク大学	2	2	0	6	2	4	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
13. ユタ大学	0	2	1	2	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
14. サウスフロリダ大学	4	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
15. ピッツバーグ大学	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16. カリフォルニア工科大学	7	0	6	2	2	12	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17. デューク大学	0	3	2	13	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18. バージニア大学	0	0	1	5	8	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0
19. ロチエスター大学	1	0	8	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
20. ミシガン州立大学	3	0	5	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
21. ノースカロライナ大学	6	0	5	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22. オハイオ大学	1	2	1	0	0	1	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23. 大阪大学	27	0	5	50	23	5	1	25	2	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	4	0	0	0	0
24. 京都大学	32	0	8	38	7	1	0	19	1	2	0	1	0	0	0	1	2	0	0	12	0	0	0	0
25. 東京大学	22	0	7	54	1	0	0	13	0	1	0	0	0	0	1	0	0	9	0	0	0	0	0	0
26. 名古屋大学	17	0	1	11	1	2	0	15	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0
27. 東北大	9	0	0	15	23	3	5	78	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3	1	0	0	1	0
28. 東京工業大学	1	0	0	13	0	1	0	36	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	1

大学名	25エンジン、ポンプ			26工学一般、機械要素			27照明、加熱			28武器、火薬			29測定・工学・写真・複写機			30時計・制御・計算機				
	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	
1. カリフォルニア大学	9	7	1	0	2	5	3	0	4	5	2	1	6	7	1	0	178	228	76	22
2. マサチューセッツ工科大学	8	2	2	0	1	2	0	0	5	0	2	1	0	0	0	0	103	52	23	22
3. コロンビア大学	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	15	7	1
4. テキサス大学	1	1	0	0	1	0	0	0	2	3	1	0	1	0	0	0	39	50	24	28
5. ハーバード大学	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	28	15	10	10
6. ジョーンズ・ホーリー・カレッジ	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	34	6	14	14	
7. スタンフォード大学	1	0	1	2	1	0	1	0	1	3	2	0	0	0	0	0	42	23	25	23
8. フロリダ大学	2	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	35	8	9	9
9. イリノイ大学	2	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	17	12	10	10
10. ペンシルベニア大学	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	18	7	4	10
11. ミシガン大学	1	2	2	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	39	34	11	7
12. ニューヨーク大学	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	15	6	10	10
13. ユタ大学	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	13	5	4	2
14. サウスフロリダ大学	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	20	23	4	2
15. ピッツバーグ大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	6	3	12
16. カリフォルニア工科大学	1	5	3	0	1	4	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	38	55	17	9
17. デューク大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	19	18	11
18. バージニア大学	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	10	9	5	4
19. ロチエスター大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	9	16	1
20. ミシガン州立大学	4	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	4	2
21. ノースカロライナ大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3	2	4
22. オハイオ大学	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	1	1
23. 大阪大学	1	0	0	2	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	40	5	3	76
24. 京都大学	2	0	1	1	0	0	0	4	0	0	3	0	0	0	0	0	33	11	15	91
25. 東京大学	1	0	0	1	1	0	0	8	6	0	2	8	0	0	0	0	46	3	12	133
26. 名古屋大学	0	0	0	3	0	0	0	7	3	0	0	6	0	0	0	1	13	5	1	52
27. 東北大	1	1	6	1	1	15	1	0	0	14	0	0	1	12	5	4	170	4	0	9
28. 東京工業大学	0	0	6	2	0	0	13	1	0	2	4	0	0	3	21	1	1	121	12	0
																				4
																				74

大学名	31ビジネス方法				32表示・音響・情報記録				33原子核工学				34電気・電子部品、半導体、印刷回路、発電				35電子回路・通信技術				36その他				
	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	PCT	米国	欧洲	日本	
1. カリフォルニア大学	4	1	0	0	4	16	5	0	6	10	4	3	163	198	52	6	46	45	25	0	0	0	0	0	
2. マサチューセッツ工科大学	1	0	1	10	9	2	1	6	0	0	0	0	98	49	22	13	19	20	4	1	0	0	0	0	
3. コロンビア大学	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	28	5	2	10	18	4	5	10	0	0	0	0	
4. テキサス大学	0	1	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	8	24	4	7	6	11	4	0	0	0	0	0	
5. ハーバード大学	0	0	0	2	1	4	0	0	1	0	0	0	15	25	5	3	6	3	1	1	0	0	0	0	
6. ジョーンズ ホプキンス大学	0	0	0	3	2	0	1	0	0	0	0	0	4	1	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
7. スタンフォード大学	0	0	0	3	7	2	0	0	0	0	0	0	19	8	8	7	5	3	8	8	0	0	0	0	
8. フロリダ大学	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	2	23	14	3	3	9	8	3	0	0	0	0	
9. イリノイ大学	0	0	0	3	4	1	1	0	0	0	0	0	32	38	15	12	6	1	5	1	0	0	0	0	
10. ペンシルベニア大学	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	4	2	4	1	2	0	0	0	0	0	0	
11. ミシガン大学	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	11	0	0	6	7	5	2	0	0	0	0	
12. ニューヨーク大学	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	8	5	3	2	4	2	0	0	0	0	0	0	
13. ユタ大学	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	2	3	0	0	0	0	0	0	
14. サウスフロリダ大学	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	9	9	0	0	3	14	0	0	0	0	0	0	
15. ピッツバーグ大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	3	5	5	3	1	0	0	0	0	0	
16. カリフォルニア工科大学	0	0	0	6	6	0	1	2	0	0	0	0	41	59	37	10	10	16	9	0	0	0	0	0	
17. デューク大学	0	2	0	0	4	1	1	0	3	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
18. バージニア大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	
19. ロチエスター大学	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	5	2	2	0	8	4	3	1	0	0	0	0	
20. ミシガン州立大学	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	11	11	6	1	5	0	0	0	0	0	0	0	
21. ノースカロライナ大学	0	0	0	2	3	0	0	0	1	0	1	0	3	5	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	
22. オハイオ大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
23. 大阪大学	1	0	0	1	5	2	4	0	0	0	1	0	35	7	6	78	5	1	2	20	0	0	0	0	
24. 京都大学	1	0	0	2	4	1	0	10	2	0	0	7	45	7	6	89	7	0	1	11	0	0	0	0	
25. 東京大学	1	0	1	4	5	1	1	15	1	0	1	5	23	13	3	70	12	5	1	30	0	0	0	0	
26. 名古屋大学	1	0	0	1	0	0	6	0	0	0	2	11	5	4	67	5	0	0	3	0	0	0	0	0	
27. 東北大	0	0	0	5	3	1	25	2	1	0	1	42	12	10	147	14	1	2	32	0	0	0	0	0	
28. 東京工業大学	0	0	0	1	0	0	13	0	1	13	22	22	9	159	6	2	4	45	0	0	0	0	0	0	0

資料3 PCT出願の多い6つの技術分野の移行先

- 下記は、2004年～2007年の間の、PCT出願上位500に入っている米国主要大学及び日本の6大学によりPCT出願が多い6分野の移行先を示したものである。
- 移行先機関・国の総計は、1カ国(機関)に複数出願した場合は「1」として計算したものである。

ユニット4:医療機器	日	米	欧	豪	加	中	露	伯	印	韓
日米合計	94	225	188	117	105	24	1	7	0	16
内訳) 米国	78	216	171	113	104	21	1	7	0	13
日本	16	9	17	4	1	3	0	0	0	3

ユニット5:医薬品	日	米	欧	豪	加	中	露	伯	印	韓
日米合計	262	350	547	364	407	82	14	25	1	87
内訳) 米国	243	342	516	357	392	74	14	25	1	81
日本	19	8	31	7	15	8	0	0	0	6

ユニット15:有機化学、農薬	日	米	欧	豪	加	中	露	伯	印	韓
日米合計	97	102	181	114	103	37	5	16	0	32
内訳) 米国	77	91	152	109	98	36	5	15	0	27
日本	20	11	29	5	5	1	0	1	0	5

ユニット18:バイオ、ビール、酒類、糖工業	日	米	欧	豪	加	中	露	伯	印	韓
日米合計	178	215	333	262	212	40	5	15	0	59
内訳) 米国	141	198	302	252	200	31	5	15	0	49
日本	37	17	31	10	12	9	0	0	0	10

ユニット29:測定・光学・写真・複写機	日	米	欧	豪	加	中	露	伯	印	韓
日米合計	171	271	270	168	137	48	1	3	0	36
内訳) 米国	109	237	230	165	128	34	1	3	0	27
日本	62	34	40	3	9	14	0	0	0	9

ユニット34:電気・電子部品、半導体、印刷回路	日	米	欧	豪	加	中	露	伯	印	韓
日米合計	165	202	198	67	43	59	2	0	0	111
内訳) 米国	98	158	147	65	41	30	2	0	0	76
日本	67	44	51	2	2	29	0	0	0	35

資料4 優先権主張の有無

- ・本調査は、WIPOのPATENTSCOPEのデータに基づいて実施する。
 - ・下記は、2004年～2007年の間の、PCT出願上位500に入っている米国主要大学及び日本の6大学の各国・機関への特許出願状況＊及びPCT出願の移行先を示したものである。
- * 正確には、上記期間に「公開」された情報を調査したものである。以下のデータベース調査はいずれも、
2004年1月～2007年12月の間に公開公報が出たものを対象とする。
- なお、各国から優先権主張とともにPCTに移行しているケースも想定されるため件数が重複して記載されている可能性がある。

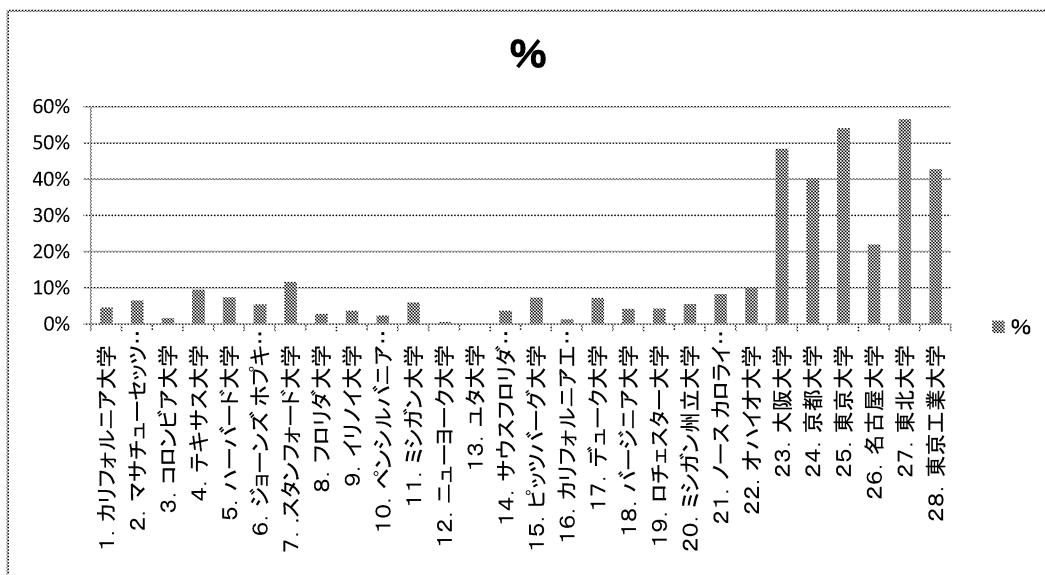
大学名	直接出願									PCT出願		
	米国	有	無	歐州	有	無	日本	有	無	PCT	有	無
1. カリフォルニア大学	1477	1224	253	576	569	7	147	143	4	1454	1434	20
2. マサチューセッツ工科大学	365	314	51	174	174	0	122	121	1	583	576	7
3. コロンビア大学	94	91	3	97	94	3	47	44	3	352	337	15
4. テキサス大学	367	324	43	167	164	3	124	121	3	374	369	5
5. ハーバード大学	146	137	9	96	95	1	68	68	0	215	214	1
6. ジョーンズ ホプキンス大学	154	153	1	169	168	1	115	114	1	256	256	0
7. スタンフォード大学	156	120	36	163	159	4	115	108	7	290	282	8
8. フロリダ大学	105	94	11	106	105	1	55	53	2	279	275	4
9. イリノイ大学	144	108	36	109	109	0	53	53	0	240	237	3
10. ペンシルバニア大学	131	124	7	107	107	0	97	96	1	208	208	0
11. ミシガン大学	260	227	33	132	132	0	61	60	1	250	245	5
12. ニューヨーク大学	78	58	20	80	79	1	50	50	0	164	161	3
13. ユタ大学	91	89	2	79	79	0	6	6	0	139	137	2
14. サウスフロリダ大学	142	138	4	48	47	1	18	17	1	160	160	0
15. ピッツバーグ大学	46	46	0	46	46	0	26	26	0	150	147	3
16. カリフォルニア工科大学	286	282	4	172	161	11	40	34	6	230	229	1
17. デューク大学	162	143	19	103	102	1	58	58	0	180	178	2
18. バージニア大学	15	14	1	67	67	0	31	31	0	140	140	0
19. ロチェスター大学	62	57	5	99	98	1	14	13	1	163	162	1
20. ミシガン州立大学	198	173	25	61	60	1	26	26	0	143	141	2
21. ノース カロライナ大学	35	30	5	46	45	1	34	34	0	144	141	3
22. オハイオ大学	35	34	1	31	31	0	8	8	0	78	77	1
23. 大阪大学	35	35	0	34	34	0	475	69	406	307	298	9
24. 京都大学	43	43	0	58	58	0	563	82	481	302	298	4
25. 東京大学	59	58	1	73	73	0	701	179	522	286	268	18
26. 名古屋大学	20	19	1	14	13	1	353	28	325	118	111	7
27. 東北大学	38	36	2	36	36	0	737	65	672	166	159	7
28. 東京工業大学	34	34	0	29	29	0	828	116	712	112	110	2

資料5 PCT出願における大学と企業との共願率

・下記は、主要大学のPCT出願において、企業との共願数・共願率をあわらした表である。

(あくまでも、企業との共願であり個人、学校、独立行政法人、財団法人等は除く)また、企業との共願か否かのなお、共願か否かの判定方法は下記の簡易的方法によつたもので必ずしも正確な数字ではないことを断つておく。
【判定方法】出願人の欄に、*LTD*INC.*COMPANY*KABUSHIKI*CORPO*KK*Limited*CO*の文字があるものを抽出し(1)、*UNIVERSITY Corporation*（国立大学法人にCorporationがついているため）等が含まれるものをおき(2)、「(1)-(2)>0」であるものを共願とした。

大学名	出願数	共願数	%
1. カリフォルニア大学	1454	67	5%
2. マサチューセッツ工科大学	583	38	7%
3. コロンビア大学	352	6	2%
4. テキサス大学	374	36	10%
5. ハーバード大学	215	16	7%
6. ジョーンズ ホプキンス大学	256	14	5%
7. スタンフォード大学	290	34	12%
8. フロリダ大学	279	8	3%
9. イリノイ大学	240	9	4%
10. ペンシルバニア大学	208	5	2%
11. ミシガン大学	250	15	6%
12. ニューヨーク大学	164	1	1%
13. ユタ大学	139	0	0%
14. サウスフロリダ大学	160	6	4%
15. ピッツバーグ大学	150	11	7%
16. カリフォルニア工科大学	230	3	1%
17. デューク大学	180	13	7%
18. バージニア大学	140	6	4%
19. ロチェスター大学	163	7	4%
20. ミシガン州立大学	143	8	6%
21. ノース カロライナ大学	144	12	8%
22. オハイオ大学	78	8	10%
23. 大阪大学	307	149	49%
24. 京都大学	302	122	40%
25. 東京大学	286	155	54%
26. 名古屋大学	118	26	22%
27. 東北大学	166	94	57%
28. 東京工業大学	112	48	43%
合 計	7483	917	12%



◆研究体制・研究スケジュール

1. 研究体制

研究会委員

◆委員長

玉井 克哉 東京大学先端科学技術研究センター知的財産権大部門 教授

◆委員（五十音順）

久保 浩三 奈良先端科学技術大学院大学知的財産本部長、教授、弁理士

宗定 勇 日本知的財産協会 専務理事

辻本 希世士 辻本法律特許事務所副所長 弁護士、弁理士、
(財) 比較法研究センター 特別研究員

原嶋 克巳 元富士ゼロックス株式会社知的財産権部
シニアライセンスエグゼクティブ

深見 克哉 九州大学知的財産本部 特任教授

マノジュ・シュレスター 甲南大学経営学部 教授、スタンフォード大学客員教授

◆オブザーバ

西村由希子 東京大学先端科学技術研究センター助教

瀧内 健夫 特許庁総務部企画調査課知的財産活用企画調整官

安井 寿儀 特許庁総務部企画調査課活用企画班長

益子 守 特許庁総務部企画調査課大学特許管理専門官

福田 洋子 特許庁総務部企画調査課活用企画係長

加藤 幹 経済産業省産業技術環境局大学連携推進課課長補佐

岩田 行剛 文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室専門官

大山 由紀 文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室企画調査係長

◆事務局

木下 孝彦 (財) 比較法研究センター (KCLC) 主幹研究員 *プロジェクトリーダー

田浦 裕久 (財) 比較法研究センター 特別研究員

市政 梓 (財) 比較法研究センター 研究員

菊本 千秋 (財) 比較法研究センター 研究員

2. 本調査研究の実施方法

① 研究会：4回開催

第1回研究会	2008年10月27日（月）
第2回研究会	2008年12月8日（月）
第3回研究会	2009年1月27日（火）
第4回研究会	2009年3月2日（月）

② 国内外文献調査

本研究に関連する書籍、論文、インターネット、調査研究報告書、審議会資料等を活用して、我が国の大学及び米国大学の海外特許出願状況、海外大学・企業等との連携、海外の企業への技術移転等の整理等に関する情報を収集し、整理、分析を行った。

文献等調査で明らかにならなかった次項については、本調査研究の対象とした大学に対して、メールや電話で補完調査を行った。

③ データベース調査

2004年～2007年の間の米国主要大学（PCT出願上位22大学）及び日本的主要大学（PCT出願上位6大学）の各国・機関への特許出願状況（特許出願件数、出願分野、PCT出願がどの国・機関へ移行しているか、優先権主張を行っているか）について、WIPOのPATENTSCOPE®及び商用データベースNRIサイバーパテントを利用して調査を行った。

④ 海外ヒアリング調査

②及び③の調査・分析結果を参考に、米国大学の状況をさらに詳細に把握するために、PCT出願数が多い大学（カリフォルニア大学バークリー校、スタンフォード大学、ジョンズ・ホプキンス大学）、および特徴的な技術移転システムを有する機関（ウィスコンシン大学マディソン校、NIH）に対して、現地でヒアリング調査を実施した。現地ヒアリング調査後は、担当者とのメールにて補完調査を実施した。現地ヒアリングは、西村由希子氏（東京大学先端科学技術研究センター 助教）が、2009年1月15日～2009年1月25日の期間に実施した。

平成 20 年度特許庁大学知財研究推進事業

大学の国際連携に係る海外特許出願戦略に関する研究報告書

発 行 平成 21 年 3 月

財団法人比較法研究センター

住所：京都府京都市下京区中堂寺粟田町 93

京都リサーチパーク 4 号館

電話：075-315-9924

